

令和 7 年 第 3 回 (9 月)

# 粕屋町議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 5 日 開会

令和 7 年 9 月 22 日 閉会

粕屋町議会

# 令和7年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

## 第1号 9月5日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・行政報告	8
・議案等の上程（議案第61号～第77号）	8
・議案等に対する質疑	15
・議案等の委員会付託	15
・発議の上程（発議第2号～第3号）	16

## 第2号 9月8日（月）

・一般質問	21
田川正治議員	21
1. 高齢者や障がいの方などが、安全安心で住んで良かったと思える町の施策と支援について	22
2. 九大農場跡地を、市制をめざす町のシンボル的な拠点とする計画と取組について	36
川崎尚子議員	39
1. 市制に向けた粕屋町の取組について	39
福永善之議員	52
1. JR駅の利便性について	54
宮崎広子議員	61
1. 誰もが健康で暮らせるまちづくりについて	61
本田芳枝議員	72
1. 都市公園整備について	72
2. 地域に根ざす図書館の在り方について	83

## 第3号 9月9日（火）

・一般質問	94
川口 晃議員	94
1. 水害対策のための施策について	95
2. 危険な道路、狭い道路の整備について	100

3. 排外主義と人権問題について	103
杉野公彦議員	111
1. 一般廃棄物収集運搬許可について	112
2. 機構改革実施による町組織の問題点及び課題について	119
山脇秀隆議員	124
1. こども家庭センターについて	125

#### **第4号 9月22日（月）**

・糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について	140
・粕屋郡粕屋町外 1 市水利組合議会議員の選挙について	141
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	142
議案第61号 粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	142
議案第62号 粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	142
議案第63号 粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	142
議案第64号 粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	142
議案第65号 粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	142
議案第66号 粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	142
議案第67号 粕屋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	148
議案第68号 令和 7 年度 粕屋町一般会計補正予算について	149
議案第69号 令和 7 年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	149
議案第70号 令和 7 年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	149
議案第71号 令和 7 年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について	149
議案第72号 令和 6 年度 粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について	156
議案第73号 令和 6 年度 粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	156

議案第74号 令和6年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	156
議案第75号 令和6年度 粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	156
議案第76号 令和6年度 粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について	156
議案第77号 令和6年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について	156
発議第2号 粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について	161
発議第3号 粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について	162
・委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査	162
・閉 会	164

令和7年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開会日）

令和7年9月5日（金）

# 令和7年第3回柏屋町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月5日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 議案等の委員会付託
- 第7. 発議の上程

## 2. 出席議員（16名）

1番 堀 本 高 良	9番 川 口 晃
2番 牟田 口 直 輝	10番 田 川 正 治
3番 川 崎 尚 子	11番 小 池 弘 基
4番 古 家 昌 和	12番 本 田 芳 枝
5番 田 代 勘	13番 宮 崎 広 子
6番 杉 野 公 彦	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 福 永 善 之	16番 末 若 憲 治

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長　臼 井 賢太郎　　議 会 局 主 幹　松 永 泰 治

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	池 見 雅 彦
教 育 長	恵 良 章 治	総 務 部 長	新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長	古 賀 みづほ	都 市 政 策 部 長	田 代 久 嗣

教育部長	堺 哲 弘	総務課長	豊 福 健 司
総合政策課長	木 場 洋 介	地域共創課長	青 木 裕 次
財政課長	吉 田 勉	税務課長	高 榎 元
住民課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
こども家庭センター課長	山 田 由 紀	高齢者支援課長	筒 井 薫
福祉課長	渋 田 加奈子	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	道路環境整備課長	吉 村 健 二
上下水道課長	黒 田 道 明	社会教育課長	石 川 弘 一
給食センター所長	岡 野 哲 枝		

(開会 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

皆様、おはようございます。

昨日に発生いたしました台風15号では、幸いにも当町では被害の発生はありませんでしたが、8月初旬の豪雨災害では、九州はもとより、全国各地で被害が発生しており、被害に遭われました皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧を切に願っております。また、こうした被害の経験を踏まえ、当町でも、防災・減災の機運が高まり、更に災害に強いまちづくりに進めていただきますよう願っております。

さて、本日より令和7年9月定例会が開会をいたします。今定例会では、令和6年度の決算の審査が行われますが、議会も今まで以上に慎重審議を行えるよう、定例会に先立ち、研修会を実施したところあります。議員各位には、研修会の学びを十分に發揮され、議会として実りある審査を行っていただきますようお願いをいたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長 末若憲治君

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において6番・杉野公彦議員及び8番・福永善之議員を指名いたします。

○議長 末若憲治君

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの18日間にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの18日間と決定をいたしました。

○議長 末若憲治君

日程第3. 「行政報告」及び日程第4. 「議案等の上程」を行います。

今期定例会に、町から提出されました議案等は17件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

改めておはようございます。

本日、令和7年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中、全員の御出席を賜り、誠に感謝に耐えません。ありがとうございます。

先ほど議長が申されました、九州に接近しておりました台風15号は、上陸することなく、福岡地方には大きな影響はありませんでしたが、去る8月のお盆前の大雨は、8月10日14時過ぎから非常に激しい雨が降り続け、夕刻には、大雨警報や土砂災害警戒情報が発出されたため、レベル3の職員招集や多々良川、須恵川に関する消防各分団の出動要請を行い、警戒に当たりました。18時には災害対策本部を設置し、宇美川を含む三つの二級河川の氾濫危険水位の警戒に当たるとともに、19時にはサンレイクかすやなど2か所の避難所を開設いたしました。19時55分に土砂災害警戒区域や、三つの二級河川流域の住民に対して避難指示を発令し、サンレイクかすやに開設した避難所には、最大時で2世帯5名の避難者がありました。町内の道路において、数箇所の道路冠水が発生しましたが、その後、降雨量も落ち着き、河川の水位も次第に下がり始めたため、幸いにも大きな被害とはなりませんでした。今回の大雨は、急激に大量の線状降水帯が北部九州地方に発生し、想定よりも早い気象変化が特徴的でしたが、福岡県域では、糟屋地区の北部や宗像地区で長時間にわたり線状降水帯が発生し、これらの地域では、過去に経験していないような被害が多発しました。被災地の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、今後も台風や線状降水帯の発生などを含む、急激な気象状態の変化に対応する防災体制を心掛ける必要があると心から感じました。

さて、8月22日から24までの間で開催しました、「ときめき・体験2025inおきなわ」事業。私も今回は参加し、沖縄読谷村の方々と交流を深めできました。読谷村は正に、官民一体の地域活動が盛んで、まちづくりの基本は地域のマンパワーの育成であり、子どもから青年や高齢者までの世代間交流が未来へと続く文化と地域の活性化を実践している地域がありました。子どもたち団員は、沖縄エイサーを習ったり、反対によさこい踊りを読谷の皆さんと楽しく踊ったりして、楽しく共感にあふれた交流の一時でした。酷暑の中、平和公園や黎明之塔での献花などの平和学習や海洋研修を終え、団員60名、スタッフ等29名、総勢89名全員が3日間の研修を無事終えて帰ってまいりました。帰着式で佐藤団長から、

「団体生活を通して、学校では体験できない貴重な学びを経験した。」との報告があり、この「ときめき・体験」事業が、これから青少年の健やかな育み、そして子どもたちだけではなく、スタッフとして参加された若者たちが、今後、地域社会の担い手として成長され、この町の発展につながっていくものと確信し、今後も継続してまいりたいと思います。

○町長 箱田 彰君

それでは、「行政報告」をいたします。

まず初めに、報告第5号から第6号までの報告をいたします。

報告第5号は、「令和6年度粕屋町健全化判断比率について」でございます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

次の報告第6号は、「令和6年度粕屋町公営企業の経営の健全化について」でございます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

それでは、その他の報告をいたします。

「一部事務組合等の令和6年度決算について」でございます。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合、粕屋南部消防組合、福岡県後期高齢者医療広域連合、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、北筑昇華苑組合の五つの一部事務組合等について記載をしております。決算額につきましては、資料のとおりでございますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

○町長 箱田 彰君

それでは、「議案の上程」を行います。

令和7年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、条例の制定及び改正が7件。令和7年度補正予算が4件。令和6年度決算認定が6件。以上、17件でございます。

それでは、議案第61号から順に御説明申し上げますが、議案第72号から最後の議案第77号までの決算認定につきましては、副町長より御説明を申し上げます。

議案第61号は、「粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年6月4日に施行され、投票立会人等の報酬額が引上げられたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第62号は、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」等に基づき、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年10月1日に施行されることに伴い、育児部分休業の多様化を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第63号は、「粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

仕事と生活の両立支援の拡充のため、職員の育児休業等に関する人事院規則が改正され、令和7年10月1日に施行されることに伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用について、当該職員への情報提供及び意向確認等のため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第64号は、「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」が令和7年6月4日に施行され、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に関する公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第65号は、「粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、令和7年6月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第66号は、「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」でございます。

災害、その他非常の場合における早期復旧を図るため、給水装置工事事業者の指定に関し、国土交通大臣の技術的助言に基づき、所要の規定を整備するものでございます。

次、議案第67号は、「粕屋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」でございます。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により「児童福祉法」が改正され、乳児等通園支援事業が市町村の認可事業として位置づけられたため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、条例を定めるものでございます。

次に、議案第68号は、「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億5,346万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を233億1,207万5,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を2,939万1,000円、国庫支出金を4,220万6,000円、繰越金を3億1,268万2,000円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、物価高騰対策支援事業費（障がい福祉施設等）を1,066万円、物価高騰対策支援事業費（介護施設等）を1,070万円、私立・町外保育施設等運営事業費を6,008万4,000円、財政調整基金積立金を3億2,269万5,000円増額するものでございます。

次に、議案第69号は、「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,841万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,534万4,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国民健康保険税を3,331万1,000円、繰入金を1,065万円、繰越金を8,445万1,000円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を251万7,000円、諸支出金を6,806万8,000円、予備費を5,782万7,000円増額するものでございます。

次に、議案第70号は、「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,495万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,980万6,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を100万円減額し、繰越金を3,595万3,000円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を100万円減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を3,595万3,000円増額するものでございます。

次に、議案第71号は、「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,749万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億5,576万5,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、保険料を101万4,000円減額し、国庫支出金を383万4,000円、繰入金を109万9,000円、繰越金を6,264万円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を6,264万1,000円、地域支援事業を485万2,000円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ

ぞれ251万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,952万4,000円とするものでございます。歳入は、繰越金を251万1,000円増額し、歳出は諸支出金を251万1,000円増額するものでございます。

次の議案第72号から最後の議案第77号までの決算認定に関する議案につきましては、副町長より御説明いたします。

(町長 箱田 彰君 降壇)

(副町長 池見雅彦君 登壇)

### ○副町長 池見雅彦君

決算関連議案について御説明をいたします。

「令和6年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。申し訳ございません、議案第72号でございます。

一般会計の決算額は、歳入総額219億485万5,000円余、歳出総額212億8,910万円余で、歳入歳出差引額は6億1,575万5,000円余となります。歳入歳出差引額には、次年度への繰越明許費繰越財源307万3,000円が含まれており、それを差し引きました実質収支額は6億1,268万2,000円余で、次年度へ繰越しをいたしております。また、一般会計の町債残高は、前年度より7,522万1,000円余増加し、137億3,408万4,000円余となり、基金残高は、前年度より2億8,464万2,000円余増加し、56億9,268万8,000円余となります。

議案第73号は、「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和6年度歳入歳出決算は、歳入総額34億2,024万8,000円余、歳出総額33億3,579万6,000円余で、歳入歳出差引8,445万1,000円余の黒字となりました。まず、歳入につきましては、前年度に比べ、国民健康保険税が3,313万6,000円余、国庫支出金が280万6,000円の増額、県支出金が3億2,718万2,000円の減額となっており、歳入総額では、前年度と比べ2億7,828万4,000円余の減額になっております。一方、歳出につきましては、前年度に比べ、総務費が625万3,000円余、保健事業費が124万3,000円余、諸支出金が1,009万8,000円余の増額、保険給付費が3億3,600万5,000円余、国民健康保険事業費納付金が4,053万7,000円余、前年度繰上充用金が1,595万8,000円余の減額となっており、歳出総額では前年度と比べ3億7,490万5,000円余の減額となっております。

議案第74号は、「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和6年度歳入歳出決算は、歳入総額7億977万9,000円余、歳出総額6億7,382万5,000円余で、歳入歳出差引3,595万4,000円余が次年度への繰越しとなりま

した。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の5億3,730万6,000円余で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の6億5,127万5,000円余でございます。

議案第75号は、「令和6年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和6年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額27億3,729万9,000円余、歳出総額26億7,465万7,000円余、歳入歳出差引額6,264万1,000円余が次年度への繰越しとなりました。歳入の主なものといたしましては、第1号被保険者保険料が6億2,403万3,000円余、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が15億9,268万7,000円余、繰入金が4億5,716万4,000円余、繰越金が6,235万7,000円余でございます。一方、歳出の主なものといたしましては、全体の90%を占める保険給付費が24億657万円余、諸支出金が6,366万2,000円余、地域支援事業費が1億2,476万2,000円余となっております。

次に、介護サービス勘定におきまして、歳入総額2,556万5,000円余、歳出総額2,305万4,000円余、歳入歳出差引額251万1,000円余が次年度への繰越しとなっております。歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入が1,551万2,000円余、繰越金が773万9,000円余でございます。歳出は、総務費が2,160万9,000円余、サービス事業費が144万5,000円余でございます。

議案第76号は、「令和6年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、令和6年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、建設改良積立金へ1億円処分するものでございます。あわせて、令和6年度粕屋町水道事業会計決算は、配水管改良工事、粕屋浄水場他電気設備更新工事などを行っております。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益9億5,554万4,000円余、事業費用8億5,140万9,000円余、差引き1億413万5,000円余の純利益を計上いたしております。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額567万4,000円余、支出総額3億9,357万6,000円余、差引き不足額3億8,790万1,000円余につきましては、建設改良積立金、損益勘定留保資金などで補填をいたしております。

議案第77号は、「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金

～9,000万円処分するものでございます。あわせまして、令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算は、マンホールポンプ制御盤更新工事などを行っております。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益11億4,464万3,000円余、事業費用11億6,888万7,000円余、差引き2,424万3,000円余の純損失を計上いたしております。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額6億5,215万5,000円余、支出総額9億1,544万7,000円余、差引き不足額2億6,329万1,000円余につきましては、損益勘定留保資金などで補填をいたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

(副町長 池見雅彦君 降壇)

### ○議長 末若憲治君

日程第5. 「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

### ○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

### ○議長 末若憲治君

日程第6. 「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました第61号議案から第77号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

また、第68号議案から第71号議案の令和7年度補正予算関係につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を、第72号議案から第77号議案の令和6年度決算認定の関係につきましては、議長を除く全員で構成する決算特別委員会を、「地方自治法」第109条第1項及び「粕屋町議会委員会条例」第5条の規定により設置し、それぞれの特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれの所管委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、申合せ及び協議により、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に田代勘議員、副委員長に宮崎広子議員。決算特別委員会の正副委員長は、委員長に宮崎広

子議員、副委員長に田代勘議員であります。

○議長　末若憲治君

日程第7. 「発議の上程」を行います。

今期定例会に、議会運営委員会委員長より2件の発議が提出されました。趣旨説明を求めます。

杉野議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長　杉野公彦君　登壇)

○6番　杉野公彦君

発議第2号「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、発議第3号「粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」、2発議、一括して上程をいたします。

初めに、発議第2号は、「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」であります。

条例案はお手元に配付のとおり、「地方自治法」第109条第6項及び第7項並びに「粕屋町議会会議規則」第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出したものです。内容の詳細については、本年6月定例会における全員協議会の際に説明しておりますので、お手元の改正文でお確かめください。

発議理由の説明をいたします。

本発議は、「粕屋町議会傍聴規則」の改正に伴い、引用する例規について所要の規定を整備するものであります。

次に、発議第3号は、「粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」であります。

規則案はお手元に配付のとおり、「粕屋町議会会議規則」第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出したものであります。こちらも同じく内容の詳細は、本年6月定例会における全員協議会の際に説明をしておりますので、お手元の改正文でお確かめください。

発議理由の説明をいたします。

本発議は、「粕屋町議会傍聴規則」の改正に伴い、引用する例規について所要の規定を整備するものであります。

以上です。

(議会運営委員会委員長　杉野公彦君　降壇)

○議長　末若憲治君

発議第2号、第3号についての討論及び採決は最終日に行います。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　末若憲治君

御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

(散会　午前10時01分)

令和7年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

(一般質問)

令和7年9月8日（月）

## 令和7年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月8日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

1番	議席番号	10番	田 川 正 治	議員
2番	議席番号	3番	川 崎 尚 子	議員
3番	議席番号	8番	福 永 善 之	議員
4番	議席番号	13番	宮 崎 広 子	議員
5番	議席番号	12番	本 田 芳 枝	議員

### 2. 出席議員（16名）

1番	堀 本 高 良	9番	川 口 晃
2番	牟 田 口 直 輝	10番	田 川 正 治
3番	川 崎 尚 子	11番	小 池 弘 基
4番	古 家 昌 和	12番	本 田 芳 枝
5番	田 代 勘	13番	宮 崎 広 子
6番	杉 野 公 彦	14番	山 脇 秀 隆
7番	案 浦 兼 敏	15番	安 藤 和 寿
8番	福 永 善 之	16番	末 若 憲 治

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長　臼 井 賢太郎　　議 会 局 主 幹　松 永 泰 治

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	池 見 雅 彦
教 育 長	恵 良 章 治	総 務 部 長	新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長	古 賀 みづほ	都 市 政 策 部 長	田 代 久 嗣
教 育 部 長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司

総合政策課長	木 場 洋 介	地域共創課長	青 木 裕 次
税 务 課 長	高 榎 元	子ども未来課長	渡 辺 剛
こども家庭センター課長	山 田 由 紀	高齢者支援課長	筒 井 薫
福 祉 課 長	渋 田 香奈子	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	道路環境整備課長	吉 村 健 二
上下水道課長	黒 田 道 明	社会教育課長	石 川 弘 一

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

皆様、おはようございます。

昨日は、突然の石破総理の退陣表明、大野城市長選や佐賀県多久市の市長選など、多くの政治ニュースが飛び交いました。昨今の政治ニュースにかいま見えるようには、今、政治は変わるべきときにあると思います。

私たち粕屋町議会においても、今、正に変化、いや進化すべきだと考えます。住民に最も身近な議会として、主権在民である町民の皆様に、いかに波及効果をもたらすことができるのか。仮定ではなく、結果を残す議会と進化しなければなりません。

本日から行われる一般質問ですが、執行部と多くの議論を重ね、議員各位の質問や意見が形となり、未来の粕屋町を考える場となることを切に願います。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長 末若憲治君

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確にしかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁者におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いをいたします。

それでは質問順に従い質問を許します。

10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

○10番 田川正治君

おはようございます。議席番号10番、日本共産党田川正治です。

通告書に基づき質問いたします。

私は先日、長崎の被爆80年、8月9日に貸切りバスで高校生の人も一緒に長崎で開催された原水爆世界大会に参加しました。原爆資料館、皆さんも何度も行かれたと思いますが、80年前にアメリカが投下した模擬爆弾、原爆ですね。それとか、原爆で黒焦げになった人間初め、動物、建物全ての物を破壊したそのような写真。私は何度も見ても、このような、再び広島・長崎を繰り返さない。地球上で核兵器を使わない。そのため核兵器を廃絶すること。このことを強く、参加して感じて帰つ

てまいりました。

戦後、日本は戦争を放棄した「日本国憲法」9条の下で80年、戦後80年日本は戦争によって1人も殺さず、殺されることもなく、戦死者も出しておりません。しかし、現在日本の軍事費4年間で43兆円、来年度の概算要求では9.4兆円。そしてトランプ政権は国民総生産の3.5%、21兆円を要求しております。日本の国家予算で突出している、これが軍事費です。それと引換えに今まで、自公政権の下で、医療や介護、年金など社会保障費の伸びを抑え、削減してきました。それだけ地方自治体が高齢者、障がい者など社会的弱者に対する支援が必要であると考えます。このような下でこれまで町独自でも支援策を実施するなど、大変喜ばれておりますが、町内の方々からいろいろと町でやっていただきたいことなどについての意見・要望がありましたので、それに基づいて以下質問をいたします。

まず最初に、高齢者や障がい者などが安全安心で住んでよかつたと思える町の施策と支援について。1項目は、高齢者や障がい者など要配慮者が避難する福祉センター、福祉避難所として位置づけられているこのセンターの長寿命化改修計画があります。この改修工事計画に通常時や災害時に利用できる、そのようなトイレや浴槽などが必要だと考えます。要配慮の人たちが避難するときだけでなく、日常的にも、このような施設として、今度改修工事を行うべきと考えますが、検討されましたか。このことについて担当所管課の答弁を求めます。

○議長　末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長　渋田加奈子君

福祉センターの長寿命化改修工事につきましては、今月の中旬より、劣化調査や設計に入っていくところですが、今後も長期にわたり、安全にまた、住民にとって様々な場面で活用度の高い施設となるように、設計にいかしていく予定です。具体的には、通常時は、住民の方の福祉活動や交流拠点として、災害時は、高齢者や障がい者などが避難される福祉避難所として、二つの役割がありますことから、今回の設計では、可能な限り、通常時と災害時の両方で利用できる多目的トイレや、浴室の出入り、介助者の負担軽減等に配慮した個別用福祉浴室の設置を検討しております。これらは、通常時、災害時における利用者の安全と快適性を確保する上でも、また、福祉センターを住民の福祉のために十分に活用する上でも、不可欠だと考えております。

以上です。

○議長　末若憲治君

田川議員。

## ○10番 田川正治君

今、計画の内容について述べられましたが、以前、福祉センターは、大浴場と言いますか、お風呂があつて、障がい者、お年寄りの人たちもこれを使うということに非常に助かってと喜ばれておりました。今、この福祉センターの風呂は無くなつてゐるわけですが、近隣の自治体では志免町、須恵町、篠栗町などで、通常から利用できる浴槽があつて、それに利用してゐることで、粕屋町の人たちもそこに利用してゐるという人たちもおります。そういう点で言えば、今、個室の浴室なども検討してゐるということです。そういう点では、災害時にそれぞれの人たちが部屋で使えるというようなことなどは、非常に必要だということだと思います。ただ、先ほども述べましたように、他町のこの浴槽、風呂場。シーメイトとかクリエイト、そういう所で、須恵町も含めてあるわけですけど、こういうのも、障がい者とか高齢者は、日常的に使えるということは非常に助かると言ひますか、またそこでいろいろ、いろんな人たちとあって振興、交流が深まるということにもつながつてくると思います。そういう点で言えば、そのような浴槽も含めて、今度の改修計画で考えていただきたいといふうに思ひます。

それともう一つは、トイレについては先ほど述べられました、多目的トイレですか、そういうようなことで、非常に日常的にもそれは使えるということであれば、福祉センターに行って、そして障がい者の人たちは、非常に便利になるということだと思います。そういう点で、再度、話をしますが、以前あった、福祉センターにあった大浴槽のようなことも検討を今後していただきたいといふうに思ひますが、そのことについて、これは、町長の答弁を求める。

## ○議長 末若憲治君

箱田町長。

## ○町長 箱田 彰君

元の寿楽荘に大浴場がありました。ただ、やっぱり老朽化というのは、特に大浴場の場合は非常に激しゅうござります。あわせて、レジオネラ菌の発生等衛生管理に非常に気を遣うということで、粕屋町としては、大浴場の建設はそれ以来しておりません。その間、篠栗あるいは須恵のほうに、相互利用という形で、料金も全く一緒ですので、利用していただいているという状況です。これは、それぞれの町で、それぞれの自治体で同じものを作つてあるという、一つのそういった無駄な部分を省いて、例えば、うちの体育館のプールには、須恵町、篠栗町の周りからの自治体からの利用もあると。そういったことで、粕屋町には無い大浴場については、隣町の方に利用していただけるということも考えられます。冒頭言いましたように、なかなかその維持管理、最初の建設から維持管理まで非常に大きなお金が掛かる。

そしてまた、衛生管理も非常に気を遣うし、そういった財政的な面、そしてまた人的な面もございますので、今のところ、今回の福祉センターのお風呂につきましては、多目的トイレも含めて、災害時、通常時に使えるお風呂は用意するということで、大浴場については今のところ計画にはございません。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

町長の今の答弁では、維持管理とか、そういう財政的な問題というようなことも言わされましたけど、私は、こういう福祉避難所としては、もっと日常的に使える、そして災害時にも当然目的としてあるわけですが、日常的にも活用できるような、そういう施設として、検討してもらうという点では、大浴槽なども大事な施設として町民の人たちに、高齢者の人たちにも喜ばれるものだと思いますので、是非、今後のまた再検討も含めてお願いしたいというふうに思います。

次に、高齢者などの交通弱者が公共施設や病院、買物などで町内を移動する交通手段として、福祉巡回ふれあいバスを継続してほしいという要望がかなりあります。これは直接使ってる人たちなんか、利用している人たちなんかは、当然このバスが無くなるような話について、唐突に感じ、そしてこれは、なぜ今、使ってる人たちも含めて、十分な説明もなく、そういう話になってるのかということで、非常に批判的な意見が多くあります。私はこのふれあいバスについては、引き続き継続していくようにということで検討してもらいたいということで、先の議会でも、必要な場合はオンデマンドとふれあいバスは継続すべきということなど、交通弱者に対する便利さを、解消していくという点ではそういう方向がいいんじゃないかという提案をしておりました。この点について、町の考え方について、検討されたのか、担当所管課の答弁を求めます。

○議長　末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長　渋田加奈子君

高齢者を初めとする交通弱者の方にとりまして、公共施設や病院、買物などの日常生活や社会参加などを支える移動手段として、ふれあいバスの重要性は十分認識しております。これまでも何度か一般質問でお答えしてまいりましたが、平成5年に運行を開始して以来、町民の皆様の御要望により、可能な限り改善を重ねてきました。ですが、現在の運行形態では、残された大きな課題解決が困難であることから、ふれあいバスの改善という形にとどまらず、今回新たに町の公共交通体系の抜本的な見直しを行い、都市計画課所管のAIオンデマンドバスの運行が決定していま

す。このAIオンデマンドバスにより、好きな時間に、好きな乗り場から、好きな乗り場まで乗換え不要、定額で移動できることになり、運賃は発生しますが、長年の福祉バスの大きな課題についての改善が見込まれています。

また、これまで多くの方にふれあいバスを御利用していただいておりましたが、町が運営する地域公共交通につきましては、移動の利便性を向上させながら、同時に持続可能であることも大変重要なポイントであり、ふれあいバスとAIオンデマンドバスの両立は、町の将来に大きな財政負担を掛けることが予測されます。そのため、今後は粕屋町の新たな移動手段として、AIオンデマンドバスが広く住民の方に利用され、長きにわたって安全で利便性の高い公共交通になりますように、都市計画課と共に、福祉的な要配慮者の利用状況にも注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

この点については、文教厚生常任委員会では、ふれあいバスの廃止について、説明は1回もあってないんです。これは、私は社会福祉協議会が指定管理者としての継続についての議案があって、その所の1項目だけに、そういう趣旨のことを書いてあった。私質問したんですね。だから、特別この事前に話合いもなく、そして提案もなく、そして、廃止予定ということが書かれてるけど、何でそういう時代状況なのかということについても、意見も含めて述べました。こういう点では、もともと福祉バスという目的と、交通手段としてのオンデマンドというのは別々の性格なんですね。事業目的も違うし、それを一緒にして、交通利便性の問題で、どちらがいいという天秤と言いますか、諮って決める。二者択一というような形のやり方について問題が一つあるという風に思います。

だから、福祉バスとして今利用してる人たちは、それが目的として、利用しやすい、また条件として自分が、一番これが今の現状においてはいろいろ問題点があつて、もう使っていくということで今ずっと増えてきてるんですね、利用する人たちが。それはこの目的に沿って使えてることによって、自分で考えて利用していくということだと思うんですよね。そういう点で言えば、このふれあいバスの改善については私も質問した時があります。ほかの議員もあります。その点については、箱田町長も十分に取り入れて、そして停留場の所での、いわゆる改善。椅子とかベンチ付けたりで、イオンまで買物に行けるようにするとか、長者原駅までいうようなことなどを含めて、積極的にこのふれあいバスの活用を、もっともっと利用して

もうういう点で、町民の立場に立って、要望を取り入れて、進められてきたといふうに思ってるんです。

それが先ほども言いましたように、何で急に、そういう形で決めるのか。それは財政的な問題で言えば、両方ともしていくのが交通の利便性という点では、町民にそれを保障していくという点では一番いいことだと思うんですね。そういう点で、町長が、今私が述べました急にそういう文教厚生委員会にかけられる社会福祉協議会の指定管理者制度の中での、継続の問題の所に載せられたというようなことで、それで、もう廃止の方向で進むんだということを前提に進められておるというのが現状なのかということについて、町長の答弁を求めます。

○議長　末若憲治君

池見副町長。

○副町長　池見雅彦君

すみません。福祉バスの廃止について、お尋ねの件について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、福祉バスにつきましては、高齢者を初めとする交通弱者の、特に買物支援とか病院の通院支援、そういうふうなことが大きな目的で始まったというふうに認識しております。そして、今現在その福祉バス自体が、いろいろな課題を抱えている。問題があるというふうな、議員の御指摘がありましたように、バス停の範囲の、これ以上バス停も増やせない、そして運転手も増やせない、もう運営上、社会福祉協議会運営しておりますけども、これ以上の拡充はできないというふうに私ども聞いておりまして、今の状況では、多くの町民の方、福祉バスの乗車範囲から漏れておる方が御利用しづらい、町民の方が多くいらっしゃるというのが現状だというふうに私ども認識しております。

ですから、今回のAIオンデマンドバスにつきましては、小型化することもありまして、少し小さな道にも入れますし、バス停の数も、乗車ポイントにつきましても、福祉バスの倍の乗車ポイントで、ほとんどの高齢者の方、交通弱者の方が御利用できるような交通手段を私どもとしては、確保したいという気持ちの中で、今回のAIオンデマンドバスの運用を決めたわけでございます。

そして、説明が足りないという御指摘でございますけども、私どもといたしましては、昨年の12月来、議会にも御説明し、3月議会におきましては、予算編成におきまして、AIオンデマンドバス関連の予算、それと福祉バス関連の予算、それぞれ議会に御審議いただきまして、御可決を頂いたものというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

ですから、今私言いましたように、文教厚生委員会ではこの議案も出てないし、このことだけの問題で審議してもらうという形では出でないんですよ。それともう一つは、副町長は今までの経過をよく御存じない問題もあるかと思いますけど、ふれあいバスを使ってる人たちは、先ほど言いましたが、年々増えてるんですよ。これは町が調査した2018年のアンケート、ふれあいバス、必要不可欠で重要な移動手段、58.6%。将来高齢になったときに必要な移動手段、25.7%。85%の人が利用を必要としてるんです。今利用してる人たちは。これを全く、今の話で言えば、財政的な問題、そしてこれ以上の利便性が十分確保できないからというようなことは、関係ないんです。この人たちはもう今の状況でこれだけ使いたい、利用してるから、85%の人が。そして、現在の運行形態を維持するというのが、54.3%。これは、町が作った、調査した2018年のアンケートですよ。それともう一つは、福祉巡回バスがこれまでずっと乗客が増えてきたということについても、粕屋町の高齢者福祉計画の中で報告されてる、資料で。令和3年度、3万5,312人。令和4年度、4万840人。そして5年度、4万6,000。今後の見通し、6年度、5万人。7年度・8年度、5万5,000人ということで、そういう福祉計画も含めて出してるんです。それも含めて、副町長は今言われたような必要性が無いという判断をしたというのは、それはモビリティで、そちらの方向で、オンデマンドでいこうという方向は先行しておれば、このことをほごにされてると思うんですよ、全く。

それともう一つは、文教厚生委員会で、今言いました粕屋町高齢者福祉計画は、昨年3月にできたんですよ。それを9月の議会、6か月後に、オンデマンドタクシ一導入したいということで、建設委員会ですか、都市計画の方から提案された。全くその計画を立てて6か月後ですよ。それはもう全く先ほど言いました乗客の問題、利用する人たちの意見などを含めて集約したのが、ほごにされた。私そういうふうに思うんですよ。何を根拠に、このふれあいバスを必要ないとしたのかというのがはっきりしないんです。そのことが、今利用してる人たちの一番の意見なんですよ。それがこのアンケートの中には反映されてるんですよ。

その点について、私は二つともオンデマンド、これは私賛成しました。これ何でかつて言ったら、交通利便性が増えるわけですから、今のふれあいバス以外に。今副町長が言いましたように、そういう所は、ふれあいバスが通らない所の部分の人たちの必要性として、大事だからそれを決めた。それは大事なことです。しかし、ふれあいバスを外してしまうということは、このふれあいバスを利用したいという

人たちの、その問題は、全く説明できる状態じゃないと思うんですよ。その点についてどういうふうに副町長お考えですか。

○議長　末若憲治君

池見副町長。

○副町長　池見雅彦君

今、田川議員おっしゃいました、ふれあいバスが必要ないというふうなことは私どもも思っておりませんで、両立ができれば、両立したほうがよろしいのかもしれませんけども、やはり今現在のふれあいバスの問題。やはり利便性が十分ではない。圧倒的に本数が少ない。それと、どうしても利用される方、町民の利用される方の範囲が相当限定されておるというふうなこと。どうしてもバス停の問題で、利用できない町民の方も多くおられます。そこが私ども、買物支援とか高齢者の移動手段としての支援として、十分じゃないんじやないかと。それで福祉バスの当然拡充も私ども考えましたけども、先ほど申し上げましたように、もうこれ以上なかなか福祉バスを拡充すること、本数を増やすことはできないというふうな状況ございまして、他町も行っております、AIオンデマンドバスというものに着目して、これを導入について検討をしております。その前に町民アンケート等を昨年採っておりまして、昨年から一昨年にかけて採っておりまして、その中ではやはり、少しお金が掛かっても、やはり利便性が高いほうがいいというふうなことも、その中のアンケートでは伺っております。そういうふうなことをアンケートの結果も踏まえまして、私どもとしては、他町も導入しておりますAIオンデマンドバスの導入を議会のほうにも御相談しながら、今回の福祉バスからの転換ということも含めて、決定をしておるわけでございます。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

とにかく今の説明では、利用して人たちの理解は得られません。全くその状態では。切捨てられてるっちゅうことしか考えませんよ。お金が無いから、お金無いことないですよ。粕屋町の財政指標は、この前インターネットで見たら、2番目じゃないですか、苅田町に続いて。そして苅田町は、不交付団体1. なんばということですが、だから粕屋町を福岡県内で一番財政力があって、裕福だと言うて皆さん思ってますよ。それはそのとおりでしょう。そうでしょ？苅田が1.25財政力指数。粕屋町0.85。新宮町0.83。不交付団体でない所は粕屋町だけですよ、この一番トップにあるのは。

それだけ、財源も含めて、粕屋町が住みやすい所ということも含めて、皆さん

来て、そして税収も増えて、そして、今の粕屋町のこの有利さっていうのも含めてあると思うんです。そういう中で、お金が無いからとか、そういうことだけで、そして片一方は国からの交付金が来るから、だからほかの町もそれに飛びついたんですよ。しかし実際、志免とか宇美でやってるのは、聞いたら、ものすごい評判悪いと。いや評判悪いっていうのは、乗った人たちがそういうふうに思いで、何でかつて言うたら、今までのようなふれあいバスと違う形態のところに今度は乗るような形になるわけですよ。

そしたらなおさら、そういう意味で自分の近くからも含めて、自分が今まで利用しようとして、公共施設の所、役場とかサンレイクとか買物行くとか全部そういうのを使ってるんです。そういう人たちがそれで使えなくなるということも含めて、生まれてくるということになります。だから私はそういう点では、公共交通機関を使いやすいまちづくり、というのが粕屋町のスローガン。そういう点では、その基本は、高齢者とか障がい者、社会的弱者、交通弱者の人たちが、どういうふうに町内で移動できる手段として使うかというのを基本にしながらやっていかないかんと思う。だから、ふれあいバスをやめるんじゃなくて両方ともやつたらいいんじゃないかって、私前回の議会でも意見として提案しました。今回もそういう立場で再検討していただくことを求めて、次の質問に入ります。

次は老老介護など様々な事情で介護福祉施設に入所が必要な方が利用できる、特別養護老人ホームの増設計画は検討されていますかという点についての質問です。これは粕屋町今2か所の特別養護老人ホームもあります。緑の里とグッドライフ粕屋で、それぞれ、緑の里は待機者2人。グッドライフは19人ということで、ここは両方とも介護1、2のところから特別養護老人ホームに入所されております。国は3以上じゃないと入所させるなということなども条件として言われてきておりましたけど、実際はこういう人たちも含めて入所させていただいているということです。

今から、65歳以上の高齢者が増える。そして、体力は弱る。そして、認知症の問題とか、いろいろ症状があつて、実際家庭での老老介護という形で、看ることができないということで、介護施設の必要性というのは非常に今多くなってきてるんですね。こういう中で、全国的には訪問介護の所が無くなったり自治体もあるとかいうようなことなどいろいろ問題があります。これは国の制度としても問題ありますけど、ただ、粕屋町として、こういう特別養護老人ホームを県に対して積極的にやっぱり建設し、増設するように申し入れることも含めて、要請していく必要があるというふうに思います。

先日、認知症の高齢女性を見る御主人から、「もう自分が今まで自宅で介護して

たけど、腰を痛めたり、体の体調が悪くなつて看ることできなくなつた。」ということで、施設に預けるということでいろいろ入所先を探してありましたけど、費用の問題があつて、15万円で、場所によつては一時金と入所金を出さないけないというようなことなどがあるということなんで、非常に困つておられました。こういう人たちが入所できる、そういう施設としては特別養護老人ホームだというふうに思うんですね。これは普通の老人ホームとかとは違つて、所得に応じて、入所の費用の違いなども含めて、可能なこともあり、非常に受入れてゐるのに、待機者がおつて、時間掛かっているという状況もあります。しかし、粕屋町が今後、高齢者が増えていく、団塊の世代も含めて。こういうふうな全国的にもそうですが、そういう状況で特別養護老人ホームを県に対して要請していく、建設するように、増設するように。ということが必要だと考えますけど、この点について、担当所管課のほうで説明できますか。

○議長　末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長　筒井　薰君

お答えいたします。

特別養護老人ホームは、高齢者福祉施設の一つで、常に介護が必要な要介護3以上の高齢者が長期間入所して生活するための施設です。現在、町内には特別養護老人ホームが2施設あり、定員は合わせて130名となっております。なお、特別養護老人ホームの新設は県の所管であり、県の第10次高齢者保健福祉計画におきましては、糟屋地区における新たな施設整備は予定されておりません。

また、住民の方から特別養護老人ホームの入所に関する相談はほとんど寄せられておりませんし、不定期ではありますが、県から提供される入所申込者リストを確認する限りでは、待機者は少數おられるものの、順次入所が進んでいる状況です。特別養護老人ホームについては、町外の施設への入所も可能であることから、町として、現段階で増設を強く要望する必要性は低いと考えております。今後におきましても、介護保険事業計画の策定に当たつて、地域における介護サービスの需要を的確に把握し、必要なサービス量の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

今、私はこの特別養護老人ホーム、県の計画が、予定が無いということであつても、この町として、この糟屋地区も含めて建設するようにといふことも含め、求め

ていく必要があると思うんですね。これは後でも言いますが、特別支援学校の問題でもそうですけど、県が行う事業でありますけど、しかし、それぞれの自治体から、現状も含め、申し入れていく必要があると思います。緑の里が100人ほど、10年ぐらい前ですか、待機者がおられました。もう毎年のようにこの問題が1年ぐらい待ってもまだ入れないというようなことなどで問題になって、県のほうも動いたということもありますが、私も直接この問題について要望もしたことあります。そういうことも含めて積極的にこの要請活動を含めて取り組んでいくことは、大事なことだというふうに思いますので、先ほど言いました待機者が、これインターネットに載つとった分です。両方合わせて21人おられるんですよね。この人たちはずぐ入れないと思う。だから、この人たちがすぐ入れるということも含めて、まだこれ予備軍がおられるんですよね。ほかの所に行ってあるんですよ、お金が掛かっても負担掛かっても、入れる所に入ろうということで預けてるところはあるんです。それはそれでいいんですが、無理をして、そういうふうに、ほかの施設を、有料の所を、負担が増える所に入らなければならないということも生まれますので、是非積極的に取り組んでもらいたいというふうに思います。

次に、福岡市は運転免許証の有無にかかわらず、満70歳以上の人には交通費の一部を助成する高齢者乗車券を交付しているが、粕屋町でも同様の事業を取り入れることについて、検討されておるかどうかについて、町の考えについて、担当所管課の答弁をお願いします。

○議長　末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長　筒井　薰君

お答えいたします。

高齢者の社会参加や他者との交流を促進する観点から、外出の機会を持つことは非常に有益なことと認識しております。しかしながら、福岡市と同様の事業を取り入れるには、財政面における課題も生じることが想定されております。また、今年度から開始されるオンデマンドバスに移行することによって、従来の交通手段に比べ、柔軟性と利便性に優れた移動手段として期待されています。今後は、オンデマンドバスの利用状況から、高齢者の移動手段や戸外活動への影響を把握し、サービスの公平性や住民負担の在り方も含め、総合的に検討してまいります。

以上です。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

いずれにしても、今の現状においては、財政力の問題。どういうふうに財政を使ってやっていくかという点での、考え方、住民の要求、要望等の関係でどういうふうに捉えるかという問題について、財政についても積極的にこういう福祉などに含めて、活用していくようにしてもらいたいというふうに思います。

それと関連して、今免許証返納奨励金があります。これは久山と須恵、宇美は1万円ぐらい。1万円ですかね。免許証返納奨励金として出してるんですけど、これは粕屋町で今まで、このことについて、ほかの町と一緒に高いほうに合わせるというのはなかなかしないで、低いほうに合わせるというのが大体、自治体として、あちこちの自治体で考えられることなんですが、高いほうに合わせるとということで免許返納した人たちが、先ほど言いましたオンデマンドもそうですが、ふれあいバスもそうですが、そういうのを使って行くための費用、ふれあいバスは無料ですが、そういうふうに使っていくということから見れば、免許返納する人たちも増やしていく、奨励していく、事故が起こらないように、ということもやる必要があると思うんですよ。この点について、回答できれば。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

今議員がおっしゃった他町の状況。正に私どもは低いほうと言ったら語弊があると思いますが、高くはありません。ただこれは、前はいろいろサービスは行っておりましたが、これから先、この運転免許証の返納というのは、高齢者の交通事故が非常に増えている段階、これをいろいろ分析したら、やはり高齢による運動障害あるいは考えているよりも動作が遅くなる、そういうことが考えられるわけです。したがいまして、先ほどからいろいろ議論は交わさせていただいておりますが、AIオンデマンドバスの利用を促進するためには、やはりこれについては注力を今後していきたいなとは思っております。

あわせて、先ほどの副町長のほうからもいろいろ御説明申し上げましたが、オンデマンドバスの非常に大きな利点は、正に今交通弱者である特に高齢者の方々に対して、行く所の方向性、ルールは無いと。ふれあいバスはそうなんですね。もう決まってる所しかない、大きな道しか通れない。このオンデマンドバスは、小さな道でも、通常の普通自動車が通れる道でも入れるし、例えば駅に行って、博多に行きたい、あるいは大きな大規模商業施設に買物をしていきたい。正にそういった様々な要求に対して応えられるような、新しい地域公共交通の在り方でございます。先ほどの答弁にも併せて、この免許証返納される高齢者の方々にも十分なサービスが共有できるんじゃないかなと思いますので、あわせて、ICカードの乗車券につきまし

ても検討させていただきたいと思います。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

今町長言われました、ふれあいバスに乗ってる人は、自分の目的に合わせて乗ってるんです。ふれあいバスは。それは、例えば役場に行きたい。図書館に行きたいたい。そういう所に利用するときに使う。そうじゃないときは、ほかの方法で行ってあります。だから、その人たちは、目的はいろいろあっても、そういう点で先ほど言いましたアンケートの中でも、利用しやすいと、使っていきたいという、利用しよう人たちの話ですよ。そのことを大事にしてほしいということです。

○議長　末若憲治君

箱田町長

○町長　箱田　彰君

田川議員がおっしゃったように、利用される方は自分の目的で利用されておりますが、利用しながらも、例えばどこからの地域から役場に、要は役場から帰る道がないんですよ。往復が無いんです。そういうことが、ものすごいアンケートで出てるんですよ。これ数年前から、運営委員会ですか、委員会の中でも、度重なって様々な意見。その中に一番多いのが、やっぱり相互交通が無い。自分が思ってる時間に行けない。そしてまた、バス停までが遠い。当然ですよね、大きな道しか大型バスは行けませんので、小さな道にも今回AIオンデマンドバスは入れるという。正にこれは、利用される方々はもっと利用できるような、より有効な地域公共交通だと私は思っております。もちろん、それでは不十分だと思います。今後運行していく中にも、いろいろな改良を、ふれあいバスと同じように、いろいろな改良を年々重ねて、より良い地域公共交通を目指したいと思っております。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

私の意見は、先ほど言いました、両方とも運行するようにということです。

次に、古賀市や太宰府の特別支援学校にバスで通学する児童生徒の疲労を緩和するためにも、粕屋町、篠栗、久山、志免、須恵、宇美町の6町で福岡県に建設の誘致を要請することについて質問いたします。2016年に総務常任委員会で、古賀市特別支援学校に視察しました。その時の粕屋コースのバスに乗る人が60分、生徒が39人です。志免・粕屋・新宮コース80分、生徒は24名。学校まで通学するのに大変だということなので、肉体的にも疲労するということなどがその時も言われており

ました。

もう一つは、そういう中で、この2016年の時に資料をもらったのでは、県議会で城戸教育長が、知的障がいのある児童生徒数は、今後10年間で、3割増加すると、推計していると。福岡地区では、6割以上の増加を見込んでいるという答弁がありました。そういう点で言えば、今実際に全国的にも増えているということですね。そして、今全国的には、2023年度の学校基本調査の速報値では15万1,358人、令和4年度比較で11万7,035人ですから、4万人ほど増えてるんです。福岡県でも6,834人増えてるということなどがあります。そういう点で言えば、先ほどの説明をいたしました、6割増えるということになれば、100人を超える人たちが、実際この糟屋地区からバスに乗ってるということになると思います。そういう点で、そのことも含めて状況についての説明を担当所管課のほうからお願いします。

○議長　末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長　堺　哲弘君

昨年6月にも同様の御質問頂いております。一部重複した答弁になるかと思いますが、御了承賜りたいと思います。特別支援学校につきましては、平成28年11月に県で策定をしております「県立特別支援学校の今後の整備方針」によりまして、3校の新設する方針が示されました。その後、平成31年に設置場所を糸島市、宗像市、福岡市早良区とする整備計画が決定をされておるところでございます。そのうち糸島市につきましては、令和6年4月に開校しており、残るに2校、早良区と宗像市につきましても、来年の4月から開校が決定をしております。3校の開校によりまして、県立特別支援学校20校から23校へ増強するという計画が完了したばかりでございますし、今後、更なる整備計画というのも、少なくとも公表されているものは、無いという状況でございますので、町としまして、県に対し、特別支援学校の誘致、あるいは建設を要請することは、現状では考えておりません。

以上です。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

実際に粕屋町から今この特別支援学校に通学してる人というのは、先ほど言いました、5年前ぐらいの比較でとか、今現在何人おるとかいうのは分かりますか。先ほど言いましたのは、私たちが資料をもらった2016年の当時の人数ですから、現状についてちょっと分からぬんですけど、間違いなく増えてることは間違いないですね。6倍ぐらいになるということですから、100人ぐらいなってると思いますけ

どね。糟屋地区で言えば、もっと増えてると思うんですよね。200人ぐらいなつとるんじゃないかというふうに思うんですけど、そういう点が分かれば、それも説明してもらいたい。それは必要性として、県に対して要望していくことも含めて、そういう実際増えとのと、特別支援学校が今23校できてる。太宰府と古賀にこの粕屋町から行くというようなことから、通学してるということが比べれば、それが受皿として、十分なのかということも含めてありますので、説明を求めます。

○議長　末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長　堺　哲弘君

増えておることは間違いなどころでございますけども、すみません、ちょっと人数まで今日把握をしてきておりません。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

実態をつかんで、そういう点で今の時点で、新たに増えていく、今後の問題も含めて、特に粕屋町はそういう発達障がいを含めた知的、情緒の人たちの子どもが、この5年間で倍化してるんですよね。中学校のクラスのあれを見て、決算資料で見てみても増てるんです。だから今からまた5年の間に、その状況で増えていくということにもなりますので、それをどういうふうに判断していくのかという点では、この糟屋地区に特別支援学校が無い。古賀はありますけど、この6町の中に。しかし実際は、その周りに行ってるわけですから、古賀とか太宰府に行ってるんですが、そういう点で今後の建設も検討しながら、6町で話し合う場も持って、取り組んでいってもらいたいというふうに思うんですが、その点について。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

6年度から8年度にかけて、3校の県立の学校が開校します。まだ、今から開校するぐらいの2校が開校する段階で、いや、それにまたということは、なかなか今の状況では非常に厳しい。6町でもそういった話にはなっておりません。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

特別支援学校の建築基準、生徒の基準とかそういうのが3年ぐらい前変わったんですよ。そのことによって、今受入れてる子どもたちではいっぱいなるから、新し

く増設する、新しく建てるということでやってきてるんですよね。それが十分それに見合った形になってるのかというのが、私ははっきりつかんだ上で対応していくことも必要じゃないかと思って、促進して、建設を促進していくという点では、粕屋町周辺地区の6町の子どもたちは、そのことが一番いいことだというふうに思いますので、提案も含めて行ったわけです。

次に、九大農場跡地を、市制を目指す町のシンボル的な拠点として計画と取組について、これはまず最初に、国指定阿恵官衙遺跡の史跡公園の活用計画の進捗状況についてです。令和2年の策定した都市計画マスタープランの中でも、遺跡公園を進めるということで「本町の魅力発信できる緑の拠点として遺跡公園の整備を進める。そして、周辺地域の調和する建設物、さらに新駅の設置を計画します。」というようなことが述べられております。そういう方向を決めております。計画しています。そういう点から、もうこの短期間の5年の間に、これは3、4、5、6年の間に、3期の間にこのいわゆる整備計画も含めて作っていくという方向はあります。阿恵官衙遺跡の活用計画案ですね。そういう点で、具体的にこの史跡公園の活用計画は進められてるのかどうかについて説明を。

○議長　末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長　石川弘一君

阿恵官衙遺跡につきましては、令和7年3月に阿恵官衙遺跡整備基本計画を策定しております。策定前の令和6年12月議会の文教厚生常任委員会で、計画策定の進捗状況を報告させていただいたところでございますが、その時から計画内容は大きく変わっておりませんが、今一度御説明申し上げます。

この整備基本計画は、阿恵官衙遺跡の公開活用に向けて史跡を確実に保存するためと、どのような史跡公園にするかという基本方針を定めたものでございます。具体的には、古代の建物を立体的に復元するというものではなく、どこにどのような建物があったかを地表面に表示することとしております。その上で、見学に来られた方に分かりやすく仮想現実などのデジタル技術を取り入れることを検討しております。ただ、史跡公園のエントランス入口や駐車場をどこにするかということにつきましては、九大農場跡地のまちづくり方針が決まった後に改めて検討することとしております。整備工事につきましては、周辺のまちづくりの工事と連動して進めてまいりますので、史跡公園の工事着手は、市街化区域編入などを考慮いたしまして、令和14年度以降の予定としております。その間の工事着手までの期間につきましては、史跡の活用の準備期間といたしまして、学校と連携した、発掘体験事業や歴史講座などによる普及啓発のほか、発掘調査の記録をデジタル化して映像コンテ

シツなどの作成準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

これは、先ほど言いました整備計画の策定が6年までで、公有地の推進が8年までということで、先日説明の中でも九大との購入についての話しもしているということでありましたし、それが決まってからということになるということもあったと思いますが、この点については何か九大との話しの中で、進捗状況というのは報告できますか。

○議長　末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長　石川弘一君

この点につきましては、先ほど申しましたように、九大跡地のまちづくり方針の関係とかもございますので、それも含めまして土地の鑑定とか、そういうふうなのを含めて九大と協議をさせていただくということで進めていることでございます。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

町内の人もそうですけど、九大農場跡地の周辺の町に住んでる人たちは、非常にこの跡地がどういうふうに使われるのかという期待も含めて、粕屋町としてのシンボル的なそういう施設も含めて地域に指定されて進められているということで、1日も早くこの方向性というのが、示されるのが一番いいと思いますが、九大との買収と言いますか、交渉も含めて、必要だということだと思いますが、ただ、今の状況で、インターネットとかそういうのを見れば分かるものもありますが、もっとどういうものになっていくのかということも含めて、進めていってもらいたいというふうな。それで、今話したものも含めて2番になりますが、自然と遺跡あり最も適した学園文化都市としての都市開発が町のイメージアップにつながると思いますが、町の考えについて質問いたします。これは町長に、この内容について回答を求めたいと思います。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

正に、ロマンがあります。古代の遺跡、そして文化が薫るこの粕屋町を醸成する

ための、正に大きな、古代からの遺産が発掘でき、これを活用する時期には来ております。

ただ、なかなか九大農場跡地だけ単体ではなくて、街路の関係があります。道の関係もございますので、やはり時間が掛かるということは、御理解いただきたいと思います。

この官衙遺跡は、正に学園都市、文化都市、九大農場があつたということで、学園文化都市のイメージもこれは好感が持てるものだと思いますが、8月19日開催の総務建設常任委員会で報告をしておると思いますが、粕屋町都市計画マスタープランでは、公共公益施設、商業、業務、住宅などが複合した新しい市街地と雇用の場の創出、そしてまたこの遺跡を活用した遺跡公園の整備を同時に掲げておると思います。この都市計画マスタープランの基本方針を具体化するために、九大農場跡地まちづくり検討業務を、本年度から来年度にかけて実施することとしています。まちづくりのコンセプト、そしてまた方針を定め、土地利用構想の検討を行う予定でございます。この構想は、民間事業者のニーズを把握し、地域参加のまちづくり検討として、協議会やワークショップ、様々な機会を捉えながら、周辺開発施設の調整、そしてまた地元の地域の方々の意見を取り入れながら、新たな市街地形成を目指し、方針の具体化を今後進めてまいります。

#### ○議長　末若憲治君

田川議員。

#### ○10番　田川正治君

では最後になりますが、福岡東環状線のバイパス工事についてですが、JR福北ゆたか線と交差する道路の工事や新駅などの進捗状況について質問いたします。

これは、いろいろと都市計画マスタープランの中でも、新駅の問題も書かれており、そのことがどういうふうになるのかということとか、バイパス工事がどういうふうに進められていくのかというようなことなどは、当然、周辺の人たちですが、町内の人たちの関心となっているところです。そういう点では、この地元説明会も含めて、やったりされてると思いますが、どういうふうな経過、今状況になつてゐるのかについて説明を求めます。

#### ○議長　末若憲治君

井手都市計画課長。

#### ○都市計画課長　井手正治君

福岡東環状線の工事区間は、国道201号線の広田交差点から県道607号線扇橋交差点までの延長1.7kmですが、進捗率が、現在約37%の状況です。JR福北ゆたか線と交差する部分は、鉄道の下にボックスを設け、道路を通すために、JRについては嵩

上げをした別線路を新設し、軌道を切り替える工事が予定されてます。そして、JR軌道の切替え工事のための用地買収を、現在県のほうが進めております。JR軌道切替え工事を含めたバイパス工事完了予定は、令和17年度となっております。

また、新駅につきましては、都市計画マスターplanの九大農場跡地の取組事項として示しておりますが、上下線が離合できる高架駅となり、建設に多大の費用が見込まれます。また、新駅を事業として実現するには、運輸局の許可を取る上で、黒字駅となる駅乗降者数の見込みが必要と考えられます。新駅の設置につきましては、先ほど御説明をしました九大農場跡地まちづくり検討業務の中で調査・研究してまいります。

○議長　末若憲治君

田川議員。

○10番　田川正治君

じゃあ以上で終わりますが、九大農場跡地の問題については、広く町民の町内の人たちに知らせて、そして粕屋町の将来像を示していくことにもつながる問題だと思いますので、積極的にこの取組を要望していきたいと思います。よろしく。

以上で、一般質問を終わります。

(10番　田川正治君　降壇)

○議長　末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

(休憩　午前10時33分)

(再開　午前10時45分)

○議長　末若憲治君

再開いたします。

議席番号3番、川崎尚子議員。

(3番　川崎尚子君　登壇)

○3番　川崎尚子君

おはようございます。議席番号3番、川崎尚子です。

通告書に従い一般質問いたします。

今回のテーマは、粕屋町の市制化に向けての取組についてでございます。この件は、私自身が議員になる前から、住民の皆様との間でも度々話題となっていました。今でも住民の方からは、「粕屋町はいつ市になるのか?」とか、「もし、市になつたら何が変わるの?」とか、「税金は上がるのか?」「給食は無償化になるのか?」「何かいいことはあるのか?」といった質問をよく頂きます。しかし、ここ

ではっきりとした答えを返せない私自身のこの疑問は、住民の皆様の疑問でもあるのではないかと感じております。私のこれから約4年間の議員活動においても、この件に関しては、住民の皆様と共にしっかりと理解をしておきたいです。これまでにも、町長から住民への皆様への説明は行われているかと思いますし、昨年の定例会でも、同じ9月なんですが、先輩の杉野議員のほうから同様の質問がありました。一部重複する内容となりますので、その時の町側からの答弁内容も踏まえて、改めてお伺いしたいと思います。

それでは、質問に入ってまいります。まず、粕屋町の市制移行の目的と現状についてお伺いいたします。粕屋町は、令和5年度を市制化のスタート元年と位置づけられています。そこで、率直にお聞きしたいんですが、なぜ今、市制移行を目指すのか。その必要性や意義を町はどうのようにお考えなのか。スタート元年から2年目となるんですけども、これまでの取組や進捗について、できましたら数値とかスケジュール感も含めまして、住民に分かりやすく御説明いただければと思います。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

まず初めに、何で市制を目指すのかについてお答えし、その後事務的なスケジュール、これについてまた担当の方から御説明いたします。市制を目的として、目的ではないんですね。結果でもないんです。市制を手段として考えてます。町であれ、村であれ、市であれ、いずれの自治体の形態であれ、そこに暮らす住民の方が幸せ感を享受しないといけない。生活して便利だ、生活して楽しい、そしてまた、すくすく子どもたちが育ってる。こういった社会的幸福度を上げるのは、いずれの自治体の形であれ、必要だと思います。そういった目的のために、この町は動いているわけですが、ただ、この5万人近くになったこの町で、市制が目の前にきてるということを、一つの手段として捉えていきたい。何で手段かというと、市になることによって、企業がやはり福岡県何々市ということで、非常に都市化されたようなイメージがあるということで、企業の方々もおっしゃってます。そういったことで企業の進出を促進することができる。当然そうなると、住民の方々が増えてくるというふうな、様々な求心力をこの市制になることによって、増加していくと私は確信しております。

そういったことで、この市制については目指すということでございます。ただ、議員御存じのように、5万人がなかなか、到達が難しいということで、今、シティプロモーションを含め、様々なこの町の宣伝をして、企業、住民の方々にこの町に来ていただくような働きかけを行っているところでございます。スケジュール、ロ

ードマップ等につきましては、所管の方からお答え申し上げます。

○議長　末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長　木場洋介君

それでは、市制施行に関する現在の取組状況とその進捗、今後のスケジュールについて御説明いたします。市制までの取組につきましては、令和5年5月の総務建設常任委員会でお示しした、市制までのロードマップに基づいて、人口の到達状況に応じて段階的な取組を行っております。具体的な取組を申し上げますと、現在は準備期間といたしまして、6月に新たな行政課題への対応力の強化とともに、市制を見据えた機構改革を実施いたしました。また、これまで若手職員を中心に活動してきたシティプロモーション活動は、機構改革によって係を新設したことにより、これまで以上に力を入れ、粕屋町の認知度を高める取組や、まちの魅力やイメージ、ブランド力を高めることによって、選ばれるまちを目指して本格的に取り組んでまいります。

また、今後のスケジュールに関しましては、人口4万9,000人を超えるその後も人口が順調に伸びる状況が確認できる段階において、市になることのメリットやデメリットも含めた情報提供を行っていきたいと考えております。さらに、人口5万人達成に近づいた4万9,500人を目途に、タウンミーティングの開催など、積極的な説明の機会を設けたいと考えております。また、最終的には、先行自治体と同様、人口5万人達成が確実となった段階において、全世帯を対象とした住民アンケート調査の実施や、各種会議体の設置などを行いたいと考えております。

以上になります。

○議長　末若憲治君

川崎議員。

○3番　川崎尚子君

今御答弁いただいた内容って、正に去年の9月の定例会でお答えいただいた内容と全く一緒だなと思って聞いていたんですけども、そこでちょっと私が感じたことが一つございまして、先ほど町長、市制化というのは、目的ではなく手段というか、住民の暮らしの豊かさとかを求めた結果になるというふうにお答えいただきましたが、さっきの、例えば4万9,000人を目途にとか、4万9,500人を目途に、5万人というところなんんですけど、これ人口が5万人に近づいたから市制を目指しているのか。あるいは、4万9,000人から伸びないかも、5万人に到達しづらいかも、そんな厳しい現状を踏まえて、町として市制化を成すために、あらゆる手を尽くして必死に努力を重ねて、5万人を実現されようとしているのか。要は、自然に増え

るのを見て、何となくやることはやるけど自然に増えていくのを待っているのか。あるいはもうやることはやって、5万人超を目指していくのか。これ、自治体としては発想として大きく異なってくると思います。町としては、先ほどの話を、町長のお話を聞く限りでは、必死で頑張ろうと思われてると思うんですけども、実際はどちらの目線、必死でやられていくのか、無理をせずに5万人超を目指すのか。どの立場で市制移行を進めようとしているのか。今後どのように、そういうった事情を住民への周知や意見聴取を行って説明責任を果たされていくのか。よろしければ、今の段階でのお考えで結構ですので、お聞かせください。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

究極の選択ですよね、それは。なりふり構わず市制を目指して、例えば税金を下げますよとか、将来のこの粕屋町の財政的な面、あるいは進捗を全く無視して、今の状態で5万人をとにかく目指すんだということは、多分継続性は無いと思います。どこどことは言いませんが、そういういた所も過去ありました。もう正にそこは人口が減っているというような状態なんです。そういうことではなくて、やはり基礎的な基盤となるような自治体のプラットフォームとして、しっかりした基盤を設けて、今後の展開によって、どんどん人口が増え、給与が増え、町が隆盛になるというようなことを、今目指した様々な取組をすることでございます。形によつてなりふり構わずと見えるかもしれません。ただ、考え方の基本としては、将来も永続的にこの町が盛んに栄えるように、考えたいと思っておるところでございます。

○議長　末若憲治君

川崎議員。

○3番　川崎尚子君

それでは、次の質間に参ります。

次にお聞きしたいのが、先ほどからおっしゃってる住民の豊かな暮らしというテーマ、よく出てきますけど、市制移行が住民生活に与える影響について伺います。企業誘致や人口増加に向けた町外へのPR活動も欠かせないのも、もちろん理解しておりますが、住民代表の一議員といたしましては、まず何よりも重視すべきは、現在粕屋町に暮らす住民の皆様への説明やPRじゃないかなというふうに感じております。市制化についての住民にとってのメリット・デメリットをどのように整理されているのか。特に住民が気になるであろう財政や行政サービスの変化であるとか、税金の負担の増減であるとか、そういうた生活に直結する部分を、よろしければ、

町として御説明をお願いしたいです。

○議長　末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長　木場洋介君

それでは、町民及び町にとって想定されるメリット及びデメリットについて御回答いたします。平成の大合併以降に単独市制を施行した自治体を調査したところ、メリットにつきましては、都市的なイメージの向上による企業進出や地域経済の活性化、福祉事務所の設置など、自治体の権限強化による住民サービスの向上などが挙げられております。また、デメリットにつきましては、住民の皆様の各種手続の発生や、一時的な経費が掛かることなどが挙げられております。

町としては、町から市への変化による都市的なイメージの向上が最も期待される効果であると考えております。メリットとして考えられるものは、他にも、住民の市民としての意識高揚、他市町村からの人口流入などの相乗効果にも期待することができると考えております。また、デメリットとして考えられる一時的経費、具体的には、施設名称や表示物の変更、情報システムの改修費用などにつきましても、町としては必要な経費として、十分費用に対する効果があるものと考えており、総じてデメリットは少ないものと考えております。

以上です。

○議長　末若憲治君

川崎議員。

○3番　川崎尚子君

お尋ねする前に、町にとってのデメリット・メリット御説明いただきましてありがとうございます。私がちょっと心配してるのは、市制移行ってやっぱ住民生活だけではなくて、行政運営そのものにもかなり影響を及ぼすんじゃないかなと予想しております。今年の6月に施行された機構改革も、その一環だと承知しておりますが、町は、職員さんに増加する負担にどのように対応して、行政の職員さんたちに御負担が掛かり過ぎることのない持続可能な行政体制を、今後どのように整えていくかと、どういうお考えか。ちょっと改めてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

正に、市制になったときの、この行政組織の在り方、これは既にもう手を着けております。いち早く、町では非常に珍しい部制を引いてるところが、まずは一つです。これはもう数年前に、数年と言いませんね、もう10年ぐらいなりますか。その

間いろいろ何で、町で部制なのかっていう御批判も頂きました。ただしこれやはり、部制を引くことによって、その部の協力体制が整うと。一つの課がいろんな局面で様々な障害があったときにも、部の中で対応できるということがあります。そういうことで、部制を引いたんですが、先ほど総合政策課長が言いましたように、機構改革によってその部制をより昇華させて、シティプロモーション、そういうことも特化したような係を作っております。

あわせて、これ議員の皆様の御理解を頂いておると思いますが、職員の増強につきましても、今後の市制を目指した職員の体制強化も図っております。その中で特に、技術職員辺りが非常に町としては希薄でしたので、そこを今は、なかなか行政に応えてくれる、応募される技術の採用試験の応募者が少ないのが現状ですが、今後もそういった技術職員の増強を図りながら、この町がより発展するような体制を作ってまいりたいと思います。

○議長　末若憲治君

川崎議員。

○3番　川崎尚子君

町がやっぱり、何ていうのかな、職員さんたちが生き生きしてないと、生き生きしたまちづくりって多分やっていけないと思いますので、そこは是非お願ひいたします。

では、次の質間に参ります。先ほどから人口のお話が出てきておりますけれども、次に、人口増加への方策。さらに、それに伴う人口増加への対応についてお伺いいたします。市制の施行は、人口5万人を超えることによりなされますが、市制化を目指す一方で、近年、粕屋町の人口は高止まり・減少傾向にあります。

これから私がお示しする数字は、福岡県庁のホームページに公開されている住民台帳データより引用させていただいています。公表されている最新のものが、令和7年7月のもので、現時点では数字も動いている可能性はありますが、こちらを基に質問をさせていただきます。福岡県の住基台帳によれば、令和6年7月末の人口は4万8,843人。1年たった令和7年7月末には、4万8,370人と、473人の減少となっております。ちょっとこれは余談なんですけれども、世帯数は、2万2,075から1年間で2万2,176と、101家庭増加しております。単身世帯が増えているのか、若しくは町内だけで人口移動が増えているのか、その背景は分析も必要ですが、今回の質問の趣旨とは、ずれますので、そこは突き止めませんが、参考までにお伝えします。

正直、これだけPRされてるように、福岡市内からの交通の便もよくて、大きなショッピングモールもあり、ホームセンターやスーパーなども増えています、コンビニ

エンスストアも増えていて、とっても便利で快適な暮らしができるこの場所から、なぜ少しずつ住民が出ていってしまっているのか。この現実に対して、町のほうでは何かその問題の分析であるとか、方策を講じられておられるか、現状をお答えいただければと思います。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

人口が減少しているというのは、これは粕屋町だけではございません。日本全国、そしてまた最近は、福岡都市圏は非常に人口が増えているとこだという概念がありました。ちょっとずつやっぱり減ってるんですよ。というのは、これは私の一つの感想も含めてなんですが、出ていってるんじゃない。出ていってる方もおられます。前は、九州の若い労働者が関西、関東圏に出ていってるのは、福岡市、北九州市で止めているという状況もございました。正にそのベッドタウンである、ベッドタウンという言い方は私もあまり好きじゃないんですけども、福岡市に勤めてる方々のお住まいがこちらにあるというのは非常に強みなんですが、そういったことで微増ではありますが、増えている状況がありました。やはり高齢化社会になりますて、お亡くなりになる方が非常に増えております。そういったことも加えて、全体的には減ってる。もちろん、言い忘れました、新生児が減っているというのも昨今70万人切ったんですかね、切ったという話が出てましたが、2分の1以下ぐらいの人口の出生率になったということをお聞きします。

そういった様々な要因で、この福岡都市圏についても例外なく減っているという状況でございます。言い方が悪いですが、そういった中でも、この粕屋町が、人口が増えるようにいろんな方策をとっておりますが、これはやっぱり他町に行く人を捕ってしまうというような状況も、これはそういった一面もありますが、やはり選んでもらえる町であります。選んでもらえる市を目指す町でありますことを念頭に、これから先の住居生活環境あるいは地域公共交通、そしてまた企業進出等も欲張りでありますけども、そういった粕屋町の魅力の向上に努めてまいりたいと思います。

○議長　末若憲治君

川崎議員。

○3番　川崎尚子君

今のお話を受けますと、このままだとどんどん減っていくんじゃないかなってちょっと不安に思ったんですが。いろいろ考えてみたんですけど、選んでいただくっていうところの部分で、ちょっとお話をよく聞くのが、粕屋町内って、起業しようかな

と思っても場所が無いとか、ちょっとしたお店を開くにもそういう物件が無いってよく聞くんですね。あと、これは本当にシビアな問題なんですけれども、土地の価格がどんどんどんどん上がってしまっていて、若い世代がお家を建てようと思っても、とてもじゃないけどローンも組めるような金額ではない。私が住んでいる酒殿地区なんて、正直私が物件を購入した時に比べますと、およそ2倍ぐらいになっているそうです。ただそもそも言ってられないっていうところで、やっぱり住む場所が無いなら、建物の高さ制限や建ぺい率の見直しによる住宅供給の拡大ですか、土地が足りなくて、土地が高騰しているんであれば、市街化調整区域の一部解除による移住地エリアの確保ですか、先ほどちょっと田川議員の質問の中でも、町長の答弁で少しお聞きできましたが、外部機関や事業者への駕与丁公園はじめ土地などの運営委託による戦略的活用、粕屋町だけでできないんであれば、もうお任せしてしまうというのも一つの手段だと思うんですよ。もちろん町としての要望は組み込んだ上でお任せするっていう前提なんですけれども、これまで、まず都市計画の柔軟な見直しがやはり必要になってくるんじゃないかなというふうに考えます。もちろん粕屋町だけでは成せないことありますし、福岡県や国への訴え、業者との話し合いなど、行政側が骨を折らねばならないことも必要になってくるとは思うのですが、こうした今までやっていない新しい施策を講じてこそ、人口増加や、また多様性のある方々との共生を図っていくことができるんではないでしょうか。ちょっと先ほどお話出ましたけど、改めて現状施策と今後の方針をお聞かせください。

○議長　末若憲治君

　箱田町長。

○町長　箱田　彰君

　今後、この粕屋町の住民の方々を増やすのは、やはり都市政策だと思います。

今、五つぐらいのいろんな開発、大型開発が同時並行で進んでおります。これは、従来から私が申し上げておりますように、粕屋町の北部につきましては、やはり生活環境に悪影響を及ぼさないような物流地域の集積を、北のほうには進めております。中部そしてまた南部のほうには、住宅を中心とした商業施設も中心とした市街地形成、これを誘導しておるような、これ都市計画マスターplanでも、そこははつきりうたっておるところでございます。そういった中にあって、開発者の方々、地権者の方々も意を汲んでいただきまして、我々と様々な技術援助の中で、それを進めてもらってる状況でございます。

特に、これ私がよくデベロッパーの方にも言うんですが、今、議員が御指摘のように本当に地価が高いんです。これは粕屋町の魅力の一つがあると思います。そういったことが市場相場によって、地価が高騰している状況。なかなか戸建てが建て

にくいんですね。昔に比べると土地が倍になったと、酒殿でも倍になったとおっしゃいますが、これは全体そうなっております。そういったことで、やはりマンション系、空間を利用したそういう住居を今後進めてもらう必要があるということで、これは、会うたびごとにデベロッパーの方、建築会社の方には伝えておりますが、資材の高騰がなかなかネックでできないというようなことも聞いております。そういう資材高騰が何とか落ち着けば、これは取りかかっていただきたいし、今現在、1か所2か所ですが、そういう戸建て住宅だけではなくて、マンションも含めた高層の住宅も含めた計画を練ってもらっている状況がございます。

そういうことが、この粕屋町の今後の住宅政策の一つではなかろうかと。あわせて、確かに市街地の範囲を広げるというのも必要でございます。様々な見地から、今後、都市政策そしてまた住宅の政策も進めてまいりたいと思います。

○議長　末若憲治君

川崎議員。

○3番　川崎尚子君

是非、進めていただければと思います。

先ほどからお話てるんですけど、ちょっと1個だけ、人口を増やす方策の一つであります粕屋町のシティプロモーションをはじめとする広報活動についてもお伺いいたします。令和7年3月に1か月間実施されていた博多駅構内のデジタルサイネージであるとか、これテーマは「意外と、近い粕屋町」だったと思います。あと、香椎駅とか吉塚駅とか、市内の各JR7駅でしたか、駅内に同じくデジタルサイネージの提示であるとか電車内でのポスターとか、いろんなちょっと手法をされております。また、InstagramやYouTube、SNSを使われて、コマーシャル動画配信など、町外に向けてのシティプロモーションに相当の予算を投じているなという印象を受けております。こうした事業、まだ始めたばかりかもしれません、SNSにしきりそうなんんですけど、効果検証はどのように行われているのか。SNSであれば、フォロワー数や再生回数、町への関心度の変化といった指標をどのように把握されておられるのか。また、博多駅に1か月間デジタルサイネージを掲示した結果、これ一般的には相当な金額掛かるんじゃない、私の知ってる範囲なんですけれども。反響や外部企業からの問合せなど、具体的な効果はあってるのでしょうか。お答えいただければと思います。

○議長　末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長　木場洋介君

シティプロモーション関係の御質問かと思いますが、まずシティプロモーション

に関しましては、6月に係ができたばかりで、それまでは飽くまで市制対策の1プロジェクトということで、試行的な意味合いの位置づけで取組をしておりました。

先ほど、莫大な予算を掛けられてという話があったと思いますが、予算に関しては、それほど積極的に予算計上したことはございません。特にSNSに関しては、もちろんプロの方の力を借りながらやっておりましたが、職員の力によるところが多いと思います。特に反響が大きかったものとしては、SNSで粕屋町のショートドラマを5本ほど上げたんですけれども、そのうちの一つが、ちょうどタイミングもよくと言いますか、内容も含めてバズると言い方するんですかね、25万回ほど、まだフォロワー数少ない時期でございましたけども、再生回数視聴されまして、これは非常に大きな反響があったんじゃないかなと思っております。

また、博多駅に広告のほう1か月間掲載しましたが、こちらに関しましては、まだちょっと反響としては、もちろん当然見ましたよとかそういう反響は来てるんですけども、どの程度効果があったかという、やっぱりちょっとシティプロモーションという、性質上なかなか数値として分かりにくいくらい。ただ実際、その1日の内でどの程度回数、表示してとか、どの時間帯に表示してとか、そういうものは把握しております。ちょっと今手元に資料が無いんで御回答はできないんですけども、そういうシティプロモーションの成果になってくるかとは思います。

○議長　末若憲治君

川崎議員。

○3番　川崎尚子君

確かにそういう広報活動ってなかなか形に表れない部分が大きいので、推し量ることはできないと思うんですけども、それでもやっぱり目に見える所で、そういう大きなことを粕屋町がやつてると。私も博多駅で偶然拝見したんですよね。当時営業回ってて、これどのぐらいの予算掛かるんだろうなって、本当にそこをまず一番気にしました。それほどでもないということでしたので、私その決算の内容とか見つけきらなかったので、ちょっとぼんやりとした質問なってしまって申し訳ないんですけども、住民からは、そういうことを使う予算があれば、これから的人口が増えていく中で、町内のインフラ整備、住民の暮らしに直結する部分に回してほしいなっていう声もやはり聞かれました。今後、市制化に向かうと同時に人口は増加していくますが、その人口を支えていくためには、交通をはじめとする様々なインフラ整備が必要になってくると思われますが、その構え、対策準備はされているのでしょうか。お尋ねします。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

もちろん準備はしております。今言われたように、お金が掛かってるだろうという誤解があると思いますので、なるべくお金が掛からないようにしてます。JRについてもこれは無料で提供してるんです。これはただ、メインの大きな、正面にありますよね。ああいった画面は当然、高価な宣伝費が要りますが、ちょっと脇にあるような小さなデジタルサイネージ、通路にあるような、そういうものはJRさんのほうから使っていいですよということで、うちからのデジタルソースを提供しながら、それを反映してもらってる状況です。

あわせて、この町内の企業さんからも、是非、粕屋町がどんどん有名になってほしい。もちろんそれは企業にとってもプラスの部分ですから、シティプロモーションにお金を使ってくださいというような寄附もございます。今回、議員御存じだと思いますが、粕屋町に今までイメージキャラクターがいませんでしたが、「かすたまちやん」という粕屋の卵ということをメインに様々な展開をしていますが、ぬいぐるみが無かったんですね。要するにゆるキャラというやつです。これは、シティプロモーションに使ってくれという企業の御意思を反映した形で、今回製作に取り掛かっている状況でございます。

まずは宣伝し、見てもらう。粕屋町がどういった場所にあって、どういった町の魅力があるかということを、まずは発信することで、シティプロモーションの一番大きな意義があると思います。それから先、粕屋町を知ってもらうための様々なデータとか、もちろんテレビもどんどん出るつもりでございます。そういうことをどんどん拡大してまいりたいと思っております。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

「かすたまちやん」は、名付けコンテストに周りのお子さんいっぱい応募してまして、なかなか会えないので、是非子どもたちに会わせてあげてください。そうですね、市制化はまだまだ住民にとってはちょっと他人事である感が否めないんですよね。町の外へのPRももちろん重要ですが、まず今住んでいる住民の方に、ずっと粕屋町で暮らし続けてもらう。住民に対する市制化に向けたPR、町内に目を向けた方策も今後引き続きしっかり練るべきだと思いますが、先ほど「かすたまちやん」の話出ましたけど、ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょうか。町内へのPRという意味で。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

町内に住んでる方につきましては、様々な形で粕屋町のことについても説明しておりますし、地域に出掛けた出前講座、これも提供するようなことにしてます。特に、今度は九大農場跡地の関係もございます。やはり皆さんのが注目してるのは、九大農場とこの駕与丁公園ですね、一番注目あるのは。それにつきましては、出前講座を含めた様々な地域での紹介あるいは説明を、今後も展開してまいりますつもりでございます。あわせて、ホームページにもそういった特集も組んでまいりたいと思います。もちろん広報も、そういったことで展開をしてまいります。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

ちょっと今方策のことをお伺いしてたんですけど、今度、人口増加に関連してまいります。多様な住民の受け入れ。ここでは主に外国人住民との共生についてお伺いします。

先ほど福岡県庁のホームページの住基台帳のデータを引用させていただきましたが、同じく先ほどのデータですと、この1年で総人口は473人減っておりますが、内訳として、1年間日本人が4万7,860人から4万7,366人と、494人減少しているのに対しまして、外国人は1年間、983人から1,004人と21名増加をしております。これは飽くまで去年の7月と今年の7月を並べただけのものでありまして、外国人人口は、推移を見てみると、多少増減しながらもなんですが、ここ1年で100名以上増加をされてます。

既に、道端でよく外国人の方をお見かけした主婦の皆さんとか住民の方から、実際の文化や言語の違いに対する不安を感じる住民の声も頂いております。今後、自転車の利用方法であるとか、交通安全の考え方、ごみ出しのルール、生活時間や生活習慣の違いなどによる摩擦も想定されてくると思います。もちろん市制化を目指すに当たっては、多様な住民を受け入れることは必要不可欠なことです。そこは十分理解しております。

そういう多様性のある方々と摩擦を防ぎ、安心して共生できる社会を築くために、町としてはどのような施策を進めていかれるのか。特に外国人住民との言葉の壁。住民と外国人との語学教育であるとか、外国人の方の生活相談の場であるとか、元の住民の方との地域交流の仕組みなど、何かお考えがあればお聞かせください。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

外国人の方を含む多様な住民の受入れという御質問になるかと思いますが、本町における外国籍の方の人口の割合は、2.10%と、全国の割合2.96%と比較して高いとは言えませんが、外国籍住民は先ほど議員おっしゃったように、年々増加しております。また、国籍別では、5年前と比較して、中国・韓国の国籍の方の人口に関しては、大きな変化はないのに対し、東南アジア方面、ベトナム、インドネシア国籍の方の人口が大幅に増加しているの特徴でございます。

直近の取組といたしましては、ホームページにおいて、従来対応していた英語、中国語、韓国語に加え、新たにベトナム語、インドネシア語への自動翻訳サービスを導入し、外国籍の住民の方々にも利用しやすい情報提供体制というのを整えております。外国籍の住民を含めた多様な人々が安心して暮らせる地域づくりの実現に向け、生活に関する相談体制の強化や行政情報の多言語対応、具体的には、今後行いたいことといたしましては、外国人にも分かりやすい日本語である「やさしい日本語」への対応や、現在進めている庁舎整備におけるサイネージなどの多言語対応などを進めてまいります。

以上です。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

住民の皆様にも、何かこう具体的な取組が全然見えないけど不安だなという声がありますので、是非そこは進めてください。

市制移行は、町の将来を左右する大きな節目になると思います。繰り返しておりますが、今後住民にとってのメリットやデメリット、生活への影響をより具体的に示していただくことが不可欠になってくると思います。さらに申し上げれば、市制化を実現するならば、町と住民が一体となって盛り上げていくことが大切だと思われております。粕屋町を、我が町ふるさとと実感していただき、住民に、他人事ではなくて自分事として考えていただくこと。必死で市制化に向けて考えていただくこと。それに対して、町長はじめ行政の方が必死で伝えていくことが、まず必要だと思います。

そうした住民に理解を得て力を借りること。住民が、一人一人が粕屋町を粕屋町外の方にPRする機会が増えていく。こういったマンパワーの積み重ねこそが、市制化への第一の近道ではないかなというふうに考えますが、どうでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

様々な取組の中で、特に、新しい取組をするときは、やはり住民の皆さんの理解を示す。理解だけではなくて、参加が必要です。共同で新しい取組を行う、市制は正にそうだろうと思います。したがいまして、例えばワークショップとか、様々な小さいながらもその積み重ねによって大きなうねりを作る。そういう動きを今後展開してまいりたいと思います。

○議長　末若憲治君

川崎議員。

○3番　川崎尚子君

町長の熱さというか、熱い思いをもっと住民に示していただければ、すごくうれしいです。私も議員として、町民と共に納得できる市制移行になるよう、そして、ここにいるみんな、議会一体となって、積極的に住民の皆様と今後も議論を深めてまいります。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

(3番　川崎尚子君　降壇)

○議長　末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を11時35分といたします。

(休憩　午前11時22分)

(再開　午前11時35分)

○議長　末若憲治君

再開いたします。

議席番号8番、福永善之議員。

○8番　福永善之君

議席番号8番、福永善之です。

今定例会、1問、質問を投げかけております。先ほど、川崎尚子議員のほうから、市制とか人口の動態につく質問がありました。私もかなり関連がありますので、この質問するに当たって。それを参考にしながら、質疑を進めていきたいと思います。

まず初めに、議員になって、いろいろと住民の福祉の向上ということで、政治家とは、そういう住民の福祉の向上を常に考えて行動しなさいみたいなことを、よく言われるようになります。話はちょっと変わりますが、私は7月に夏休みを取り

まして、メキシコ国、アメリカの下のメキシコ国という所に、16日間旅行に行ってまいりました。メキシコ国というのは、日本の国土の大体5.5倍。日本はG7の一角なんですが、メキシコ国もG20。経済を主に、経済問題を話し合うG20という国の一国です。中南米とかカリブ諸国の中で含めると、アルゼンチン、ブラジル、それにメキシコというふうに、3か国がG20の中の一国に入っております。

今回私は、メキシコ国の中でも、かなり貧しい所、南部のほうに行ってまいりました。情報的には、国民の大体半数、大体50%から60%が貧困層と言われる部類に入ってるそうです。ただ、南部の州におかれましては、産業自体が、農林業と観光業に絞られており、メキシコ国の中でも、かなり貧しい所に住んでおられるということです。その中で私が感じたのが、やっぱり日本と比較していくんですね。日本だったらどうなんだろう。例えば、10歳以下の子どもたちが、働かざるを得ない、親の仕事を手伝っていかなければいけない、そういう必然性。学校に行けないとか、やっぱり必然性があると。働かないといけない、親の手伝いをしないといけない。例えば、メキシコシティを例にとると、大統領宮殿、国立宮殿の表のほうはいいんですけど、一歩裏に入ると、もう本当に、世界が変わるような感じで、物乞いをしている方たちがいらっしゃったりとか、子どもが路上で遊んでたりとか、そういう風景が、見受けられるというような状況です。

一方、日本で比較した場合に、日本で子どもたちが、学校に行けないような状況に陥るかっていったら、そうでもない。日本は、かなりそういう行政サービスがしっかりしてるというふうに、だから日本って本当にすごいんだなとか。例えば、朝・昼・晩ちゃんと食べれるとか、学校に行けるとか、あとは、病気したときに病院に、ちゃんと国民皆保険というそういう制度が整っているとか、日本って本当にすごいサービスを整てるなというふうに感じました。それは、日本だけに恐らくいらっしゃるかもしれないけど、一歩やっぱりそういう国々、実際に行って、目の当たりにすると、やっぱり客観的に日本という国はどのくらい恵まれているのかということが、分かるんじゃないかなというふうに考えております。

その中で、冒頭に申しました福祉の向上。私的には、もうこれだけやっぱり世界の国々からすると、福祉的にかなりもう一步も二歩も相当進んでいるこのような状況の中で、日本人って本当にどこまでそういう公からのサービスを求めるんだろうというふうに、私は考えるんです。公のサービスを求めることによって、やっぱり税負担というのはこれ伴ってきますので、今私がこの日本社会で不足してるのが、サービスを求めるが重点になって、そのあととのサービスを受けるに当たっての税負担、これが抜けてて、そういう状況になってるんじゃないかなというふうに感じる

んですよね。だから、この地方議会においてもやっぱり、私今から提案していきますけど、提案するに当たっては、やっぱり税負担を伴う案件がいっぱいありますので、その辺は執行部の皆さんも、「じゃあ福永君、あなたが今質問している案件でこれだけの税負担があるんやけど、どうする?」とかそういう反問権と言われてるんですけど、私はそういうのは、当たり前のように話していかないといけないなというふうに考えております。

では、本題に移りますね。JR駅の利便性についてということで質問いたします。福岡市に隣接する粕屋町は、面積が約14.13平方メートルのベッドタウンであり、町の中心であるJRの長者原駅からは、どの方向へも約2kmで他の自治体へ移動できるという立地です。JRの駅を六つ擁する粕屋町は、福岡市へのアクセスが非常に便利であるとともに、スーパーや病院など生活に必要な施設が充実しているため、幅広い世代にとって住みやすいまちと言える。JR九州は、上位300駅の駅別乗車人数を公表しています。これは乗ってこられる方のみですね。降りる方は、含まれておりません。3か年のデータが、ホームページのほうで引っ張れましたので、ここで見やすいように書いております。まず年度別として、2021年と2022年と2023年、2024年と2025年、2024年は、まだデータ的に公表されておりませんでしたので、この3か年を明記しております。粕屋町に六つの駅がありますということで、順位表的に、一番利用率の高いのが柚須駅、長者原駅、原町駅というふうに、順番的になっております。

ではまず、JR駅の利便性について質問をいたします。原町駅に関することで、まず一つ目、エレベーターの設置に関して、これ以前、同僚議員のほうからも質問が上がっていたと思いますが、進捗状況のほうをお答えください。

○議長　末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長　井手正治君

エレベーターの設置に関してでございますが、駅のエレベーター、スロープ設置による段差解消、視覚障害者用の誘導ブロックの整備などのバリアフリー化は、誰もが等しく利用しやすい駅となるように、県や協議会を通じて、JR九州のほうへ要望を行っております。JR九州のほうでは、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、1日の利用者数が3,000人以上の駅のバリアフリー化を優先的に進めているとの回答がありました。原町駅のバリアフリー化を考えた場合、事業費を国、JR九州、町の三者で分担をしまして、町の費用負担を抑えることができる、利用者数が3,000人以上になることが必要で、引き続き要望や協議を進めてまいります。

○議長　末若憲治君

福永議員。

○8番　福永善之君

それは、前から言われてた答弁と全く変わらないですよね。進捗状況ということであるので、その進捗がどの程度進んでるのかっていうところですね。協議をしてまいりますというのは、もう分かっております。だから、その進捗がどのくらい進んでいるのか、それが、現実的に可能性があるのかというところまで言ってもらわないと、前に進まないじゃないですか。いかがでしょうか。

○議長　末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長　井手正治君

先ほど、同じような回答になりますが、3,000人以上ということで、現時点では、JR九州のほうからそういった3,000人以上のところになるとか、そういうふうな回答を得ておりませんので、すぐバリアフリー化に取り組める状況ではありません。ただ、先ほど議員のほうがおっしゃいました乗車数でございますが、こちらのほうは確実に増えておりますので、引き続き、要望のほうは行いたいということと、そういうふうな進捗状況になります。

○議長　末若憲治君

福永議員。

○8番　福永善之君

私、JR九州の肩を持つわけではないんですけど、これJR九州側の立場から物事を考えていく場合、ここに明記してるように、JR九州300駅の乗降者数のデータを公表してますね。その中で3,000人以上というふうに国交省のほうが、明文化しておりますが、費用はやっぱり掛かってしまうんですよね。その中で、設置者のほうからすると、やっぱりお金の問題が一番ネックになってくると思うんです。

その中で今、例えば、袖須駅は必要ないだろう、エレベーターですね。例えば原町駅、長者原駅はもう設置してありますからね。原町駅で例えると、300駅の中で、順位が100位ですよ。100位。ということは、優先順位的に、もし、皆さんがJR九州側の立場に立てば、優先順位的に、100位よりもまだ順位の高い駅のほうを、お金があるんだったら優先するというふうになりませんか。いかがでしょうか。

○議長　末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長　田代久嗣君

鉄道駅の段差解消につきましては、国の移動円滑化に基づいた、指定された駅、

3,000人以上の駅、こういう所がJR九州さんのはうでは、今現在115駅ほどあるそうでございます。実際、駅について段差を解消されたというのが107駅ほどありますて、大体全体の90%ほど、そういうふうな、これまで取組をされて進めてこられてるような状況です。今後も先ほど課長が申し上げました3,000人以上、まだ少しあるようでございますので、そこをまず優先されたいというようなところが、JR九州さんのはうのお考えでございます。

○議長　末若憲治君

福永議員。

○8番　福永善之君

優先順位的には、やっぱり、乗降者数というふうに絞られるという考え方でよろしいんでしょうか。

○議長　末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長　田代久嗣君

優先的に申しますと、先ほどの「移動等円滑化の推進に関する基本方針」いわゆる3,000人以上、そういうところがまず優先されます。その次に優先されますのが、JRさんとしては請願駅いわゆる自治体が全額負担をしてやる場合、そういう所がまず優先されるということになります。その二つ以降というのが、さらにちょっと遅れていくような形にはなるかと思いますが、JRさんのほうとしても、バリアフリーについては、課題として認識をされておりまして、少しでも進めていきたいという御意向ではございます。

○議長　末若憲治君

福永議員。

○8番　福永善之君

優先順位の中でも、まず乗降数、それから、その自治体の思いっていうか、そういうところに絞られ、自治体の負担というところに絞られるということですね、優先的には。それが常識的に考えれば、設置者としては、そうなっていくでしょう。負担どうしますかってですね。粕屋町として、負担については、先ほど国とJRと町のほうで協議体、そういうところで話を継続してますというお話がありましたが、町としてはその負担に関しては、どこまで許容できるというふうに考えておられるんでしょうか。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

冒頭、福永議員がおっしゃったように、やはり町の財政負担が少ないほうが多い、これはもう基本原則と思います。全額請願駅で町が負担する。これはもってのほかだらうと思います。正に税負担が増大するということになります。したがいまして、やはり 3 分の 1 の負担でいい、この要するにバリアフリー法に基づいたエレベーターの設置、これを考えておるわけです。なかなか、JRさんとの交渉につきましては、過去の実体験からもそうなんですが、なかなか進まないんですよ。やはり、相当JR九州さんが抱えてある駅があります。しかし、私自身も社長とか会長さんとも話したことありますが、篠栗線につきましては、重点化をしてるということをお聞きしておりますので、トップ同士での話でも、これは何とかやり遂げたいと、そういう熱い思いを持っております。

○議長　末若憲治君

福永議員。

○8番　福永善之君

続きまして、改札口の増設ということでお聞きします。今、これ南側って言うんですかね、駅南側。改札口がないほうですね。駅の南側と開札口がある北側、これは地下通路で今つなげてますよね。改札口が今 1 か所なんですけど、これを増設するような考えは、あらっしゃるのかお聞きします。

○議長　末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長　井手正治君

先ほど言われました駅の南側ですけど、南側に改札口、スロープ等を設置して、駅前広場等を整備することで、駅のバリアフリー化を進めることも検討できます。そうした場合は、地下通路にて、既存の北口に今ある改札口なんですが、そこまで階段無しで行くことが可能になりますので、駅構内のホームを結ぶ、現在ある跨線橋、そちらのほうは階段ですので、バリアフリーの観点から必要なくなりまして、エレベーターの設置も不要になってきます。この場合、南側改札口を出てのスロープとか、駅前広場の整備などは町単独の多額の費用も要します。そうしたことから、町としましては、エレベーターを設置する駅のバリアフリー化、そちらのほうを優先して、JR九州のほうへ要望とか協議を進めたいという考え方でございます。

○議長　末若憲治君

福永議員。

○8番　福永善之君

私が、確かにエレベーターを必要とされる住民の方もいらっしゃるというのは認識しております。ただ、これ効率って言っちゃいけないことは認識してるんですけど

ど、よく考えてみると、南側と北側に地下通路がある。大体200mもいかないぐらいですかね。車椅子でもし行かれる場合は、スロープもできる。今、跨線橋ですね。ある跨線橋もかなり老朽化しとる。鉄筋とかもさびとか付いてですね。そういう状況の中で、私からすると、もう跨線橋自体は必要ないんじゃないかなと。それよりも、住民の利便的に、二つの入り口から入れますよと。体が不自由な方に関しましては、すみませんけど、地下通路がありますので、そちらで移動してくださといっていうふうな、そちらのやり方のほうが、すごく利便性が向上するんじゃないかなというふうに、私は考えてます。

それとあと、今、IT化ですね。もう人は要らないような状況のキャッシュレス決済が、日本はかなり遅れてるんですけど、かなり進んでいます。世界的にですね。そういう中で、例えば、新しく設置した改札に、もうキャッシュレス決済しか、そこから入場できませんよという、そういう仕組みは余裕で作れると思うんですよ。だから、そういうやっぱり青写真を町として提示して、JR九州と交渉していくっていうやり方をしないと。エレベーターにこだわって、いつになるか分からないような、そういうやり方をするよりも、現実的にすぐやれるようなスペースありますから、改札を設置する、南側にですね。そういう現実的にやれる方向を検討されていかれたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長　末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長　井手正治君

先ほどの答弁の中にも申しましたが、南口に開札口を設ける件なんですが、そうした場合は、そこにスロープを設置して、駅前広場、そういった所の整備もセットとなって、バリアフリー化ということになります。こうした場合は、改札口を出でから、その広場の整備等につきましては、町単独の費用でしなければならないというのもありますて、町としましては、駅の構内にエレベーターを設置するということで、今は検討のほうはしております。

○議長　末若憲治君

福永議員。

○8番　福永善之君

お金の件ですかね。続きまして、今度は伊賀駅。伊賀駅について、同じような質問させていただきますね。今、伊賀駅に関しましても、改札は一つとなっておりますが、増設する考えっていうのはござりますか。

○議長　末若憲治君

井手都市計画課長。

○**都市計画課長 井手正治君**

伊賀駅の東側から踏切まで遠回りしなければ、御利用できない状況に今なっています。これまで粕屋中央スポーツ公園付近に香椎線を通り抜ける、東西をつなぐ通路があるんですが、それを設置するなどして改善のほうは行っておりました。更なる利便性の向上としまして、こちらのほうも県の協議会を通じまして、JR九州のほうに駅東側からの乗降施設整備のほうを要望しております。JR九州からは、利用状況と列車運行の安全確保等を勘案し、総合的に決定していくとの回答ですが、利便性向上のために、引き続き要望のほうを続けてまいります。

○**議長 末若憲治君**

福永議員。

○**8番 福永善之君**

最後、これ利便性に関することっていうことで、6駅共、若干ですが、年々、乗降者数というのは増えております。ただ、九州管内全域からすると、まだまだ50位前後なので、一番使われている所がですね。まだまだJR九州側からすれば、やっぱり優先順位というのは、今の既存の駅を変えたいという場合には、やっぱり優先順位というところについてこられると思いますが、町として、今既存に利用されてる方以外に、今後、例えば潜在的に利用されるであろうという方たちのために、どのような利便性を考えておられるかお聞きします。

(チャイムの音)

○**議長 末若憲治君**

井手都市計画課長。

○**都市計画課長 井手正治君**

六つの駅があるという恵まれた交通インフラをいかした施策が必要でございます。都市計画マスタープランにおきまして、中心拠点と位置づけしている長者原駅につきましては、令和4年から5年にかけて、乗降者用シェルターやベンチ、自由通路にデジタルサイネージ、そして駅から役場までの通路につきまして、型押しカラーフラップの整備を行い、駕与丁公園まで歩きやすい環境整備を行ってきました。また、酒殿駅につきましては、酒殿駅南土地区画整理事業による、駅前広場整備に合わせまして、駐車場の拡充や多目的トイレ、乗降用シェルター、改札口までのスロープの整備のほうを行いました。

本年度につきましては、シェアサイクル実証実験としまして、ポートを駅や駅付近に設置し、気軽に使える2次交通として設置のほうをしております。また六つの駅の交通結節点としての環境を向上させるために、AIオンデマンドバスのバス停を

駅近くに設置します。今後も、快適に駅を利用できるように努めてまいります。

○議長　末若憲治君

福永議員。

○8番　福永善之君

先ほど川崎尚子議員のところで、いろいろと質疑があったと思いますが、人口を伸ばすのは、単発的、長期的な視点を持って、住み続けていただきたいような人たちをこちらのほうに呼び込みたいみたいな、そういう話ですよね。私的には、やっぱり福岡都市圏かなり近いですよね。若い人たちとか、仕事があるから住み着きたいっていうところがかなりあるんですよ。私も熊本から来ましたけど、仕事の関係できました。この粕屋という地域ですね。仕事があるって、そういう他県から来るっていう感じなんですね。それを考えると、粕屋町というのは、もう福岡、もう天神とか博多駅とか、その中心部ですよ。ものすごい利便性のいい所なんですね。その中でやっぱり公共交通機関である、鉄道。これを使うのはものすごくメリットがあるんですよ。まず、雨が降っても、基本的には、正確どおりに着くっていうですね。

その中で、私がやっぱり思うのは、駅。スペースが無いなら言いませんよ、物理的な。ただ物理的にスペースがある。その利便性を設けるときに、何でこんな遠回りして来なければいけないのかとか、何で1時間に3本、両方で6本しかしかないのに、例えば柚須駅みたいに構内の踏切が設けられないのかとか。やっぱり、そういう利便性を確保するためには、住民の方たちが、例えば伊賀駅を例にとると、今改札の無い向こうのほうに、ここに動線を設けたら、こっちに恐らく相当な住宅が建っていくやろうなとか、そういう発想は私あるんですよ。今、シティープロモーションとかされてますけど、宣伝ですね。それはものすごくいいことだと思いますが、宣伝しなくても、こういう動線を設けることによって、いいねってならないですかね？私からすると、いいねってやっぱりなるんですよ。物理的なスペースが無いなら言いませんけど、有るんだからですね。そういうとこをやっぱり考えていくと、ここに1本作れば費用は掛かるけど、この後のその周辺に、先ほど言われましたマンション系とかデベロッパーに、ものすごく建っていくと思うんですよね。そういう考えが無いのかというふうに私はすごく思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長　末若憲治君

池見副町長。

○副町長　池見雅彦君

議員おっしゃるように、住民の方の利便性と言うんですか、そういうふうなのを

高めるのは、大変町としても重要なことだと思っておりますし、まちづくりの観点からも、交通インフラ、道路も含めました鉄道インフラというのは、もう大変重要なものだと思っております。その点私ども、確かに粕屋町はこの狭い区域に6個のJRさんの駅を持っておりまして、大変恵まれております。その利便性を更に高めるための仕組みっていうのは、今もJRさんと連携協定を結びながら、毎月会議をしながら協議を進めております。少しずつ見えてきたものもございますけども、一举に何もかもできるということはなかなか難しうございます。少しずつ、とにかく着実に、この粕屋町の交通インフラ、JRさん、駅のインフラを充実させるような、取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

福永議員。

○8番　福永善之君

このような、粕屋町みたいな、本当に若い人だけではなくて、高齢の方も、ものすごく利便性があつて住みやすいという町は、正直なところ、私が知る限りほぼ皆無に近いんじゃないかなと。いろいろな種類の病院ありますよね。スーパーもある。ドラッグストアもある。消費者が選べるような、いろいろなことを選べるような、そういう立地条件にあるということを、やっぱり認識されて、今既存にあるインフラを、これちょっとここをこう変えたら、自分としてもすごく利便性が出てくるようなっていうことを、視点において、その中の一つ、JR駅を、そういうところを考えて、町政運営に邁進していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長　末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を13時といたします。

(休憩　午後0時07分)

(再開　午後1時00分)

○議長　末若憲治君

再開します。

議席番号13番、宮崎広子議員。

(13番　宮崎広子君　登壇)

○13番　宮崎広子君

議席番号13番、宮崎広子です。通告書に従い質問いたします。

質問事項は、誰もが健康で暮らせるまちづくりについてで、今回は睡眠というこ

とをテーマにして、質問してまいります。睡眠による健康づくりについてということですが、くしくも現在、9月3日を中心に、前後1週間、秋の睡眠健康週間ということだそうです。健康づくりの基本は、よく寝て、よく食べて、よく運動するということですが、この中で睡眠の質や量について関心を持つ人は、まだまだ少ないとされていますが、今や睡眠に問題を抱えている人は、国内に5人に1人と言われ、国民病とも言われています。日本人の平均睡眠時間は、7時間22分と言われ、経済協力開発機構OECDの2021年のデータでは、加盟30か国中最下位にあり、睡眠により休息が取れている人たちの割合が年々減ってきています。そこで、町はどのような取組をしているのかということを尋ねたいと思います。

まず、学校教育現場ですけれども、眠育による健康づくりについて問います。眠育というのは、睡眠教育の略称ですが、睡眠の仕組みや眠りの持つ力など、睡眠についての正しい知識と習慣を身に付けるための教育のことを言います。学校では、食育を中心に食べ物の栄養や朝御飯を食べることの重要性を指導してきていると思います。また、私が教員時代ですけども、夏休みの課題の中には、自分の生活リズムを壊さないように、1日の計画表の中に、睡眠時間を記録することもしておりました。現在、学校ではどのような取組がなされているでしょうか。さらに、近隣の自治体、これは春日市ですけれども、眠育と言って自分で睡眠時間を毎日記録し、それを振り返る取組。睡眠の大切さを、専門家を呼んで話を聞くなどして取り組んでるところがあります。町でも取り入れる計画はありますでしょうか。お願いいいたします。

○議長　末若憲治君

渡辺健康づくり課長。

○健康づくり課長　渡辺理恵君

睡眠は健康づくりの一環ですので、まず健康づくり課からお答えさせていただきます。

睡眠は、食事、運動、休息などと同様に、健康づくりにとって大切な生活習慣の一つです。現在健康づくり課では、睡眠記録を把握し、改善する取組については実践しておりませんが、ホームページ、健康かすやに睡眠カレンダーや睡眠ガイドブックを掲載し、セルフチェックできるような取組を実施しております。町で実践する考えとしては、睡眠に特化した記録等を取り組む予定はありませんが、睡眠カレンダーの掲載やセルフチェックができるような情報発信は継続して実施していくと考えております。

以上です。

○議長　末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堀 哲弘君

小中学校のほうですけれども、眠育という形で特別な活動は現状行っておりません。ただ、日常的な健康管理はこれ当然行っておりますので、その中で眠そうな児童生徒への声掛けからの、その原因についての指導。そういったことを行っておりますほか、近年、睡眠不足等の大きな原因になっておりますインターネット等の長時間使用、こういったものにつきまして、児童生徒へのスマホ等の取扱い方の教室。そういったものを行ったり、あるいはスクリレなど、複数の情報発信手段を用いまして、保護者の方への啓発。そういった形で、取り組んでおるところでございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

今おっしゃったのは、タブレットのアプリの中にそういう睡眠っていうところを入れて、子どもたちが、それでチェックしているということでしょうか。ちょっと分かりにくかったんで、もう一度お願いします。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堀 哲弘君

アプリあるいはタブレットを使用して、各子どもさんたちの睡眠時間なんかを把握するというところまではまだやっておりません。現状、子どもさんたちがやっぱり寝不足だったら、もう眠そうな顔をしていたりだとか、極端な例では、居眠りを実際授業中にしていたりだとか、そういうことが発生をしますので、そういった部分で、日常の健康観察を、朝ちゃんと子どもが元気をしているかなとかいうことを観察する中で、気になる子どもさんには声掛け等を行っておるというところでございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

それでは次に、不登校に関わるところで質問してまいります。

メジャーで活躍する大谷選手、1日に10時間から12時間睡眠を取ることを目標にしているそうです。睡眠を取ることで、思考力、集中力、判断力が落ちないよう最高のパフォーマンスが得られるということで実施をしているということです。睡眠には心身の疲労回復させる働きのほかに、脳や体を成長させる働きがあり

ます。脳には、海馬という知識の工場があって、睡眠中に活性化し、昼間体験したこと何度も再生して確かめ、知識として蓄積しています。この海馬の働きを助け、子どもの成長に欠かせない脳内物質のメラトニンという成長ホルモンが眠っている間に活発に分泌されます。朝起きて、オレンジの太陽の光を浴びることで、体内時計がリセットされ、夜になってメラトニンが出る準備が整い、また、寝る前のスマートフォンの青い光は、昼間の青空を認識させるために、眠れなくなると言われています。この眠育で不登校の児童生徒の数を減らしたという自治体もあります。

そこで次の質問、不登校に関わるところです。不登校との関連で問いますが、長い夏休み明けは、なかなか生活リズムが作りにくく、不登校の始まりにつながりかねません。不登校は様々な要因で引き起こされると考えられますが、その一つとして睡眠不足も考えられます。町としては、この関連をどのように考え、対応していくのかを問います。

○議長　末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長　堺　哲弘君

不登校の要因、非常に様々でありますと、かつ複合的であるということが多く見られます。その中で、議員の言われますとおり、睡眠不足等の生活習慣の乱れ、こちらから朝起きられない、登校しても学習する意欲が湧かないといった状態となることも要因の一つでございます。その睡眠不足等の生活習慣の乱れにも、さらにその手前に、例を挙げますと、ゲームやSNS等の依存であったり、あるいは鬱等の精神疾患的な症状、不眠。そういうものがありますと、睡眠不足の原因となる症状というのが、また、手前にもう一つ存在をしております。

各学校のほうでは、先生方が個々の児童生徒の様子を注意深く観察したり、あるいは面談を行ったりしながら、根本的な原因がどこにあるのかということを探しまして、状況に応じて、御家庭又スクールカウンセラー等の専門家と協力して、どうすればその子が抱える問題が解決ができるか、こういったことを試行錯誤しながら、個別に対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長　末若憲治君

宮崎議員。

○13番　宮崎広子君

例えば事例として、なかなか子どもさんを連れ出すとかいうことは難しいと思うんですけども、やはり昼間、運動っていうか、外に出て、お日様の光を浴びるつ

ていうことで、夜眠るっていうことのサイクルを作るっていうことをされた事例もあるんですけども、例えば、スクールカウンセラーだったり、それからスクールソーシャルワーカーだったら、家庭訪問できると思いますが、先生方の空き時間、授業中にもなるので難しいかなとは思いますが、そういう所に家庭訪問をして、まだ会える段階、子どもたちに。子どもたちに会いに行って会える段階で、一緒に外に出ようかとかいう形で連れ出す。外に連れ出すとかいうそういう取組はありますか。

○議長　末若憲治君

恵良教育長。

○教育長　恵良章治君

学校におきましては、大体3日休んだら、家庭訪問等するように、1日休みは、電話連絡。2日目もそうなんんですけど、家庭訪問できる範囲ではやるんですけど、先生方非常に業務が多いので、授業があつての最中の家庭訪問ってのはなかなか難しいと。放課後等に時間があって、その時間で家庭訪問するようなことはあるんですけども、なかなかそういうふうに、昼間に行って子どもたちを外に出すというところまでは、なかなか難しいかなと思っています。

以上です。

○議長　末若憲治君

宮崎議員。

○13番　宮崎広子君

ちょっと外れるかもしれません、今回の小学校と中学校、支援ルーム、支援室ができますよね。そこに先生が配置されている。小学校は、2校あるってお聞きしてますが、そういう先生たちは動けないでしょうか。

○議長　末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長　堺　哲弘君

小学校4校中3校に教室が配置されてまして、そのうち支援員が専門でいるのが、2校という形ですね。こちらもやはり実際教室に子どもが来ていれば、そちらの対応がございますので、家庭訪問等で外すのは難しいですし、来ている子どもたちに対しては、外に出て遊んだりの呼びかけはできるんですけども、やはり子どもたちの状態次第。ほかのクラスも含め、ほかの子どもたちに会いたくない、あるいは先生に会いたくないとか、そういう子の状況がある場合も考えられますので、そこはもう臨機応変に子どもたちに応じて、外遊び等ができる、それも働きかけるという形でやっておるかと思います。

○議長　末若憲治君

宮崎議員。

○13番　宮崎広子君

それでは、次の質問に進めます。

今度は、未就学児の睡眠の取組について伺いたいと思います。中学校になってきて生活習慣をまた1からやり直すというのは、非常に難しいっていうか、熱がいることかなあと思います。それも小さい頃から、基本的な生活習慣をずっと身に付けていれば、小学校に上がったときも、スムーズに行くのかなっていうふうに思いまして、未就学児の取組について伺いますが、0～2歳児、これは家庭教育もあるかもしれませんのでここで区切っております。3歳から5歳児への取組、町立の保育園であるとか幼稚園であるとか、そういう所で睡眠教育について取り組んでいること、何か実施していることはありますでしょうか。

○議長　末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　山田由紀君

未就学児への睡眠による健康づくりの取組についてでございますけれども、施策として行っている取組は、現在のところございません。ただし、健康づくりのためには、生活リズムを整え、適切な睡眠を含む早寝早起きの習慣を付けることが大切であるため、赤ちゃん訪問ですとか、3歳児までに行われる5回の健診時に実施するアンケートで、お子様の睡眠時間をお尋ねし、その時々の月齢に応じた生活リズムの作り方や、適切な睡眠環境の整え方についてお伝えしております。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

渡辺子ども未来課長。

○子ども未来課長　渡辺　剛君

それでは町立の保育所幼稚園等のほうをお答えさせていただきます。まず、町立保育所のほうでは、園だより等によりまして、生活リズムを身に付ける呼びかけを行う際に、早寝早起きを意識するという内容で睡眠の大切さや役割、また更に早寝するためにはどのようなことに気を付けて生活したらよいかというのを伝えるようにしております。

また昨年は、保護者向けの啓発といたしまして、発表会のときの待ち時間を活用して、子どもの睡眠の大切さについて改めて話をしたという園もございます。町立幼稚園におきましては、早寝、早起き、朝御飯、よく言われることですね。こちらの大切さを伝えるようにしております、園だよりで伝えるとともに、特に生活習

慣が乱れがちになる夏休み、冬休み、また春休みの前、このときに、子どもたちにも改めて睡眠の大切さ等を伝えるようにしております。

以上です。

○議長　末若憲治君

宮崎議員。

○13番　宮崎広子君

今、啓蒙啓発のところまで教えていただきましたけども、例えば日常的に絵本の読み聞かせとかで、睡眠に関わる読み聞かせとかを園で行ってるとかいう取組ありますか。

○議長　末若憲治君

渡辺子ども未来課長。

○子ども未来課長　渡辺　剛君

すみません、絵本の読み聞かせも恐らく多種にわたっておりますので、その中に入ってるかどうかまでは、すみません。確認をしておりません。申し訳ありません。

○議長　末若憲治君

宮崎議員。

○13番　宮崎広子君

それでは3番目に進みます。

睡眠は、健康な体づくりに欠かせない生活習慣の一部であります。町の健康診断の中で、どのように取り組まれているかっていうか、実際。寝不足が慢性化すると、高血圧とか糖尿病を始めとする生活習慣病のほかに、鬱病、認知症のリスクを高めるということが分かっております。先ほど、スケジュールをインターネットとかホームページですかね、見て記入できるようにしているということですけれども、特定健診の中で、私なんかは食事などの生活習慣の問診と言いますか、どんなものを日常食べてますかとか、3回食べてますかとか、食材の何か種類とか、それから塩分を摂り過ぎてませんか、とかそういう問診がありますよね、食べる物に関しては。同じように睡眠に対しての問診っていうのは、行っていますでしょうか。また、寝られないとかもいろんな悩みも抱えてある方もおられると思いますが、そこに関して、相談窓口とかも開設してありますでしょうか。

○議長　末若憲治君

渡辺健康づくり課長。

○健康づくり課長　渡辺理恵君

睡眠に関する健康づくりの関わりと特定健診での取組についてお答えさせていた

だきます。健康づくり課では、健康かすや21の健康づくりの六つの柱の一つとして、休養、心の健康の分野において、「質のよい睡眠・休養を心がけよう」をテーマとして睡眠に関する健康づくりに取り組んでおります。特定健診の中では、問診の中に睡眠に関する設問がありまして、日頃の睡眠状況を確認する機会となっております。また、その問診結果を含めて総合的な健診結果を基に、必要な方へは生活習慣へのアドバイスを行い、睡眠の重要性も伝えております。

また、健診以外においても、今年度の取組としては、未就学児を持つ保護者に対して快眠ヨガ講座、また一般向けとして夜に行う、安眠ナイトヨガ講座を予定しております。生活習慣の重要な一部である睡眠についても、常に様々な事業に取り入れて行っているところです。先ほど相談受付というふうに、議員さんのはうから質問がありましたが、特定健診なので、必ず保健指導に関わる方っていうのは、やはり議員さんがおっしゃるように、睡眠、生活習慣が乱れている方が多いですので、その際には、どうして乱れているのかなど、睡眠時間の取り方などの詳細の相談は受けております。

以上です。

○議長　末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　山田由紀君

妊娠期と産後における取組については、こども家庭センターのはうからお答えをさせていただきたいと思います。妊娠中の不眠は、妊娠が進むにつれて増加していくまして、妊娠後期で最も多くなっております。妊娠初期は、つわりや頻尿。中期は、胎動やこむら返り。あと、後期では寝返りが打てなくなるなど、途中で何度も目が覚めるようになります。集団での指導というのは行ってはいないんですけども、個別の相談で対応しております。必要なときは、主治医に相談をするようにお伝えしております。

また、産後については、おおむね4か月以内に赤ちゃん訪問を行っておりまして、睡眠不足などにより、お母さんに疲労が見られる場合は、短時間の睡眠、細切れ睡眠でも疲労回復ができる可能であることをお伝えしまして、赤ちゃんが寝ている間に、家事を後回しにしてでも、短時間でも休むこと。それから赤ちゃんの体内時計を整えることで、夜、まとまった睡眠が取れるようになって、その結果として、お母さんの睡眠時間の確保につながることなどをお伝えしております。それでも改善が見られなかつたり、あと睡眠不足への不安がある方もいらっしゃいますけれども、そういう場合は、産後ケアなどのサービスを案内しまして、利用していただくことで、母子とその家族が、健やかに育児ができる支援体制に努めておりま

す。

以上でございます。

**○議長　末若憲治君**

宮崎議員。

**○13番　宮崎広子君**

すみません、妊産婦さんですね。まだ赤ちゃんが生まれてない、妊娠されてる方の睡眠指導と言いますか、それはどこで、どういう場面で行われることになりますか。

**○議長　末若憲治君**

山田こども家庭センター課長。

**○こども家庭センター課長　山田由紀君**

妊娠期については、まず一番入り口としまして、母子手帳の交付がございます。そのときになんといろいろな質問をするんですけれども、そういった中で、睡眠時間等についてもお尋ねをしております。それ以外にも、月1回、マタニティ相談というのを行っておりますので、御不安だったり、心配事がある方は、そういった御相談のほうに予約をしていただいて、来ていただいて、相談を受けていただくということで御対応させていただいております。

以上でございます。

**○議長　末若憲治君**

宮崎議員。

**○13番　宮崎広子君**

そのマタニティ相談ですけども、いろんな多岐に飛んでると思いますよね、相談内容と言ったらですね。睡眠に特化したことってどのぐらいありますか。

**○議長　末若憲治君**

山田こども家庭センター課長。

**○こども家庭センター課長　山田由紀君**

すみません、睡眠に特化していることっていうところの具体的なところまでは、ちょっとこちらも把握をできておりませんで、なかなかちょっとその部分で、それだけをお伝えするということではないと思うんですけども、やはり妊娠前から、ちょっと鬱病だったり、メンタルとかに不調を抱えておられる方もいらっしゃって、睡眠のお薬を飲まれている方とかもいらっしゃいます。そういった方は、特にやっぱり眠れないとかっていうことだったり、そういった御相談も受けることがありますので、そういった場合は、こちらのほうで保健師のほうが、相談に乗って対応をさせていただいております。

以上です。

○議長　末若憲治君

宮崎議員。

○13番　宮崎広子君

4番目の最後の質間に参ります。

日本人の睡眠時間が他国より低くて、昼寝をしていると、海外の人からは具合が悪いんですかって思われてしまうそうです。さらに日本人の女性は、男性より2時間ほど睡眠時間が短いということで、私も粕屋町で、この健康かすや21を作られる時に町民にアンケートを取られたということで、そのアンケートを見てみました。そしたら、男性に比べて、女性の睡眠時間とか休養が、十分取れない。睡眠の部門で、休養が取れないという方が、20代で、男性が1.7件ですね、回答ですから、に対し、女性が4.8。30代で、男性が1.1に対し、女性が4.1。40代で、男性が2.7に対し、女性が5.4というふうに、やはり粕屋町でも女性のほうが、睡眠がなかなか取れないというか、十分眠れてないという不安を抱えている方が、男性より多いんだなっていうのを実感しました。多分これ推察するに、家事、家庭のこと、例えば朝早く起きて、お弁当作らないかんとか、それから夜介護しないといけないとか、もしかしたら眠れてないかもしれないなど。介護で何回も起きてるかもしれないなとか、そういうことを想像します。

やっぱり、この女性に対しても、睡眠が男性並みと言いますかね、男女平等っていうところで言えば、取れるようにやはり何かアクションを起こしていかなくちゃいけないなあということを感じました。

久留米大学の学長の内村氏によると、人間は17時間以上活動すると、集中力や認知機能が低下し、パフォーマンスが落ちるっていうことを明らかにしています。

17時間以上活動ということは、7時間寝てくださいってことですよね。睡眠不足による生産性の低下や産業事故の発生で、年間約15兆円の経済損失が発生していると報告しています。この睡眠自体は、町の働き方改革においてもその大切さを周知する必要があると考えます。ある自治体では、10日に「はよねるデー」っていうのを作って、青バトの巡回に、ステッカーで「はよねるデー」、早く寝ましょうみたいなのを宣伝している自治体もあります。のぼりを作ったり、リーフを配ったりして啓発している自治体もあります。

町全体の周知活動として、この睡眠の、十分な睡眠を取ろうということや、睡眠アプリ、私も実際やってみたんですよ。睡眠というのを、アプリ、自分のスマホに入れて、どんだけ自分が寝てるかなあというのを。そういうのを意識すれば、質の良い睡眠を自分で取らんといかんねというふうに意識すれば、先ほど申し上げたよ

うに、いろんな病気を併発していく、高血圧とか鬱とか、そういうのを、認知症も、減らしていくんじやないかなっていうふうに考えます。

それで、町全体のそういう啓発活動とか、こういうアプリの紹介とか、こういうことを頑張っていく、やってみましょうっていうことはいかがでしょうか。

○議長　末若憲治君

渡辺健康づくり課長。

○健康づくり課長　渡辺理恵君

啓発活動やアプリの利用についてのお答えをさせていただきます。睡眠は、おっしゃるように生活習慣や体や脳への影響もあり、とても重要なものだと考えております。健康かずや21の一つである休養・心の健康においては、食生活や運動、睡眠を合わせて好循環になるよう、睡眠の重要性も取り入れた講座などを、今後も積極的に実施していきたいと考えております。また、啓発においては、睡眠時間を簡単にセルフチェックできる睡眠カレンダーや、睡眠の重要性を示す内容の充実を図っていきたいと考えております。睡眠アプリについてですが、数多く存在することもあり、現在のところ特定のアプリの紹介を行う予定はございませんが、睡眠改善の様々な手段の一つとして、睡眠の自己管理におけるアプリの利用については、周知をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長　末若憲治君

宮崎議員。

○13番　宮崎広子君

最近、高齢者の皆さんの悩み事を聞きます。寝付きが悪いとか、夜中に目が覚めるとか、日中に眠くなるとか、いろんな悩みが、近年見られると思います。国はいよいよ医療でも、内科、精神科に睡眠障害内科、睡眠障害精神科などを掲げていくことを想定して、早ければ来年、26年中に各医療機関で、看板が掲げられるように見通ししていくことなので、ますますこの睡眠については、注視していく課題であると考えます。眠れずに悩む町民の皆さんのがんばりについても、早めの対応を進めていかなければならないなっていうことも感じ、こういうことを申し上げて質問を終わります。

以上です。

(13番　宮崎広子君　降壇)

○議長　末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を13時40分といたします。

(休憩 午後 1 時30分)

(再開 午後 1 時40分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号12番、本田芳枝議員。

(12番 本田芳枝君 登壇)

○12番 本田芳枝君

本田芳枝でございます。

通告書に基づいて、質問をいたします。

今回は2問用意しました。1問は、都市公園整備について。それから2問目は、地域に根ざす図書館の在り方について、という以上2点ですが、私の視点は、生活の質を、粕屋町市民の生活の質をいかに上げるか。それがウェルビーイングの実感になるし、この町の、より他町へのアピール、ほかの自治体へのアピール。まず、市民自身がこの町に住んで、とても暮らしやすい、住みやすい町だということを自覚することが大切。そういう意味での町の施策を問いたいと思います。それで2点しています。

まず最初に、都市公園整備について。令和2年12月に、「粕屋町都市計画マスタートップラン（都市計画基本方針）」ができました。今回、この基本方針の中の46ページ「既存公園の管理と再生」。ここを参考にして一般質問をまとめました。この都市計画マスタートップランでは、既存の公園の管理と再生について、次のように記しています。パークマネジメントの考え方に基づき、このパークマネジメントっていうのは、新しい言葉ではないかと思って、これにもちゃんと説明がありました。後で担当の方に質問をいたします。「パークマネジメントの考え方に基づき、既存公園についての住民満足度などを評価し、課題の多い公園については、地域の声を聞きながら再整備を行うなど、多世代かつ多様な意見を持つ地域住民のニーズにあった公園への再生のしくみを作ります。」とあります。以上のような考えを基に、町では令和5年度より、ユニバーサルデザインによるトイレ、インクルーシブ遊具などの設置を開始し、昨年度は柚須公園の整備に当たられました。今後の都市公園整備についての考え方を問います。

まず最初に、14都市公園に整備計画はあるかということですが、まず単刀直入にお尋ねします。整備計画はありますか。あるとしたら、どのようなものでしょうか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

14か所あります都市公園のうち、9か所が昭和40年から50年代に整備した公園です。そうしたことから、遊具等につきましては、点検を実施し、修繕や更新を行つてまいりました。都市計画マスターplanの既存公園の再生の考え方、議員のほうがおっしゃった方針なんですが、毎年度実施の遊具点検の結果、そして建築時期及び利用状況を勘案して、改修計画を定め、順次再整備を進めております。令和5年度に花ヶ浦公園、令和6年度に柚須公園を実施し、本年度は内橋公園を行う予定にしております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私がお尋ねしたいのは、順々にいろんな考え方ですということではなくて、整備計画自身はあるのですか?ということです。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

今後の都市公園の在り方につきましては、総合計画とか都市計画マスターplanに基本的な方針を掲げております。都市公園のこの施設につきましては、粕屋町公共施設等総合管理計画、こちらに方針を載せて、これに基づいて再整備を行つてゐるところでございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私が、気が付いてないだけかもしれません、公共施設で、この中にこれが入つていて、その順番とかも入っているんですか。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

まず、順番等については、いろいろな視点があるんですが、この管理計画のほうでは、例えば駕与丁公園、こちらについては、公園施設長寿命化計画を策定しまして、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図るとしており、計画策定後、施設の改修工事。令和3年度に計画を策定して、4年から改修工事を行つております。そのほかにあと、防災防犯機能の向上のために照明灯のLED化推進。こちらを管理計画に上げてまして、こちらにつきましては、令和3年度に公園照明灯の

LED化、全てを図っております。

また、先ほどお話がございましたトイレにつきましては、基本的にまず、入り込みとしましては、トイレの洋式化。これを管理計画ではうたっておりまして、比較的新しいトイレ、公園の新しいトイレについては和式から洋式化、これを進めてきたところでございまして、実際それ以外の昭和の時代に建設された古いトイレにつきましては、建築年数あるいは公園の利用状況を勘案し、ユニバーサルデザインに配慮したトイレ、こちらを令和5年度から進めているところでございます。

遊具につきましては、毎年、定期点検を行います。その点検結果に基づいて、修繕を行う。あるいは、更新が必要な遊具については、誰もが広く遊べるインクルーシブ遊具の選定を行って、更新をしているところでございまして、遊具のほうにつきましては、毎年の点検結果によって、整備の順番が若干変わってくるということもございます。そのようなことで、この管理計画の方針に沿いまして、安全安心な公園づくりに現在努めているところでございます。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

私が整備計画というふうにお尋ねしたのと、それから今部長がお答えになった管理計画、ちょっとずれがあるのかなと思いながら。だから、質問の仕方が悪いのか、観点があるのか私分からないんですけど。駕与丁などの大きな公園は、長寿命化計画があると思うんですけど、私がここで問題にしたいのは、地域の昔からある児童公園だったり、都市公園だったり、そういう公園の全体的な、例えば今14あると言いましたけど、その中には駕与丁公園も入っていますが、そういう公園の整備を全体として、この公園の整備をどういうふうにしようかという流れがあるのか。今のお話では、例えばトイレならトイレ、遊具なら遊具という形で個別に点検をしながらしておられるようですが、私が申し上げたいのは、粕屋町の公園として魅力ある公園をそれぞれ地域に位置づけるための整備として、全体的な流れの整備計画はあるのですかというふうに問うているんですけど、その件、その辺はどうですか。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

誤解をしてあるようなので、私のほうから説明します。今既に公園があるんですよ。その公園を、安全に快適にするためには、今部長が言いましたように、トイレが非常に古いと。だから、トイレはユニバーサルデザインのトイレを基本計画の中

でやっていると。それ以外の公園は、例えば緑とか、そういった植栽については、整備を毎年します。これはもう生き物ですから、植物は。何が必要かというと、遊具なんですよ。遊具の点検をしながら、悪い所をどんどん整備していく。その計画はあるということを今部長が説明します。公園ごとじゃないです。遊具と植栽とか、あるいはトイレ、そういうことを点検しながら、計画を立てているということでございます。今年はこの公園、来年はこの公園というやり方じゃないです。御理解お願いします。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

私が予算とか決算とか見ますと、毎年5,200万円前後、そのトイレと遊具に掛けてあるみたいなんですよね。それはすごいなあと。要するに、目に見えない所で、住民の質を高める。住民の方が気持ちよく、あるいは魅力ある、自分の庭として公園を使っていただくのに、まずやっぱり、トイレと遊具でしょうね。実際、私3か所か4か所見たんですけど、それ以外にもそうですけど、トイレは古いものも実際にきれいにお掃除がしてあって、トイレットペーパーもきちんと整備しております。だから、こういうのはうちの町はすごいなと、今回改めて思いました。

ただ、私が整備計画というのは、住民の生活の中で、その公園がどのように位置しているのか。あるいは、周辺の住民の意向を反映した、住民の周りの方たちが自分の庭として使える公園になっているかという観点からも、含めた整備計画というのを、私は今質問したわけで、ちょっと行き違いがあると思うんですけど、個別にいろいろするんじゃなくて、この町の生活の中で、個々の生活の中で、あるいはその地域の中で、その公園がどのようにいかされて、どのように住民が利用しているかという観点も、ある程度必要ではないかというふうに思っております。

それで質問ですが、都市計画のマスタープランに、パークマネジメントの考え方っていうのがいきなりぱっと出てくるんですよ。それはどういうふうに解釈をして、それをどのようにその管理計画の中にいかしておられますか。

○議長　末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長　井手正治君

パークマネジメントという概念は、イギリスとかアメリカのほうから入ってきたもので、日本でも比較的新しい考え方になります。公園の指定管理者制度が導入されたのを契機として、民間のいろんな事業者の方とか、そういった方の知恵を借りて、従前の公園については管理が中心だったんですけど、管理だけじゃなくて、今

度いろいろ活用していこう。そういったところの考え方に入っている考え方になります。

それで、町としても活用ということで、既に地域の公園ですので、地域の方に愛されて、そこでゲートボールされたりとかグラウンドゴルフされたりとか、あといろんなお祭りとかも開催されております。今後そういう幅を広げていくのが、今後出てくるのかなとは考えております。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

それでは次の2番と3番と一緒にしたほうがいいかなと思うんですけど、2番のユニバーサルデザインへの配慮など行われているか。具体的には、公園のバリアフリー化やインクルーシブ遊具、誰でも使いやすいトイレなどの設置は、今お答えされたように、一応してあると。私調べると、5,000万円、両方合わせて各2年間、数字が出ているような気がいたします。それで、その下の防災機能の強化や防犯性の向上などについて、この2番3番を、もしよかつたら重複するかもしれないんですけど、お答えお願いします。

○議長　末若憲治君

ちょっと待ってもらっていいですか。ちょっと止めてもらっていいですか。さっきからあんまりかみ合ってないような気がするんですけど。ちょっと時間を止めてください。

本田議員がおっしゃる整備計画って、別にその維持管理、今の遊具がどうのこうのっていうことじゃないですよね？これからこの公園がもっと発展するために、何かそういう計画があるのかっていうことですよね？どちらかというと執行部の回答は、何か、維持管理をするために、トイレがとか遊具の具合がっていうような回答になってると思うんですけど、そういう意図ではないような気がしたんで。ごめんなさい。ちょっと今時間止めてるんで。じゃあもういいですか？整備計画があるかないかの論点が少しずれてるように僕は感じたんで、わざと止めたんですけど。もうそのまま進めていいですか？

○12番　本田芳枝君

だから曖昧、考え方自体、求めるものが違うので。ちょっとここで一応さらっと流しといてというか、最終的に。

○議長　末若憲治君

分かりました。時間進めますよ。ごめんなさい、ちょっとおしょりましたけど、3番のいいですか？質問で、聞いていいですか？今、3番の。2番と3番と一緒に

今答弁を求めていいですか？ごめんなさい。じゃあ進めてください。

井手都市計画課長。

○**都市計画課長 井手正治君**

それでは、先に2番のほうについてお答えいたします。誰もが利用しやすくということで、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車椅子の方でも出入りできる公園出入口の改修とか、スロープ等による段差解消を行うとともに、階段には手すりを設けております。また、高齢者、障がい者、ベビーカー等の方でも利用しやすいように、バリアフリーの多目的トイレを計画的に配置しております。遊具点検結果により老朽化した遊具については、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが同じような楽しさを味わえるインクルーシブ遊具を取り入れて更新のほうをしております。

○**議長 末若憲治君**

青木地域共創課長。

○**地域共創課長 青木裕次君**

防災・防犯を所管しております地域共創課より、防災機能の強化や防犯性の向上などについて答弁させていただきます。防災面における都市公園の整備については、粕屋町地域防災計画の中に「都市公園や緑地等は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難路、避難場所ともなり、一定の広さを有する広域避難場所の充実を図るとともに、広域避難場所への避難中継地として機能し、防災活動、避難生活にも役立つ公園や緑地の整備を進めます。あわせて、街路樹と公園の緑等をネットワークさせ、防災効果の高い緩衝緑地の形成に努める。」と記載しております。これらに沿って、実施されているものと考えております。なお、被災者に対する応急仮設住宅の供給につきましては、予め応急仮設住宅建設候補地の順位を定めており、第1位に、粕屋中央スポーツ公園としております。

次に、防犯面における都市公園の整備について、一括して答弁いたします。公園内のトイレにつきましては、耐震性が高い鉄筋コンクリート製で、ソーラーパネルを設置したことにより、停電が発生した場合でも、夜間照明に活用できるようになっております。また、防犯性の向上を図るため、見通しが良い植栽の配置に努め、多目的トイレについては、緊急用の非常呼出し表示ランプを出入口付近に設置し、緊急の場合に対応できるようになっております。公園内での防犯対策に加え、九州電力株式会社福岡支社と、安全安心まちづくりに関する包括連携協定を締結しており、令和3年度から、IoTを活用した子どもの見守りシステムを導入し、基地局を都市公園内にも設置しております。また、令和2年にコカ・コーラボトラーズジャ

パン株式会社と安全安心まちづくり協働事業に関する包括連携協定を締結しており、自動販売機売上げの一部を活用し、防犯カメラを、駕与丁公園に5か所、花ヶ浦公園に1か所設置・運用しております。今後も引き続き、新規自動販売機設置について、所管課と協議を進めながら、都市公園への防犯カメラ増設を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

今のお答えでも感じるんですけれども、必要に応じてとか、ほかの課とも相談しながらとか、そういう形で進めておられるような気がしますね。大きな中央スポーツ公園とか、それから駕与丁公園とかの整備はちょっとさておいて、私が今ここを中心にしているのは都市公園なんですね。いわゆるその地域の地元の公園。それについての防犯とか、いろんな整備、何ですかね、防災機能とか。そういうものの機能は、いつ、どのような形で整備を進められるのか。そういう計画、あるいは何か目に見える計画性みたいなのはあるんでしょうか。

なぜかと言いますと、職員の皆さん変わるんですよ、人が。そういう中で一番大切なのは、やっぱり計画があって、私はいつも感心してるけど、粕屋町の小中学校の、これは規模が大きいからあれですけど、改築計画。あれはもう本当に定期的につき合なされています。それを全部望むわけではないんですが、この防犯にしても、防災にても、あるいはトイレにても、そういうのを準備、整備計画の順番、計画性が変わりますよね、そのときの状況によって。でも大方の計画性っていうのは、立ておいたほうがいいのではないかという観点から聞いてますけど、今課長がお話しされた、こういうふうにしてますって言われますけど、今後はどこの公園をどのようにどうするかっていう、そういう流れはあるんでしょうか。そのためには、そこをチェックしないといけないですよね、そういう目で見て。いろんな公園のチェックを、そういう観点から見てしてあるのか。した上で、こういう計画を立てよう、あるいはこういうふうにしようというのがあるのか。今のお話では、個別に必要だからとか、求められてるからみたいな感じも見受けるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長　末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長　新宅信久君

今、地域共創課長のほうから防犯の面でお答えをさせていただきました。去年、

花ヶ浦の公園をやらせていただきて、そこで先ほどお答えした防犯カメラの設置を地域と話し合いながら設置していった経緯がございます。今、井手課長のほうから、都市計画課長のほうからもお答えしたんですが、公園の設置については、そこら辺も地域共創、都市計画と協働しながら、新しい公園については、防犯カメラの設置を進んでこちらのほうも検討を行っていきたいと思いますが、この防犯カメラの設置につきましては、個人のプライバシー等もあって、なかなか難しい面もございますので、そこら辺は地域のほうともよく話し合いながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

私が調べたのは、おととじやなくて去年、去年は柚須公園ですよね。花ヶ浦公園から、そして柚須公園。それは設置順番じゃないんですよ。今回は内橋公園と、ちょっと飛ばしてあるんですよ。飛ばしてやるには、飛ばされた理由があるのかなあと思いながら、その計画があるのかなと思いながらこの質問をしています。

それで、予算化するに当たっても、やっぱりいろんなものをチェックして、順番をある程度決めるとか、この年度にこの予算をするとか、あるいはそれに地域住民の皆さんとの声をどういかすかというのは、急に言われても、地域のほうも区長さんもお困りになるだろうし、地域の方もあれですけど。例えば、私が聞いた柚須は、前々からそういう要望してあって、去年されたことで随分いい整備をされてるような気がいたします。

それで、私が一番この質問の中で問題にしたいっていうか、皆さんにお尋ねしたいのは、4番です。各地域の町民の声を、整備の中にあるいは管理の中に、どのようにいかされているのか。その体制はあるのか。そこが気になるので、そこをお尋ねします。今のお話では、例えばトイレはちょっともう古くなってるからとか、遊具はちょっと点検してるけどこうだったからっていう形で、整備を進められておられるようですが、私が申し上げたいのは、5,200万円近くの予算を毎年掛けているのに、しかもその目的は、地域住民の暮らしをよくするためなのですから、当然地域の皆さんとの声を反映された、その公園を作るということが目的ではないかと思いますが、それはどのようにされているのか。そこをお尋ねします。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

本田議員の言われてあることは分かります。ただ、公園を、例えば地域の皆さんに、本当によりよく大きく進化させるには、5,000万じゃできないんですよ。トイレだけでも相当高い金額掛かります。もちろん、その付加機能は多ございます。先ほどの防犯カメラを含めたもの、そしてまた、防犯機能を高めたもの。そしてまた、蓄電池を備えた太陽光パネル等、様々なステージを上げながら、トイレをよりよく皆さんに安全に安心して使えるような、快適に使えるような公園、トイレということですが、それだけでも相当の金額が掛かります。公園全体を大きく扱うときには、当然それは地域の皆さんと話し合いながら、地域の方々の声を伺いながらやるのは当然でございます。今回は、今予算に上げている分については、飽くまでユニバーサルデザインのトイレということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

私決算書を見ますと、まずそのトイレならトイレ、遊具なら遊具をどう設置するか、設計図を作るためのコンサルタントに入札をされてるような気がします。それを基に設計図なのかな、実際使われているような。まず、個別にそういうふうにして、そうされているっていうのを見まして。

私がなぜこういう質問するのかというと、うちの近くの大池公園はもう建って15年ぐらいなると思います。中で使われている住民の方が、もうその設置する時から、それはその当時の区長さんなんですけど、いろんな思いをぶつけてやられて、自分たちが十分使って、そろそろこういうことはもうやめて、こうしたほうがいいよねっていう意見があるんですよ。だから、そういう意見を取り入れるためにはどうしたらいいのかなと、私自身が常日頃考えているので、やっぱりそれぞれの地域の公園、あるいは本当に利用されている公園と、余り利用されてない公園も両方ありますね。だから、そういうものを地域の皆さんの大切な宝物として、あるいは整備をするということで、私は全体的な流れの中で、粕屋町で都市公園をどう位置づけるか。これは本当に大事なインフラ。それこそいろんなものよりも本当に大事なインフラだろうと思うので、それを含めた考え方を持ってあるか、あるいは持つてなかったら、それも今後続けて採用してほしいなというふうに私は思っているので、この質問を用意いたしました。

それで、今のお話では、一つの公園を全体的に見直すということは、今のところ予算もあるし大変だから、個別に必要な所、あるいは町のいろんな計画を考えた上で、例えば環境問題とかいろんなものを含めて、トイレの屋根に太陽光パネルを付けるとか、そういう形で整備計画をしてあるというのは分かりました。ただ、今後

としてはそういう考え方が必要ではないかなと。私はそれが、何て言うんですかね、パークマネジメントの流れの中で、非常に重要な要素ではないかと思っていますが。今回そういう、今そういうふうにして、一応必要な所はきちんと整備をしてあるというのが分かったので、それはそれで分かりました。また今後、質問しながら、あるいは提案しながらしていきたいと思うんですけど。

次、5番目行きます。5番目に取り上げたこの理由としては、今年JR原町駅と長者原駅の間を町の中心拠点として、基本構想を考えるコンサルタントの入札をされて、もう終わったように聞いています。それ1,500万掛けて。この地域を粕屋町の中心拠点として、粕屋町が更に発展していくような流れで開発をかけたい。その中には高さ制限のこととかいろんなことがあると思うんです。

私はこの中に二つのことを、ちょっと目指した、お尋ねしたいというふうに思います。一つは、そのにある原町公園をどう位置づけるか。その整備はどのようにされるのか。もう一つは、町全体の構想なので、町のマスタープランからの視点也要ると思うんですが、地域住民の皆さん、例えばその地域の乙仲東、花ヶ浦、若宮、原町、そういう所の地域の住民の皆さんとの声をどう取り上げて反映しようとされるのか。一応、もう基本構想は立てると。それも、コンサルも決まってるっていうことなので、ある程度の筋道は、行政にはお持ちではないかと思うので、答えられる範囲でいいから、答えていただけますか。

○議長　末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長　井手正治君

粕屋町都市計画マスタープランの中で、長者原駅から原町駅にかけては、町の中心拠点として、高度利用を誘導し、にぎわいの形成と高密度化を図るとともに、オープンスペースを確保するなど、良好な景観や緑地の創出を図ることを掲げております。令和6年度は、駅等の交通拠点を中心とした集約型まちづくりを進め、交通利便性及びまちの魅力を向上させ、暮らし続けたいまちを目指すために、JR九州と包括連携協定を締結して、定期的な勉強会を、今実施しているところです。また、粕屋町商工会議所では、町の駅長会が開催されているのですけど、事業や地域の活性化に取り組んでおられ、都市計画課も定期的に参加させていただいております。10月に原町駅前公園にて、駅フェスの開催を予定しております。また、長者原駅・原町駅周辺まちづくり基本構想策定業務を行いますが、地域を交えた駅周辺まちづくり研究会を立ち上げまして、まちづくりに関する課題・改善策・目標を共有し、基本構想を策定することを予定しております。原町駅前公園につきましても、このエリアに含まれますので、基本構想策定業務の中で、今後の公園の在り方

につきまして、整理をしていきたいと考えております。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

地域の皆さん、まちづくり協議会を立ち上げるというふうに今おっしゃいましたけど、具体的にはそれはどういった内容、もう決めてありますか？それとも今後決める。例えば、今までそういうときは商工会とか、区長さんたち、地域の役を持つておられる方とか、そういう方が割と中心な流れがありますけど、一般住民の、あるいはこの利用公園をよく利用する高齢者、それから子育て世代、子どもたち、そういう方たちの声とかいうのはどういう形で反映しようかというふうには、今のところ、もう考えておられますよね。どういうふうにしていますか。

○議長　末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長　井手正治君

先ほど言いました、駅周辺まちづくり研究会というレベルで考えておりまして、先ほど答弁の中でお答えしましたが、町の駅長会、そちらのほうは地域の商工会の方もいらっしゃいますが、25団体ぐらい参加されておるんですが、そういった所とも定期的に都市計画課も会議のほう参加させていただいているんですが、まずはそういう所にも声を掛けて、この話を進めていきたいと思います。具体的にはまだ、これからどういったところの構成にするかは検討していくことになります。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

具体的にはこれから進むと思うので、幸い私は関連した常任委員会のメンバーでもありますので、報告を聞きながら、それなりの提案をさせていただきたいというふうに思っています。

なぜ私がこの質問を取り上げたか言いますと、発端は、駅の駐輪場のマナー違反。それが発端です。何でこんなことが起きるのか。それは位置的なものも、空間があるからするとか。でも、よく聞いてみると例えば長者原駅前駅は、シェアサイクルの駐輪場を取られてしまったから、もう点字ブロックの上にあれ置いてあるんですよ。それで何人かの方に聞いたら、「どうしてここに停めるの？」「前はあそこに停めてたけど、今停められないから。」と、そういうもの一つ置くにしても、やっぱり住民の皆さんの中の声を聞きながら、様子を見ながら、マナー違反って分かつてするんですよね。それはなぜなのか。そこをもっと根本を考えて、そうすること

とが、あるいはその過程に住民が入ることによって、公園なり、駐車場なり、駐輪場なり、町なりに愛着が出るんですよね。愛着が出るということで、更にその気持ちは町へ向くし、それこそウェルビーイングを実感できる町民の1人になるわけです。だから、町民の声を取り上げる。例えば、遊具にしても、それからトイレにしても、とてもいいです、見てて。お金も掛かってる。ただ、インクルーシブ遊具を、本当にそれを必要としている方たちが、実際使われているのかなというのはちょっと疑問です。そこにそれがあるっていうことすら、御存じない方もいらっしゃるんではないかと思います。だから、こういう公園をこういう考え方でこう整備しています。皆さん使ってくださいと。使った後で、皆さんどうですかっていう、そういう住民双方、住民に対する提案あるいはアピール、そしてそれに対するフォロー。そういうことを進めていくことが、うちの町の今後の更に質を上げる、そういう流れではないかなというふうに思いましたので、今回この質問を取り上げました。実際、その管理というところまでは、とても行っていると思います。ただ、それをどういかして、その予算を事業化したものを、どう町に皆さんに反映するかというところ、もう一步進んで、住民の声を聞きながらすると、満足度は高まるし、自然に人口は増えるというふうに私は見ていて、今回、こういう質問を取り上げました。

次に行きます。次は、地域に根ざす図書館の在り方について。これも資料、今回こういうものを図書館が出てくれました。7月の初めだったと思います。それでこれを基に、一般質問を進めていきたいと思います。生涯教育の一環として、粕屋町立図書館が開館したのは、2000年4月。今年で25年経過しました。図書館要覧には基本方針として、「粕屋町立図書館は、住民の年齢構成、町の地理的条件、将来構想など図書館サービスが成立するための諸条件を常に研究・考案し、住民のニーズに即したサービスを展開し、住民各層の誰もが気軽に利用できる、親しみのある図書館運営を目指します。」とあります。今議会では、令和6年度の決算審査があります。図書館も令和6年度統計を令和7年度粕屋町立図書館要覧として公表しています。そのデータを基に質問いたします。

第1問は、図書館の利用状況についてです。全体の貸出し冊数は順調に伸びていますが、町民、4万8,431名。これは、このデータの出る令和7年の3月だったと思います。令和7年3月末現在で、4万8,431名に対して、行政区ごとの登録者数の合計が5,098名。登録後4年経過し、更新していない利用者を除くとありますが、町民、実際の利用は10.5%です。これは余りにも少ない数字ではないでしょうか。どのように考えておられるのか、その見解をお尋ねします。

○議長　末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

粕屋町立図書館要覧に掲載しております、町内利用登録者数ですが、昨年度までは、年度内に利用がなかった有効期限内の登録者、有効期限は3年間となっておりますが、を含めた数値を掲載しておりましたが、今年度から日本図書館協会が毎年実施しております、公共図書館調査の数値に合わせております。公共図書館調査に報告する町内登録者数は、令和6年度に登録又は利用があった有効期限内の登録者となっております。今までどおり令和6年度に利用がなかった町内の有効期限内の登録者を含めると、8,377名で、登録率は17.3%となり、昨年度の登録率16.5%と比較して減ってはおりません。また、実際の図書館利用者数、貸出し人数では、令和6年度は10万1,221人で、糟屋地区内では最も多く、次いで多い自治体の6万7,600人の1.5倍となっておりまして、いかに粕屋町の図書館が多く利用されてあるのかが分かります。いずれにいたしましても、インターネットの普及によりまして、図書館利用の伸び悩みは他自治体の図書館で持つ共通する状況ではございますので、SNSを利用した図書館のPRを含む広報活動と、図書館事業の充実を図ることによりまして、図書館利用者の増加を目指していく所存でございます。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

統計のやり方が変わりました。というのは、図書館司書の方からちょっとヒアリングで聞きましたので、多分そういうお答えが返ってくるだろうなっていうのを予測していましたが、去年と変わっていない。だから人数は極端に減っていないという発想です。今のお答えの大まかな内容は。私が一番ここで問いたいのは、今から話したいと思うんですけど、確かにうちの町の図書館は、貸出し冊数多いんですよ。福岡県内で政令都市除いて、5番か6番、6位以内にはいつも入っています。設立当初から個人の貸出し冊数もとても多いんです。だからそれはもう本当にうれしい。ただ、いつもこの粕屋町立図書館要覧には、地域ごとの、これは図書館のすぐれたやり方だなと思うんですけど、各地域ごとの登録者の数が出るんですよ。きちんとね。その中で、地域によって大きな差があるんです。その中に、本を読む子どもさんが多いとか、高齢者の方でもあるとか交通の便がいいとか、いろんな理由はあると思うんですけど、今ここに私が申し上げたいのは、例えば一番近い花ヶ浦区、これはこの一番厳しい条件の今年の分で、10.7%で、548人の登録者がいますが、去年1年間本を借りた人ね。一番遠い多の津では、6名なんですよ。だから、

これはある程度仕方がないってすることもあるかもしれないけれども、それを何とか改善しようとするのが、図書館政策だと私は思っているんですよ。この基本方針の中に、「住民の年齢構成、町の地理的条件、将来構想などを、図書館サービスを整理するための諸条件を、常に研究・考案し」とあります。だから、そのためにどうしたらいいのかっていう、そこまでのお答えが登録率のことに関して、ちょっと欲しいなと思っていますが、それはいかがでしょうか。

○議長　末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長　石川弘一君

本田議員が言われるように、地理的な条件とかで難しいこともあると思いますけれども、移動図書館とか、そういうふうな形とかで借りられる状況とかは、今後も検討できると思いますので、そこら辺、それと実際は今、インターネットで貸出しとかもできますので、ちょっと相反する形になると思うが、登録はしていただく必要があるんですけども、図書館に来れなくても図書を借りることができますので。そういうふうな、先ほど申しましたSNSの普及とかを増して、貸出し人数は実際、今後も増えるような形で考えていきたいというふうに思っております。登録される方につきましても、登録自体は図書館に来ていただいて、まず登録していただく必要がありますので、一度図書館には必ず来ていただく必要がありますので、それからどういうふうな貸出しをされるかというのを、検討していただければというふうに、利用者のほうも思っております。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

登録されない方への対策は。

○議長　末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長　石川弘一君

それにつきましては、図書館のPRを含んだ広報活動というのが当然必要だと思いますので、図書館でもいろんなおはなし会とかいろんな事業をやってますので、事業を行って、まず図書館に来ていただくようないろんな施策を、今後も考えていきたいというふうに思っております。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

社会教育課は、主に生涯教育をどうするかという形で進んできたような流れがあると思います。名前こそ社会教育課ですけど、以前いろんな地域では、生涯教育課とかそういう形で、図書館が、これほど全国的に整備が進んだのは、生涯学習っていう一生涯に当たって国民あるいは住民の皆さんが常に学ぶ姿勢、そういう材料を提供する場としてあると私は思っているんですけど。本を好きな方はもう何も言わなくても、図書館に行って本を借りられるんです。うちの町は特に、個人の1年間この統計によると58冊借りてあるんですよ、平均。平均ですよ。これはもう福岡県で一番高い読書率だと思います。

だから、ヘビー利用者、なんていうかな、ヘビーユーザーが多いんです、うちの町は。だから助かってるみたいな、貸出し冊数が多いということ。だけど私が問題としてるのは、図書館に興味が無い人、本に興味が無い人。あるいは、興味があつても行けない、できないっていう人に対する対策です。その対策は課長どうでしょうか。さっきちょっと言ってくださったけど、今私の話を聞いてどう思われます。

○議長　末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長　石川弘一君

本田議員が言われてあることは重々承知していますけど、重複した話になりますけれども、まず図書館に来ていただくということが大事だと思いますので、図書館のいろんな行事とかをアピールして、来ていただくような事業も進めていきたいというふうに思っております。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

ここで提案をしたいと思います。私前、ブックスタートのボランティアを、今してないんですけど、していたら、いわゆる赤ちゃんを抱えて来られた若い方たち。よそから来られた方も多いでしょうし、ほとんど図書館のこと御存じない。どこにあるんですか。もうすぐ近くよね。健康センターで検診を受けていらっしゃるのに、図書館がどこにあるか分からなっていう方が、結構いらしたんですよ。だから、これはやっぱり図書館をアピールする。本好きな人は、まず引っ越してきて、生まれて案内して、すぐ図書館を探しますよね。でも、そうじゃない生活をしておられる方は、図書館がどこにあるのか、あるいは図書館サービスがどういったものがあるのか御存じない。だから、図書館のアピールをこれでもかこれでもかっていうくらいしてほしいと。これだけすばらしい、23万冊弱の本があるんですよ。その本があるという場所が、こんなに身近にあるということを、もっともっとアピー

ル。しかもそれは、図書館司書が、もうそれこそ2万、4万冊だったと思うんですけど、年間出版されているうちの中から、町民のために選んで、並べてる本なんですよ。だから、そういうものがあるということをアピールする。それが一つ。

それから、各世代層のニーズに即した図書館のどういったものがある。同じような内容ですけど、私が非常に感心したのは、高齢者が、しかもその方は、御主人を亡くしてあるんですよ。ものすごく気分が落ち込んだ。そういう人が、毎日図書館に通ってあるんですよ。「本田さんいいね、ここがあつて。」それまでは、全然図書館に行ってなかつたんですよ。ある人は、朝図書館に来て、福祉センターに行って、そして今度はイオンに買物に行って、それを毎日してあるんですよ。だからその人は、福祉バスがもうなくなると困るとおっしゃっていましたけど。私は、のるーとに結構期待してるんですね。福祉バスはほら、コースが決まってるから。だけど、のるーとは、自分が行きたいと思ったときに予約すれば行けるんですから。確かにお金は掛かります。その件に関しては、次の議会で私提案があります。だから、そういうものがあるということを知らない若い人から年齢の高い人まで、今まで本は読まなかつた。でも、テレビじゃない視聴覚資料もたくさんあるんですよ。だから、そういうことをアピールする、図書館が。だから二つ目。

もう一つ最後は、未就学児。結局、本を読まない、小さい時から読む習慣の無い方は、大人になっても読まれません。だからやっぱり、赤ちゃんとして生まれた時から、学校に上がる前に、本当にその子が本に親しむ。うちの町はそういう意味では、非常にボランティアの方がよくしてくださいるので、結構浸透していったようなところがありますが、コロナ禍で、それがストップして、なかなか元に戻りません。それを私は非常に危惧しています。だから、もっとそういうことに対して、図書館に来られない人があったら、各幼稚園、それから保育所、そういった所でもっともっとアピールするとか、健康診断の時にもアピールするとか、そういうことは、意図的なことが必要だろうと、私は思っているので、是非これを進めてもらいたい。それが三つ。この提案をしたいんです。私の約束が50分なので、ちょっと越しそうだな、やっぱり。その提案をした上で、今後それを是非お願いしたいというふうに思います。

次、最後の質問行きます。専門職としての司書の採用が近年なされていない。司書あっての図書館だと思うが、見解を問います。どうでしょうか。

○議長　末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長　石川弘一君

図書司書の役割は、書籍の貸出し・返却手続だけではなく、利用者からの問合せ

に応じた情報提供や図書館を活用した読書会、講習会、ワークショップなどの運営など、教育文化、情報の専門家として、図書館を訪れる人々の知的な活動を支援する、非常に重要な存在であります。他市町の図書館の比較については、規模や運営状況などにより一概に難しいですが、粕屋町の図書館は、正規職員2名と会計年度任用職員18名の図書司書を配置しております、あらゆる年代の利用者が気軽に立ち寄り、知的好奇心を満たし、余暇を過ごせる施設として、日々努めております。正規職員の採用につきましては、今後も慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

今後も慎重に対応していくということは、採用しないこともある。採用の、その辺をはつきり言って。私がちょっと調べたら、ここ二、三年で、司書、今正職で5人いらっしゃるんですけど、お辞めになるんですよ。司書は、経験がとても大切。10年はかかると、一人前の司書になるためには。現在、その司書採用が、もう25年間行われていないんですよ。今、慎重に検討していくっていうふうに言われましたけど、非常に意味深な言葉ですが、もっと具体的に言っていただけますか。もう、喫緊の課題です。なぜ私が課長にそれを言っているかというと、課のほうから切実に言わないと、町長は、あるいは町長部局の方は検討されないと思うんですよ。どうでしょうね。だから、まず課から、是非その必要性を説いていただいて、こちらに上げると。その課の覚悟はどうですか。それを聞いているんです。それを慎重にと言わされたら、ちょっと私としても一般質問する意味がないので。

○議長　末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長　石川弘一君

採用につきましては、社会教育課だけではなくて、町全体のいろいろ計画の中でやっているものですので、この場で課としてっていうのは、ちょっと意見は差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

ということは、必要性は感じておられて、例えば来年の計画を立てるときに、司書が近年、定年が間近になっていると。本当に非正規職員の方でも多くて、その方

たちも年齢が高くなっています。もう図書館が最初からいらっしゃる方が結構いらっしゃるので。だから、社会教育課としては、いわゆる専門職の方を採用する必要があると。それを上に計画として上げると。それを挙げてくださるんですね。その結果、町がどう判断するかは、町次第。でも、一応現場の課が、強い意志を持って、それをしていただかないことには物事は進まないと思うんですが、その流れで、町長どうでしょうか。こういう考え方でよろしいですか。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

本田議員が今ルートを作られましたので、最後答えるべきですが、社会教育課長が言ったように、社会教育課長であっても全体的なことを逆に見渡しているというふうに御理解いただきたいんですね。粕屋町全体の人員採用計画、これはまた財政的にも将来負担になります。しかしながら、今、御指摘のように、退職する職員がもう数年で出てくるというようなことは、総合的に考えながら、今後の採用計画を行ってまいります。

ただ、ただここで言いたいのは、図書司書の資格を持っている職員はいっぱいいるんですよ。正規職員以外でも持ってるんですよ。これは他町の状況もありますが、会計年度職員なんですが、非常にうちは18人いるんですね。正規職員が2名、合計20名なんですが、どういうふうに、これは例えて、例えたらいけないのかな。同じような規模の近隣の町でも、これは正規職員無し。会計年度が10人というぐらいの規模なんです。比較的うちは、こういったことを採用の方向性としては、図書館の大切さ、重要度は分かった上でやってると。ただ、喫緊の課題として、正規職員の採用については考えていかなければならないというふうに私は理解しております。

○議長　末若憲治君

本田議員。

○12番　本田芳枝君

よく分かります。私もそれは重々承知しています。ところが非正規職員の方は、自分で比較して提案する、そういう場所にいらっしゃいません。やっぱり、正職の方がそれをするという、町全体の職員として、粕屋町の正職の職員として、この町の将来を考えながら、図書館はどうあるべきかということを提案し、実際にされるのは、主に正職の方だろうと思います。確かにほかの地域よりも、うちの町はそういう司書率は高いです。ただうちの町は、ほかと比べてどうこう、糟屋郡と比べてどうこうではないんです。福岡県内、日本国、そういう中で、うちの町がいかに優

れた、すばらしい、六つもその駅があるという。それだけではなくて、図書館サービスをこれだけ充実しているということをアピールしていただく。各町民がそれを実感する。そういう町であつたらいいなと思いましたので、提案いたしました。

以上でございます。

(12番 本田芳枝君 降壇)

○議長 末若憲治君

これにて、本日の「一般質問」は終わります。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時37分)

令和7年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

(一般質問)

令和7年9月9日（火）

## 令和7年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月9日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

6番 議席番号 9番 川 口 晃 議員  
7番 議席番号 6番 杉 野 公 彦 議員  
8番 議席番号 14番 山 脇 秀 隆 議員

### 2. 出席議員（16名）

1番 堀 本 高 良	9番 川 口 晃
2番 牟 田 口 直 輝	10番 田 川 正 治
3番 川 崎 尚 子	11番 小 池 弘 基
4番 古 家 昌 和	12番 本 田 芳 枝
5番 田 代 勘	13番 宮 崎 広 子
6番 杉 野 公 彦	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 福 永 善 之	16番 末 若 憲 治

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢太郎 議 会 局 主 幹 松 永 泰 治

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	池 見 雅 彦
教 育 長	惠 良 章 治	総 務 部 長	新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長	古 賀 みづほ	都 市 政 策 部 長	田 代 久 瞽
教 育 部 長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
総 合 政 策 課 長	木 場 洋 介	地 域 共 創 課 長	青 木 裕 次
税 務 課 長	高 榎 元	住 民 課 長	大 内 田 亜 紀

子ども未来課長	渡辺 剛	こども家庭センター課長	山田 由紀
高齢者支援課長	筒井 薫	都市計画課長	井手 正治
道路環境整備課長	吉村 健二		

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

改めましておはようございます。

本日、一般質問2日目となり、3名の議員を予定しております。実りある一般質問になることを願って一般質問に入つてまいりたいと思います。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、だから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長 末若憲治君

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのつとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁者におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いをいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

○9番 川口 晃君

皆さん、おはようございます。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。

今年の夏は、暑い暑いそんな日が続きましたし、9月に入っても、この暑さは止まりそうにありません。キュウリもトマトもなすびも立ち枯れてしまいました。気候変動による深刻な事態は、日本の歴史にも影響したそうです。名古屋大学の中塚武という先生がいらっしゃるんですが、このグループは次のように言っています。

「古代史に登場する女王卑弥呼の邪馬台国は、紀元2世紀に起きた倭国大乱と呼ばれている争乱の末に誕生しました。その原因是、気候変動による食糧危機だった。」そうです。この時期には、干ばつや洪水などの異常気象が頻発し、稻作が打撃を受け、食糧不足が発生した。その原因で争いになったということです。その裏づけは何なのか。樹木の主成分を分析する最新の年代測定方法があり、それに基づいて、古代の気候データと歴史資料などを対比して、その結論だそうです。環境省は、対策をとらなければ、東京の最高気温は43.3度になると、2100年、未来の天気予報を予想したそうですが、日本人の生存の危機を招かないためには、気候危機打開のための取組が必要じゃないかというふうに思います。

それでは質問に入ります。

まず最初に、水害対策のための施策です。私は、水害対策のための町の施策について何度も質問してきました。しかし、最近感じることは、昔の雨の降り方とは段違いです。あまりにも集中豪雨が多く、短時間にドカンと降ります。地球全体の温暖化から生まれる現象だと思われますが、解決は温暖化を生み出す原因の除去が必要です。

最初に、止水盤の設置に対する支援について質問します。さて、まずは止水盤の問題ですが、福岡市では、地下鉄の入り口、デパート、スーパーなどの玄関には必ずと言っていいほど設置されています。私は数年前、この問題を取り上げたんですが、反響にはなりませんでした。ところが、8月10日の日だったですかね、大雨の降る前の日だったと思いますが、私の知り合いのマンションに行きました。そうしますと、入り口の前に、軽金属の高さ60センチメートルぐらいの止水盤が取り付けられていました。このマンションは、私が区長の時に大水害が起ったんですが、大水が起つたんですけども、その時に須恵川の土手から水があふれ出て、エレベーターの機械室が水で水没しました。大きな被害を受けたマンション。最近のマンションやアパートや個人宅は、道路より30から50センチくらい高く建設されていますけども、古い建物は道路より低いか、少し高いぐらいで建設されています。最近は、止水盤も軽くて丈夫で安価なものが出てきているんじゃないかなと思います。土のうを運んできて、50センチも積み上げるのは、女性や高齢者には大変な重労働です。個人の家でも商店でも、必要な高さや幅などのものを準備していると、急な豪雨に対する備えとなります。土のうを積み上げるよりは、簡単に良好な施策ではないかというふうに私は思います。希望される方も、もうそんなに多くはないと思いますし、事業所も少ないかもしれません、少額でも結構ですから、止水盤の設置に対する支援をとられてはどうだろうかというふうに思います。

まず最初に、箱田町長の答弁をお願いします。簡単に説明して振ってください。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

最近は、ラニーニャとかエルニーニョとか、そういった太平洋上の異常気象に伴って、高気圧辺りの、本当に昔と違う勢力を持って、日本を襲っている状態。襲つてると言っても過言じゃありません。台風は、最近はなかなか九州のほうに来ないというのも一つの異常現象だろうと、私は思います。その代わりに、先日8月10日に起こりました、線状降水帯が北部九州を次々に襲ってきて、柏屋中南部については、被害はほぼなかったんですが、北部のほうは非常に被害が生じたと。正に異常気象、今までないような被害があったというふうに聞いております。そういった昨

今の被害の在り方っていいましようか、被害の状況を考えると、確かに議員がおっしゃられることについては、私も理解はしております。今、粕屋町の現状と今後の対策について、所管のほうからお答えしたいと思います。

○議長　末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長　吉村健二君

止水盤の設置に対する支援ではございませんが、建物の進入してくる水を防ぐための対策として、各行政区への土のうの配布を行っております。毎年4月の区長会でお知らせを行い、7月下旬までに公民館や集会所に配布しておりますので、御活用いただければと思います。

○議長　末若憲治君

川口議員。

○9番　川口　晃君

私が区長の時に大被害があったんですけど、大水害があったんですが、マンションの2階3階がつかるんですよね。どうしてかと言うたら、樋ですね、樋がごみでつかえるとか、それとかもう下はどんどん流れて水圧で上がってき、水が下に落ちないという現象もありますので、予想ができないような事情が起こります。そういう意味で、頭に入れておいてほしいなあというふうに思うんです。幸い私の時は、大きな被害になりませんでしたけども、そういう経験がありますので、注意していただきたいというふうに思います。今後、止水盤について検討していただくことを要請しておきます。

2番目が、須恵川の扇橋上下域及び粕屋町に影響を及ぼす下流域、これは福岡市側で津屋本町橋域と新幹線直下です。の浚渫の問題。浚渫は今言いませんね。川底掘削という表現になっています。8月上旬頃の須恵川は一時堰を開いて水を落としてあったんで、川の中の土砂の堆積がはっきりと分かる状態でした。扇橋堰と東環状線側の扇橋間の土砂の堆積がひどい状態でした。過去には県道607号線の扇橋直下は、土砂の堆積がひどかったんですが、最近は流れが変わったんでしょう。もう堆積しなくなりました。武蔵野工場西側は相変わらず大量の土砂が堆積しています。ここはもう数年前、箱田町長が町長になった時ですかね、あそこさらえていただいたんですよね。あれで相当、川の流れがよくなりました。まずはこの2か所の浚渫、川底掘削はどのようにされるのか。2か所というのは扇橋から扇橋井堰間の問題ですが。担当課の対応について答弁をお願いします。

○議長　末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

柏屋町では須恵川の浚渫につきましては、河川管理者である県に対し要望書を8月に提出しているところであります。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

もう一つは福岡市側になりますが、津屋本町橋の手前は川が湾曲しております。北側は深くえぐられ、南側は流れが緩くなり、ここに土砂が大量に堆積します。新幹線回遊20メートルぐらいの位置にちょっと高い堰があります。それから下は川底が急に深くなっています。ここは、昔はもう少し下に井堰があったんで、私たちは、中学高校時代は泳ぎに行っていました。問題は、新幹線下からこの堰の間に大量に土砂がたまるのです。福岡市松田の人たちは、大雨が降ると、堤防の見張りをされます。危なくなると土のうをつかれます。袖須区でも、松田の堤防が切れれば、下から水が押し寄せてきます。大潮のときは、須恵川の下流域から水が逆流してきます。そうなると、須恵川の堤防が持ちません。堤防を越して須恵川の水があふれ出します。福岡市側の土砂の堆積は、福岡市だけの問題ではありません。袖須が、または東側の阿恵、内橋側にも被害は及びます。これは急いだ対応が必要なんですが、要は2年か3年に1度は浚渫、川底掘削っていう表現らしいですが、これをしていただきたいなと思います。これは流域治水との関係がありますが、担当課のほうでどのような進行が起こっているのか。福岡市側に対する要請とか、何かそういうところを答弁してください。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

流域の福岡市側につきましては、町単独での要望はいたしておりませんが、福岡市ほか6町で組織された多々良川水系改修事業促進協議会から、須恵川全域の浚渫の要望を提出しております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

それでは、3番目の流域治水プロジェクトについて質問します。私は2022年の3月議会で、流域治水の問題について初めて取上げました。2021年に河川法の改正があって、流域全体で水災害を軽減させる取組です。福岡県では流域治水協議会を立ち上げて、取組の名称は、さっき申されました流域治水プロジェクトです。二級水

系流域治水プロジェクトとして、福岡・前原・那珂圏域流域治水プロジェクトのロードマップが示されています。こういうものですね、インターネットで拾い出しました。これは公表されております。粕屋町は多々良川水系に属し、実施内容としては、河川の浚渫など、流下能力の維持で短期、中期、長期にわたって治水計画が組まれているようです。計画は短期、中期、中長期について含まれています。この取組の紹介があるんですが、そのこれは2ページにわたるんですが、その1では、福岡市の対策の分類欄では、洪水対策はありますが、対策では、須恵川に関してはありません。これ福岡市側ですね、福岡市の一覧。新幹線下流域では、しばしば堤防を越して田んぼに流れ込み被害を出しています。なぜ記述されていないのか。福岡市にこれ問うてほしいなというふうに思います。私の知り合いが津屋本町にいるんですけども、あそこの人の田んぼじゃないかなあと実は思うんですが。取組を紹介、2の2の一番上の段、次のページに2の2の欄があるんですが、どこだったかな。一番上の段に粕屋町があります。分類の欄に洪水対策も盛り込み、対策としては浚渫イコール川底掘削を記述するよう、これは要求してほしい。これ無いんですよね。そういう項目が。8月の11、12日の大雨では、須恵川はあと20センチメートルほどで土手を超す流量だったそうです。本当に危険な状態だったと言われています。6月議会では、仲原川の浚渫工事の予定が示されました。こうした具体的な短期、中期、中長期のロードマップを示してほしいんです。須恵・志免・粕屋・篠栗における具体的な流域治水計画の内容がありましたら、答弁していただきたいと思います。担当課のほうにお願いします。

○議長　末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長　吉村健二君

粕屋町の具体的な取組といたしましては、準用河川であります仲原川の浚渫計画を策定し、今年度より計画的に行ってまいります。ほかには、大雨の前にあらかじめ農業用水ため池の水位を下げる治水対策を行っております。また、地域で立ち上げた自主防災組織による防災訓練の支援等の取組を実施しております。

○議長　末若憲治君

川口議員。

○9番　川口　晃君

問題は、大きな二級河川が大きな問題ですので、須恵川流域についての計画、それをプロジェクトのほうで立ち上げていただきますよう、これは強く要請しておきます。箱田町長よろしくお願いします。

4番目は、令和6年度の国の補正予算で成立した「新しい地方経済・生活環境創

成交付金」、いわゆる地域防災緊急整備型と言われるものです。私の青年団の時からの親友で、上毛町で議員をしている同僚が、避難所交付金、つまりさっき言いました交付金なんですが、この利用についての記事を私に送ってくれました。この交付金は1,000億円のうち、約100億円は3月下旬に交付される予定だったそうです。だとすると残りは900億円あります。まだ申請すれば利用できるものか。これは、何か1自治体当たり上限が、4,000万円だというふうになっているそうですけども、粕屋町では災害用として、過去には西村教育長が言われたんですが、体育馆でのパーテイションや簡易ベッドなどは購入したと。準備しているということでしたが、今回はどのような対応をされたのか。それから、政府はこのようなメニュー、いろいろメニューがあって、何かこう車に、快適なトイレとか、温かい食事や多様なメニュー、キッチンカーとか、何かそれからさっき言いましたパーテイションとか、いうのをいろいろ示してくるんですけども、今後の計画などがあるかどうか。これ、担当課が詳しいんですかね。そちらですか。お願いします。

○議長　末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長　新宅信久君

私のほうからお答えをさせていただきます。議員、御質問の交付金の制度目的につきましては、安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るために創設されたものでございます。議員も今おっしゃったとおり、交付上限は4,000万で補助率は2分の1ということになっております。具体的な例は、議員もおっしゃいましたが、トイレカー、トイレトレーラー、キッチンカー、キッチンコンテナ、テント式パーテイション、簡易ベット、屋内用インスタントハウス、シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備などとなっておりまして、やや大型の設備が補助対象要件となっているところでございます。

このうち、テントパーテイションにつきましては、令和5年度に粕屋町のほうでもう既に購入をしておりまして、これ、テント型のパーテイションというの繰り返し使えるものでして、今のところはこの補助金を活用した購入は、準備はいたしておりません。防災用の備蓄品、例えば水でありますとか燃料、そういうものは対象外というふうになっておりますので、今現在では粕屋町災害備蓄計画に沿って購入している備蓄品につきましては、テントパーテイションが対象となるということになっております。

ただ、現時点では該制度の活用を行っておりませんけども、今年度福岡県が地震に関する防災アセスメント調査、これを一応公開するというか、再調査を行うということで、そこで粕屋町の被害想定に変化が生じる可能性もございますので、当然

町の防災計画でありますとか、備蓄計画も見直しを行っていかなければなりませんので、その時点で、この補助金を活用することも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長　末若憲治君

川口議員。

○9番　川口　晃君

せっかくの機会なので有効に使ってほしいなということですけども、もう準備がされているということなので、強くは申しませんが、今後、そういう機会がありましたら、是非使っていただきたいというふうに思います。

それでは2番目、危険な道路、狭い道路の整備問題について質問します。消防車や救急車やごみ収集車が入れない道路等についてです。昨年議会で取り組んだ語ろう会のワークショップで、私の班で出された意見で非常に多かったのが、粕屋町の交通渋滞、狭い道路が多い、歩道の整備を、バリアフリーなどの意見が矢のように出されました。

特に原町・若宮・長者原地区の参加者が多かったせいか、関係の地区の道路事情に関して話されました。

私も以前一般質問したんですけど、私の柚須区も同様です。消防車や救急車やごみ収集車などが入れない道路が非常に多いし、行き止まりの道路も多いんです。昔からの古い部落ですから、それが当たり前といえば当たり前でしょうけども、町としても最善を尽くしてあろうとは思いますが、やはり関係者にとっては非常にまどろっこしく感じると思います。特に高齢者の方がごみ袋を抱えて、自宅からごみ収集場所まで持っていくてあるんですが、見ますと、かわいそうに見えます。また、救急車や消防車が命に関する仕事をしてあるんですから、働きやすい道路を作ることは、町としては重点課題になるんじゃないかなというふうに思います。担当課では、こうした狭い道路の調査が把握してあるのかどうか。一覧表か何か作ってあるのかどうか、調査はされているんでしょうか。担当課のほうに答弁をお願いします。

○議長　末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長　吉村健二君

現在は、道路後退用地の寄附の申出や開発による改善などで道路用地の確保に努めている状態で、特に狭い道路に特化した調査等は実施しておりません。

○議長　末若憲治君

川口議員。

### ○9番 川口 晃君

やはり順次拡張していく問題もありますので、調査をしてほしいなと思いますが。これについては検討をしていただけるか、再度、要請したいと思います。答弁をお願いします。

### ○議長 末若憲治君

箱田町長。

### ○町長 箱田 彰君

町には道路台帳というのがございます。ですから、それは延長と道路の幅員を既にデータ化して図面に落としたものが道路台帳です。若干内容を申し上げますと、幅員が、町道だけです。町道だけで170キロぐらいあるんですが、1.5m未満、もう非常に狭隘ですね、それ63mほどございます。それ以上の1.5とか2.5、これ辺りが本当に狭いと感じるんですが、2,600m、2.6kmぐらいあるんですが、パーセンテージで言いますと2%弱ぐらいでございます。それ以上は、2.5m以上の何とか車が通れるというようなことの道路がございます。これにつきましては、担当所管のほうに台帳もございますので、どうぞ御覧ください。

### ○議長 末若憲治君

川口議員。

### ○9番 川口 晃君

それでは次に移ります。町の歩道設置率の問題ですが、こういう町道の整備状況の表があるんですけどね、これは議長から、これがいいですよって言われて使うようにしたんですが、これに基づきますと、1級2級、その他となっておって、この意味がちょっと私は分らないんですが、これどのように区分されているんですか。これは、町道の舗装率及び改良率という表なんんですけど。1級2級その他っていう、これ区分は、これ聞いてなかったけど分かります？答えられます？

### ○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

### ○都市政策部長 田代久嗣君

まず1級道路っていうのが、おおむね交通量が多くて、町内では2車線程度の道路になってます。一般的にはバスとか、そういうふうな路線になってます。それよりも少し交通量的に落ちるとか、バス路線ではないような箇所っていうのが2級道路。この2級道路も、大体2車線ほどあるような道路になってます。その他道路っていうのが、一般的な生活道路になります。そういうようなおおむねの区分で、1級2級その他というふうに分けてます。

### ○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

分かりました。幅員4m以上の改良率が、その他だけが47%で非常に悪い。これは、さつき言われました生活道路ですから、そういうことになるんでしょう。歩道設置道路総延長は、令和4年度が46,134.6m、令和5年度が46,119.8m、ちょっと下がりました。設置率はこの表の総延長で、歩道設置道路や総延長を割れば出てくるんだと思いますが、令和4年度、令和5年度、令和6年度について、これはそういうふうになってるんですけど、担当課で歩道の設置率については何かこう、調べてありますか。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

ちょっと同じ数字になるんですけど、町道の歩道設置率といたしましては、町道の実延長が17万mに対して、歩道設置総延長は4万6,000mで、全体に占める割合は約3割となっております。あと、幅員が6.5m以上の幹線道路に対しては、歩道はほぼ設置されている状況になっております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

分かりました。それでは次に移ります。道徳信号から四軒屋信号までの道路の歩道の設置について、問います。この道路の歩道の設置問題は、私の前の議員、川口學氏や伊藤正議員も、何度も質問されたり要求されて、してきた問題です。伊藤議員は四軒屋信号の自動車の右折路の設置をこれ実現されました。私が議員になって2年ぐらいでしたか、取りあえずの措置として、迂回路の掲示板を付けていただきました。

この道路は、道路幅も狭いですが、この道沿いに工場や運送業者や資材業者などがあって、大型の車両がひっきりなしに通行する道路です。歩道の無い道路ですので、通行者は非常に危険です。私が区長終わって、挨拶回りに行った時ですが、新年に挨拶行った時に、ある会社がマンション建設の予定をしますということだったので、1mほどセットバックの要請をお願いしましたら、快く承諾していただいて、1mほどバックされています。

今年取りましたアンケートにも、数人の方から歩道の設置が要求されていました。自動車を持たない高齢の、特に女性の方は、イオンへの買物はこの道路を利用されるんです。この方々の要求はこれ強いものがあります。何ですかね、買物、何

ですかね、手提げ、手提げじゃなくて車がありますよね。あれを引っ張って買物に行かれるんです。

最近の話ですが、近所の人の話では、道徳信号の所のラーメン屋さんがあるんですが、あそこのラーメン屋さんがもう年をとられたんでしょうね、閉店されるという話が飛び込みました。折衝すれば話が進むかもしれません。ある一定の区間でも結構ですから、歩道の設置を検討されてはどうかと思うんです。あれはもう数十年間の袖須区や乙仲原西区のあの付近の人たちの希望ですので、何とか検討していただきたいなというふうに思うんです。今後の問題としてどのようにされるのか、問いたいと思います。

○議長　末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長　吉村健二君

道徳信号から四軒屋信号までの道路につきましては、交通量も多く、町といたしましても歩道の設置を検討しておりましたが、建物が張りついており、現状の道路幅員内での歩道の新規設置は難しい状況でございます。今年度、安全対策といたしまして、ドライバーに対しての注意喚起の路面表示や交差点部のカラーライ面標示を行っております。

○議長　末若憲治君

川口議員。

○9番　川口　晃君

あの道路は、歴史的な経緯でなかなか歩道ができない事情があったんですね。しかし、いずれかの時点で、やっぱ思い切ってしなくちゃいけない道路ではないかというふうに思います。もうあそこの道路は、大型車が非常に多く通るんです。今後、検討されることを希望しまして、次の質間に移ります。

それでは、次の質間に移ります。最後の質問で、排外主義と人権問題の問題です。最初に、粕屋町に在住する外国人の問題ですが、これは前もって資料を各課に要請していましたんで、それについては問いません。今後の状況に関しての推定とその根拠を示していただきたいと思います。

私が小学生の時でしたが、こういうことがありました。もう私も年齢が古いで、若い人にはあまり分からぬかもせんが、休み時間の時でした。隣の女性が、昔は男女が、こっちが女性だったらこっちは男性と、二つ並んだ机だったんですよね。それで、隣の女性がいきなり、私の親戚が韓国の釜山にあって、最近親御さんが釜山に行ったとか、親戚の人が訪ねてきたとか、話しかけてきました。

「釜山って知つとう？」って聞かれましたんで、私は「知つとうよ。」と、何かい

うふうに言つたと思います。何で覚えてるかつたら、ずっと心に引っ掛かっていたんです。ただ、それだけの話ですが、大人になって考えると、どういう気持ちで私に言ったのだろうかと、不思議な気持ちです。

今回の参議院選挙で、日本人ファーストとか外国人は優遇されているとか、排外主義的言動があふれ返りました。政府は即座に、外国人が、日本国内では日本人より優遇されている事実は無いと打ち消しましたが、それらの諸政党が、多くの議席を逆に得ました。

外国人の動態については、住民課から資料を頂きました。ありがとうございました。具体的な数を把握しました。それらをグラフ化しますと、このようになります。ちょっとズームで撮っていただきますか。分かります？見えますかね。残念ながら見えませんか。一番上が総数です。2番目が、これが4か国を表示してくれって言ったんで、4か国のグラフです。今から述べていきます。

一つは、外国人の総数ですが、令和4年度が、831人。令和5年度は、903人。令和6年度は、1,006人。令和7年の7月31日現在の数を拾い上げてくれたんですが、これが、1,008人です。令和6年7年の現状から、ここはもう微増です。または、減少に転じる可能性があるかもしれません。

2番目は、外国人の国別では第4位まで調べていただきました。昨日も、外国人の人数が報告されていましたが、第1位から言いますと、ベトナム、次いで中国、それから韓国、第4位がインドネシアです。令和4年度だけは点があるんです。これはフィリピンです。柚須区の減少ですけども、数年前はフィリピンの方たちがマンションなどに住まわれておって、近所の人たちとの小さいトラブルなども生じました。現在の時点では、彼女たちは1人も見かけません。柚須駅の近辺では、アメリカ人とか東ヨーロッパ系らしい人たちが何人も住んでおられました。区のスポーツ競技にも参加してこられました。その人たちも、今見かけません。ときたま外国系の人を見かけるという状況です。あのたちはどこへ行ってしまったんだろうかと私は思います。ただ、若い人たちで外国人と結婚された方も出てきています。婦人会、それから在日の方の中には、柚須区の役員をされたり、PTAの役員をされたり、婦人会にも入られ、日本社会に溶け込まれています。もう何のこだわりもありません。

担当課では、外国人の今後の状況をどのように推定されますか。その根拠が分かれば根拠も示していただきたいなと思うんですが、難しければ感想でも結構です。こういうグラフから見て、どのように感じられますか。

## ○議長　末若憲治君

大内田住民課長。

## ○住民課長 大内田亜紀君

それでは私のほうから、外国人の動態につきましてお答えをさせていただきま  
す。今、川口議員のほうから数字等は全ておっしゃっていただきましたので、少  
しかぶる点があるかもしれませんけれども、ちょっとこちらのほうで用意させていた  
だいた内容で、回答させていただきたいと思います。

まず、粕屋町における外国人住民の動態につきましては、グラフのとおり平成  
27年度以降、まず5年間にわたり、増加傾向が続いておりましたけれども、まず、  
令和2年度、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして横ばいとなり  
ました。その後、令和3年度以降は、再び増加に転じております。昨日の川崎議員  
の御質問でも答弁のほうに少しありましたけれども、先ほど議員のほうからもあり  
ましたが、国籍別に見ますと、中国籍韓国籍の方はおおむね横ばいで推移をしてお  
りますけれども、やはりその一方で、ベトナム国籍の方が大きく増加しております  
て、またインドネシア国籍の方についても増加傾向が見られております。

また、在留資格別の状況を直近3年間で比較いたしますと、技能実習、また特定  
技能といった日本での就労に係る在留資格が大幅に増加をしておるようです。これ  
らの要因といたしましては、日本全体で、やはり少子高齢化などの影響によりまし  
て、労働力不足が深刻化しているということで、どうしても、外国人労働者の方に  
頼らなければならぬという現状があることが影響しているのではないかと思われ  
ます。厚生労働省の報告によりますと、やはり現在の外国人労働者数が過去最高を  
記録しているということで、やはりそのうちベトナム国籍の方が一番最多となって  
おりまして、インドネシア国籍の外国人の方においても、大幅な伸びとなっている  
ということです。やはり、全国的に見ても同じように、粕屋町におきましてもここ  
数年、ベトナム国籍の方、インドネシア国籍の方、また在留資格が就労に関係して  
いるということで、今後も就労に係る在留資格での入国あるいは住民異動によりま  
して、外国人住民数、引き続き増加傾向で推移しているものと担当課としては考  
えております。

やはり議員がおっしゃったように、私も以前から住民課のほうにおりますけれども、  
外籍の方、国籍のほうもどんどん変わってきてるなという印象は確かにござ  
います。でも、国際結婚とか、一部の国籍の方、結構たくさん最近国際結婚とかで  
交流はあるかなとは思っておりますので、やはり今後は増えていくのではない  
かなと思っております。

以上です。

## ○議長 末若憲治君

川口議員。

## ○9番 川口 晃君

担当課の課長さんは増えしていくという予想です。非常にこれはうれしい予想だと  
いうふうには思います。

それでは次に移ります。上記のうち、国保と介護保険加入者の問題ですが、国民健康保険と介護保険についても資料を作っていました。国保に関しては、さつき大内田課長は、県が一括して管理しているので特別に外国人の分としての分類はされていないので、資料ありませんと言われていました。余り、そうだったら無理かなあと思ってたんですが、詳細なデータを頂きまして、本当にありがとうございました。

頂いたデータから、私としては次のような表を作成しました。これもなかなか見えないでしょうね、残念ながら。ねえ、せっかく作ったんですけど。外国人の加入者は、令和3年度、これ下ろします。令和3年度が、86世帯、被保険者数が105人。令和4年度が、84世帯、99被保険者。令和5年度が、90世帯、105被保険者。令和6年度は、103世帯、121被保険者です。若干ですが、加入者は増加傾向ですね。それに比べて、日本人の加入者も減り続けています。これは大きな問題になっています。具体的な数字は、令和6年度を挙げますと、4,045世帯。これは、総数から外国人を差引きましたんで、そういう数になるんですが、それから6,070被保険者です。外国人の比率で申しますと、令和6年度とてみると、世帯数では2.5%。これ総数に基づいてですね。被保険者数では2.0%。これは頂いた資料に書かれています。これはもう、問題にならないですね。

それから、レセプトと医療費との関係で見ます。これは私が個人的に作った、一部の欄にもなるんですが、令和5年度で1,500円。率でいうと5.50%。令和6年度では1,850円、率で7.64%安いわけです。これは1件当たり、医療費の差を、日本人の1件当たりの医療費で割りました。口で言うと、後ろの方は分からぬと思いますけど。これ算数の問題です。しかし、外国人の方は、日本人に比べて診察や薬代等で節約されるであろうということが当然なところ考えられます。外国人が優遇されているとは思われません。診療などの点数は、日本人も外国人も当然同等なはずです。よって、これを医療費の優遇というのは、この数字からも、私が出した数字からも優遇されているとは思われません。担当課長さん、これどういう見解をお持ちでしょうか。

## ○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

## ○住民課長 大内田亞紀君

一応答弁のほう、人数等準備をしておりましたけれども、一応今議員さんのほう

からおっしゃっていただきましたので、そちらのほうは省略をさせていただきたいと思います。改めてになりますけれども、国民健康保険に係る医療費につきましては、令和6年度粕屋町国民健康保険医療費全体22億7,104万2,050円のうち、外国籍の方に係る医療費は、2,219万1,398円となって、全体の1.0%ほどとなっております。年々、外国籍の方、人数としては増えていますが、やはりどうしても、就労で来られてる方は会社と契約をしてありますので、社会保険に入ってある方が多いから、ちょっと全体的な数字がうちのほうで分からず、どうしても国民健康保険だけにはなりますけれども、加入者の割合、やはり外国人さん人口増に合わせまして、少しづつですけれども、増えておる状況です。その分、医療費全体に占める外国人さんの割合も増えている状況ではあります。また、医療保険制度としましては、外国籍の方をもちろん優遇するような制度はございませんで、保険税負担や給付割合につきましても、粕屋町国民健康保険に加入されている方皆さん、同じ条件での運用となっております。

以上です。

○議長　末若憲治君

川口議員。

○9番　川口　晃君

ありがとうございました。それでは介護保険の問題に入りたいと思います。これについても、データの分類がないということでしたんですが、即座に計算していただいて、本当にありがとうございました。頂いたデータを改善しまして、次、これはちょっと保険よりも健康保険よりもややこしくなるんですが、頂いたデータを改善しまして、次のような表を作成しました。

介護保険、これに基づいて私質問していきます。それによる外国人の被保険者数は、令和4年度から現在の令和7年まで45人と変わりません。ここはずっと変わりませんね。それから、要介護認定者数、実際にこれ介護保険を利用してある方だと思うんですが、4年5年が9人、それから6年7年が8人という現状です。率では、日本人の被保険者数で0.5%、要介護認定者数でも0.61%から漸増で、令和7年は0.52%。これは作っていただいた資料なんですが、そういう資料になっております。これは問題にもなりません。

1件当たりの給付で比較しますと、これは単純に、日本人の1件当たりの給付費で外国人の1件当たりの給付費を割りました。令和5年度は、26.45%。令和6年度が、44.77%。令和7年度が、59.20%で、若干、日本人の何ていうかな、給付費に近づきつつあるという、それでも半分ぐらいですよね。介護保険は、自分でサービスの程度、家庭の事情などを勘案して選択しますから、この数字を見ると、これ

は優遇されているということよりも、私の目から見ますと、粗末な介護しか受けられていないのじゃないかと、私は思います。背後には、経済的な現実があるんじゃないかと推定されます。このデータから即座に優遇かどうかを判断することは非常に難しい。しかし、介護保険利用の現実は、外国人の介護保険利用の現実というのが、私は少しは分かりました。これも算定は、日本人であろうが外国人であろうが、基準は同じですね。優遇は無いはずだと思います。担当課長さんの見解をお願いします。

○議長　末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長　筒井　薰君

介護保険加入者における外国人の状況についてお答えいたします。数字のほうは、議員さんがお答えになりましたので、直近の介護サービス給付費について、少しだけ触れさせていただきます。7月末現在で、全体で1億8,509万3,837円で、外国人に係る介護サービス給付費は、57万445円でございます。全体の約0.3%となっております。介護保険制度においては、国籍による区分や優遇措置は設けておられず、全ての被保険者に対して公平に制度が適用しております。

以上です。

○議長　末若憲治君

川口議員。

○9番　川口　晃君

分かりました。これで外国人に対する措置としては、優遇の措置は無いということとで、日本人と同等な基準で運営されていることを確認しました。

それでは、最後に移ります。人間の平等について、小学校・中学校では、どのように取り上げて教育されているかということです。また、社会教育人権問題としては、どのように取上げていくかということを質問します。それでは最後の質問。除外主義とヘイトスピーチが今回の参議院選挙で大きな問題になりました。どうしてこのような状況が生まれたのかについては、マスコミ各社が大々的に報道しています。一番大きな問題は、国民生活が著しい、苦しい状態が30年も続いている。これの打開をめぐって、本来は国民を苦しめている体制及びそれらを支持する政党、権力者に向かわずに、あたかも少数の外国人や在留の外国人が優遇を受けて、これらの外国人は裕福な生活をしているとかの虚偽の情報が、SNSやなどを通じて、大量に流れ、世論を誘導していくことではなかろうかとの評論が圧倒的に多いのです。ヨーロッパでは、少し鎮静化にこの状況は向かっているようです。しかし、スポーツの試合の中にも持ち込まれ、危険な状況だと言われています。サッカーの試

合なんかで時々起こってますよね。

さて、日本では、人権問題の教育や啓発が糸余曲折しながらも、進んだ分野、遅れた分野の差がありますが、着実に前進していると、私は思っています。小中学校等の教科書は採用をめぐって、教科書出版会社の教科書の閲覧がされます。私は、社会科や公民の教科書、それから算数、数学の教科書の閲覧にも2、3度行きました。数年前は必要があって、教科書を買いに書店に行ったんですけど、政府刊行の出版物の取り扱う書店にもありません。もう1か所、市民会館の近くに書店があるんですが、そこに行ったら、教科書は子どもたちの分と先生たちの分しか作られていませんと。一般には売られていませんと言われました。やむを得ず、親戚の子どもから必要な本を頂きました。

憲法14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」というふうに述べています。そういう方向での教育がされているものと思っています。今回は、そういう教科書が手に入りませんでしたので、具体的にどうこうという質問はできません。小中学校では、人権の平等についてどのように教えられているのか。要領よく簡潔に答弁をお願いしたいと思います。教育長お願いします。振ってください。

#### ○議長　末若憲治君

堺教育部長。

#### ○教育部長　堺　哲弘君

できるだけ簡潔にお答えしたいと思いますが、まず、学校のほうでは、人間の平等に関しましては、人権教育の一環として学習を行っております。毎年度、教育委員会のほうで定めます「粕屋町教育行政の目標と主要施策」におきましても、主要施策の一つとして人権意識の高揚を掲げております。学校において三つのことを定めております。各学校に人権教育推進体制をつくり、計画的な運営を行うこと。生徒指導機能を持たせた学習指導の確立に努め、授業で人権感覚を育てる取組を継続すること。「粕屋町学校・園人権教育研究会」という組織があるんですけども、その教育充実のための支援を行うことの三つを定めておりまして、これに基づき、学校運営、学習指導、教職員の研修の各側面から、人権意識の高揚に取り組んでおるところでございます。

小学校の例で言いますと、人権の花、ひまわりなんですけれども、これを育てまして、人権擁護委員さんの方から御講話をいただくと。そういうような人権の花ひまわり運動というのを、毎年各学校で、持ち回りで実施をしておりまして、今年は、中央小学校のほうで、子どもたちが人権の花を咲かせました。特に、人間の

平等、また外国人差別に関する学習ということで、これ中学校の例になるんすけれども、少し具体的な例を申し上げたいと思います。

まず、日常的な活動としまして、立ち止まり挨拶、これを励行したり、授業における対話活動におきまして、相手を大事にする、尊重する気持ちを表した行動を奨励するとともに、その意味を話し価値づけすることで、自他、自分と他者と共に大事にするという意識を持つように指導がなされております。また、社会科公民の3学年でありますけれども、人権、失礼しました、平等権の学習を行っておりまして、様々な人権課題として、外国人への差別やヘイトスピーチ、障がい者差別などの、社会的に弱い立場と言われる方々に対する差別がおかしいことであるということ。また、自分たちの課題として、自分たち、また自分自身が、何ができるかというような学習を考えさせるような学習を行っておるところでございます。また、道徳科のほうでも学習を行っておりまして、これは全学年になりますけれども、国際理解・国際貢献の内容項目に係る読み物資料というのが、教科書に掲載をされております。それを使って学習をしており、諸外国との交流や協働、価値観の異なる外国人たちとの生活を想像させると。その上で、自身の考え方、実践力等を育む学習を、発達段階に応じて行っているところでございます。以上、例で申し上げましたけれども、各校のほうで児童生徒の発達段階に応じまして、校内での生活を通じ日常的に、また複数の科目授業において、人権学習を進めておるところでございます。

以上です。

○議長　末若憲治君

川口議員。

○9番　川口　晃君

ありがとうございました。結構いろいろとやってあるなという感想は持ちました。

それでは最後に質問です。社会教育・人権問題の分野に関してですが、担当課では、ジェンダー平等や差別解消等の分野では、尊敬に値するほど十分に精力的に活動されていると思います。

今後の問題としては、国際交流を進めていく上でも、外国人労働者の、さっき申されました外国人労働者の雇用を進める上でも、排外主義、外国人に対するまたは、女性に対するヘイトスピーチなどへの対応が必要な課題となってくるんじやないかというふうに思います。担当課のほうで、今後、外国人問題について、どのような取組をしようと考えてあるのか、問いたいと思います。社会教育課とか地域共創課ですかね、話があつたら、答弁してください。

○議長　末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長　青木裕次君

人権問題を所管しております、地域共創課より答弁させていただきます。人権に関する施策については、毎年策定しております「社会教育計画書」に沿って進めております。この社会教育計画書の中には、「人権と平和を尊重する意思と実践力の高揚を図る地域社会の確立」を基本方針に掲げ、具体的な施策としましては、「人権擁護委員と共に、小中学生への人権教育を推進する。」「各自治公民館における人権学習会を支援し、身近な人権問題や平和の尊さを見つめ直す機会の提供に努める。」と記載しており、特に外国籍の人権に対する施策についての記載はございません。また現在のところ、外国籍の方の人権に関する相談等は、地域共創課のほうに直接入っておりませんが、今後とも、外国人の人権問題につきまして、十分に留意してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長　末若憲治君

川口議員。

○9番　川口　晃君

これから、外国人問題がクローズアップてくるんじゃないかと思いますので、十分検討いただきたいなということを最後に要請したいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

(9番　川口　晃君　降壇)

○議長　末若憲治君

ただ今から休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

(休憩　午前10時30分)

(再開　午前10時40分)

○議長　末若憲治君

再開いたします。

議席番号6番、杉野公彦議員。

(6番　杉野公彦君　登壇)

○6番　杉野公彦君

皆さんおはようございます。議席番号6番、杉野公彦です。

通告書に従いまして、一般質問を行います。

今回は、昨年の9月議会、今年の3月に引き続きまして、一般廃棄物収集運搬許可ですね。これについてと、機構改革実施による町の組織の問題点及び課題について、質問をしたいと思っております。

それではまず一つ目の質問です。令和7年3月の一般質問におきまして、事業系ごみや遺品整理系ごみ等の一般廃棄物収集運搬許可について、既に調査した福岡市や、糟屋郡内以外の許可状況を幅広に調査すると、副町長発言をされております。それから半年たちましたので、十分に調査はなされていることと思いますが、その調査結果はいかがでしたでしょうか。まずは、この点についてお伺いいたします。

○議長　末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長　吉村健二君

調査結果をお伝えいたします。

福岡地区の筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市・福津市・糸島市は、遺品整理ごみに限定した許可は出されていないという状況です。遺品整理ごみ等の一般廃棄物収集許可について、遺品整理ごみ及び引越し時に発生する家庭系ごみに対し、遺品整理業務から収集運搬まで一体的に行うことができる一般廃棄物収集運搬について、福岡市は、令和元年7月、全国の政令市では初。及び久留米市は、令和5年4月、福岡市に続き2例目において、それぞれ2業者に対して許可を出されています。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

まず、調査の範囲については、今聞く限りでは福岡県内っていうふうに理解しましたが、間違いないですか。

○議長　末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長　吉村健二君

福岡地区的所は、連絡とかして調査いたしまして、あと久留米市以降に許可を出された自治体のちょっと確認はできませんでした。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

では、もう質問行きますけど、その調査結果を受けて、事業系ごみや遺品整理系ごみの収集運搬については、新たに参入を希望する事業者に対して、許可を与える

考えはありますでしょうか。お伺いします。

○議長　末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長　吉村健二君

調査結果につまして、福岡市では2業者に対して、遺品整理ごみ及び引っ越し時に発生する家庭系ごみの収集運搬許可を出されており、遺品整理業務から収集運搬まで一体的に行うことができるようになっています。本町におきましては、既存の許可業者2社にて遺品整理業務を行うことができますので、福岡市の2業者と同様の対応ができる状況でございます。このため、別枠での許可は必要ないと考えております。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

それでは、福岡地区限定的な所での調査しかされてないようなんですが、私のほうから、独自調査をした結果を申し上げます。まず私のほうは、今現代はすごく便利な仕組みがいっぱいあります。対応型のAIサービスなんていうのがインターネット上にあふれていますが、一応それで、粕屋町の面積及び人口規模、それから地形的なものというか、立地条件などを類似した自治体がどれぐらいあるかというのをまず調べました。

そうすると、五つかぐらいは出てくるんですよ。そのうち、粕屋町に近い所はもう参考になりませんので、県外の所について調べさせてもらいました。調べたところ、若干当町よりは規模が大きいんですが、大都市に隣接して交通便もよく、いわゆるベッドタウンと呼ばれている自治体が上がっておりました。その結果、これから説明いたしますが、まずその前段階において、一般廃棄物の限定許可、遺品整理ごみ。これは結構調べたんですが、やっぱり出てきません。なかなかそういうのはないのかなど、限定しているという。ただ、新しく分かったことっていうのが、ちょっとありました。

まず一つ目が、愛知県の長久手市。人口、6万1,485人。これ8月1日現在。世帯数、2万6,319。面積、21.55km<sup>2</sup>。若干うちよりも人口規模、世帯数、面積も若干大きいです。この長久手市さんの一般廃棄物収集運搬許可業者数、11業者います。11業者。人口的にはうちより1万ぐらいしか変わらないですね。面積も若干多い。うちが14.13ですから、少し多いぐらいですね。11業者あるんですよ。この長久手市ってどこなのかなと調べましたら名古屋市の東側にあります。皆さん年配の方は御存じでしょうけど、愛知万博、愛・地球博。あの会場があったとこです。

市の中央部をリニモって、リニアモーターカーが走ってまして、あと地下鉄とか愛知環状鉄道との接続もよくて、非常に人口が増えてるところですね。高速の名古屋インターチェンジだとか、名古屋瀬戸道路の長久手インターチェンジがある。正に立地条件的にはうちと非常に似通つてるとこです。ここが11業者です。それも限定ではありません。限定許可ではないです。通常の事業系ごみとかを収集する一般廃棄物の収集運搬許可業者として、ホームページに上がっております。

それからもう一つ、茨城県守谷市。人口、7万74人。世帯数、2万9,748人。面積が、35.71km<sup>2</sup>。これ面積はちょっとうちの倍以上ありますが、こちらの自治体は、場所でいうと、茨城県の南西端、東京都心から40km。東が、取手市。西が、常総市。北、つくばみらい市。南が、千葉県の野田市、柏市。非常に大きい自治体に囲まれている所です。ここについて、一般廃棄物収集運搬許可業者数、23社あります。ここも自治体的には、つくばエクスプレスという新しい路線があって、それに関東鉄道なんかも走つて、うちと似通つてますね、鉄道が通つててっていう所です。あと、道路が常磐自動車道。非常に交通の便がいい、ここも。うちと似たような立地条件の自治体です。ここはいずれも、限定許可ではないんです。一般廃棄物の収集運搬許可です。なんなら長久手市は、通常の収集運搬委託も、公募型プロポーザルでやってるぐらい、広く公開されているという自治体ですね。

県外を探すといろいろこういう自治体が出てくるんですよ。ちなみに、これ僕調べるのに1時間かかるないです。近隣に聞くっていうのが、近場は、確かに情報収集はしやすいでしょう。都市圏のつながりもあるから、いろいろなお話もしやすいでしょう。小さい世界の話をするんじゃなくて、より広く、外はどうなつてるっていうのを見ないと新しいことできませんよね。いろんな所にアンテナ張らないと。今調査をしました、僕は半年間待つてましたよ。何なら前回の定例会の時に質問しようかなということで、担当職員に御相談もさせてもらいました。いやまだちょっと調査終わってないんですよ。すごく調査の仕方がアナログだし、もう少し広く、調べていただきたいなあとと思いました。考え方で、ものの使いようでこれぐらいの情報はすぐ来るわけですよ。あとは自治体間のつながりがあるわけですから、そこは文書でお尋ねするなり、何なりでできるはずです。

こういう状況が、日本全国を調べるとあります。飽くまでこれは、人口規模、面積とかを、うちに近い所だけを、あえてピックアップして、そこを調べた結果です。ということであれば、僕は、限定許可のみならず、通常の許可、事業系廃棄物とかの一般廃棄物の収集運搬許可も、これも広く出すべきじゃないですかね。こういう自治体が実際あるわけですよ。前回の質問で、いろいろ問題がありますと。混乱が起きますと。でも、実際先にやってる自治体ありますよ。これ混乱起こりうる

んでしょうか。見解をお答えください。

○議長　末若憲治君

池見副町長。

○副町長　池見雅彦君

議員おっしゃるように、いろいろな自治体を調べて、新しい施策を実行していくというのは、大変大事なことだというふうに、私どもも十分認識しておりますし、そういうふうな何ていうんですか、先進的な取組。この地に合った、この柏屋町に合った先進的な取組を是非やっていきたいなと思っております。

ただ、今回、議員がおっしゃってる一般廃棄物の収集許可につきましては、私ども、何度も申しておりますけども、今の状況では、今の2業者で安定的に事業が行われているという状況から考えて、私どもとしては、新しく許可をということは考えてございません。議員も御存じのとおり、廃棄物処理法におきまして、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業ではないというふうなことも、最高裁の判例の中でも述べられております。一般競争入札に馴染まない、一般競争入札よりも、やはり安定的に事業を行うことが優先するべきだというふうなことが、述べられております。私どももそういうふうに考えておりますし、先ほどおっしゃった幾つかの自治体では、この近隣にはございませんけども、関西、東北、いろいろそういうような自治体あると思います。ただ、それぞれの自治体において、背景がそれぞれ違う、その業者の方の背景も違うし、一般収集に関する背景が違う。そういうふうな背景が違うので、そういうふうな、11業者とか多くの業者に許可を当初から与えていたのかなと思います。ただ、現時点では私ども何度も申し上げますけども、新しい許可は、必要がないというふうに考えております。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

状況が、そういう状況ではないってことなんですが、何を具体的な事例をもって、そういう状況じゃないとおっしゃるんですか。お答えください。

○議長　末若憲治君

池見副町長。

○副町長　池見雅彦君

私ども、この件に関しまして、議員からいろいろ御指摘は頂いておりますけども、一般の町民の方からの苦情等は、受けたことはございませんし、特に、この件に関して、私ども大きな苦情を受けたことございません。そして、柏屋町の一般廃棄物回収、私も一町民でございますんで、ごみ出しはよくやっておりますけども、

しっかり収集していただいているという状況ございますんで、安定的にごみ収集という、そういうふうな業務をしっかり安定的に業務を行っていただいているというふうに感じております。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

確かに苦情はないでしょうね。今までそれでしかやってきてないし、福岡都市圏もほぼそのような状況なんで。ただ、今グローバルな時代になってきて、日本国内でも人の移動がどんどん進んでるわけですよ。そういう中で、ガラパゴス的なこういうルールは、本来僕はなくすべきだと思うんですね。結局、安定的にできてます。でも、競争働いてないじゃないですか。2社の中で自由競争をやっているという状況です。これ、裏を返したら、ほかの業者を入れたら、まだ安くなりますよねっていう話になりません？そうなったら、住民とか事業者が、その分の負担をしてるっていうふうに考えませんか。そこしかないから仕方なくやってるっていうのが実情じゃないですかね。別にこれ公定価格で管理してるわけじゃないでしょ？自由競争でしょ？前の質問の時に回答ありましたよね。余りにも閉鎖的過ぎるかなあと、僕は思うんですよ。

長久手だと、ほぼほぼ収集許可業者、これ電話番号しか載ってないんで、資料は。見ると、同じ市外局番なんですよね。これはほぼ同じ自治体ですよ。その自治体内に限って許可出せばいいじゃないですか。僕は、町外の業者を入れてまで、開放しろとは言いません。飽くまで、町内で上げた税収は町内で使うべき。町内の人の雇用とか業務は守るべき。だから、指名競争入札という制度があるわけじゃないですか。少なくとも委託の分に関しては、過去の歴史もありますから、早々にこれ急激に変えるのはいろいろ問題があるでしょう。でも、通常の事業系ごみの許可って、何も変わらないですか。何か不都合がありますかね。もしもあるんであれば、お答えください。

○議長　末若憲治君

池見副町長。

○副町長　池見雅彦君

議員がおっしゃることは、そういうふうな、議員がおっしゃることはよく分かります。ただ私どもも何度も申しておりますけども、廃棄物処理業務というのは、この廃棄物処理法におきましても、専ら自由競争に委ねられるべき業務ではないと。結局、業務は競争性よりも、業務の安定性を担保するべきような業務だというふうなことが、法律においても位置づけられているということが、一般的にも

しっかりと言われておりますし、実際そうなっておると思います。そういうふうに法律でも位置づけられておりますし、私どももそういうふうに認識をしております。

ですから、新たに今安定的に、特に苦情もなく、業者の方、運営していただいておりますので、新たな許可は考えてないという状況でございます。これにつきましては、福岡県内のほとんどの自治体がそうですし、多くの自治体ではそういうふうな状況だと思います。一部の自治体、議員が調べられた自治体には、そういうふうな11業者とか多くの業者を、これはやはり実際に聞かないと、その自分たちが立つ位置っていうんですか。その背景があるんですよね、自治体自治体の歴史、背景。そういうふうなものでやはり、いろいろ状況が変わってきたいるんじゃないかなと思います。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

今の言葉をそのまま取ると、過去のそういう背景があるから、住民は我慢しろという話ですか。そういうふうに聞こえますよ。今まで住民知らないから、それで払ってるだけじゃないですか。違います？　よその市でこうですよっていう情報が、もし一般の人が知るようになったらどうなります。事業所とかもっと安くなるんやろうもんって、なりませんか。事業をやってる人たちは効率を求めますからね。その背景ばかりにこだわってたら、何の改革も進みませんよ。制度ってやっぱり、変革をしていかないといけないと思うんですよ。これをやることによって、どんだけの影響が出るのかって、明確に影響を出してもらえばいいけど、何の影響があるかも分からない状況で、我慢してくださいって、それはおかしいでしょう。違いますかね。どこを向いて政治するんです？　一般住民のほうを向かないといけないんじゃないですか？　事業者にしても。これで、収集体制が崩れるっておっしゃるんだったら、その根拠出してください。悪いけど、事業系の廃棄物の許可を出すぐらいで、何が変わるんですか。実際に言って、これによって収益がどれぐらい上がってるかも把握してなかったでしょう。違います？

今、可燃物不燃物の収集運搬委託やってる業者2社ですよね、この許可業者というのは。それぞれ、年間1億数千万ぐらいの委託料払ってるじゃないですか。その業者と、例えば遺品整理ごみをやってる何でも屋さんみたいな、ああいう業態の人たちが戦ったときに、大きいほうが負けるってお考えですか。せめて、同じ土俵に上げてあげましょうよというだけなんですよ。それによって、この2社が倒産の危機を迎えるとかいう話があるんだったら、それはちょっと考えないかんでしょうね

って、話になりますけど。

一般の住民にしても、臨時ごみを出したり、遺品整理ごみで出したりという場合でも、あと事業者にしても。それによって、もし少しでも費用が安くなるんだったら、それってすごく望ましくないですか。昨今すごく経済状況厳しいですよね。事業者の方とか大変ですよ。負担が、原材料費が上がって。その上で、なおそれを言われます？いかがですか。

○議長　末若憲治君

池見副町長。

○副町長　池見雅彦君

議員おっしゃるるに、いろいろな、ほかの自治体を調べる、先進的なものを取り組んで、住民福祉の向上を図るってのは、私どもどんどんやつていかないといけないと思いますし、いろんな分野でそういうふうなこと、私ども調べたり、制度を新たに導入したりしていくべきだというふうに考えております。

ただし、この一般廃棄物処理業務につきましては、何度も申しておりますけれども、法律が、一般的な競争、自由競争に委ねられるものではなく、安定的な事業の展開、事業を確保することに重きを置いているということ。そして、そういうふうなことが、判例、裁判等においても明確に示されているということ。また、この福岡県内においても、ほぼ、ほとんどの自治体でそういうふうなことをされていると。そういうことを鑑みまして、この廃棄物業務につきましては、現在、特に私ども町の方針を変える予定はございません。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

これ以上やっても押し問答になるんですけどね。じゃあ、長久手や守谷は、何でできてるんですかってことですよ。同じ自治体でしょ？違う法律に基づいてますか。同じ法律使っていますよね、廃棄物と清掃に関する法律で。やっててうちではできません。でもあっちはできます。何が違うんですかって話です。そこを明確に出さない以上は、町が向いている方向は、そっちの事業者の方向だねって言われちゃいますよ。僕は住民のためには、ここは開放すべきだと思います。時間も無いんで、最後町長お答えください。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

今、副町長がるる申し上げましたとおりなんです。議員が、革新的なことに挑戦しなくちゃならないという姿勢は、私も理解し、評価しますが、このことについては、やはり安定的な収集業態。正に、住民の方々が安心して、安価に収集を任せられる、これは非常に大事なことです。これは、自治体固有の業務、正に自治体がしなければならないという、非常に責任がある。民間に今委託はしてますけども、許可をしてますけども、これは、自治体が本当に責任を持ってしなくちゃいけない。そういう観点からも、今のところ変更する予定はございません。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

今の町長の答弁で、ある程度もう町が考えることは分かりました。ただ、それは駄目でしょうね。今の世の中、何のため一般競争入札が増えてきてるんですか。指名競争入札が無くなって、そういう社会の流れを読まずしてやってると、いつか問題は起こると、私は思っております。

では、時間も無いので、次の質問行きます。

もう1問が、機構改革実施による町の組織の問題点及び課題についてです。令和7年6月に行われました機構改革で、町の組織が大きく変更となりました。3か月を経過した現時点における問題点、課題についてどのようなものがあるかお尋ねしたいと思います。

まず、選ばれる町となるためには、地域おこし的な新たな施策に取り組んでいく必要があると思いますが、その活動は、主に総合政策課のシティプロモーション係が担うということになるのでしょうか。まず、この点についてお尋ねをいたします。

○議長　末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長　青木裕次君

まちづくり活動団体や町おこし団体への補助を行っております地域共創課より、答弁させていただきます。現在、地域共創課では、まちづくりイベント補助金として、YOSAKOIかすや祭り実行委員会に対し、補助を行っております。また、住民団体主導による地域コミュニティの活性化、地域の特色をいかした新しいまちづくり活動の実現に向け、まちづくり活動団体助成金を交付しております。総合政策課シティプロモーション係が、主に町外に向けた町の魅力を発信することと併せて、地域共創課地域協働係が、団体等と協力して、町内の地域おこしを行っていくものと認識しております。

以上です。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

そういうことで、そうですね、支援室辺りも活用してという話になるんでしょうが。分かりました。このシティプロモーションについては、企業誘致においても大きな影響があると思っております。そうなりますと、総合政策課と都市計画課の連携ということが必要になるんじゃないかなと思ってるんですが、その連携において、これ部をまたぐ形になるんで、どういった形を想定してあるのか。実際の動きとして、そこについてお尋ねをいたします。

○議長　末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長　木場洋介君

シティプロモーションを所管しております総合政策課より、御回答いたします。総合政策課において、シティプロモーションを継続的に実施していくことにより、多様なターゲット層に効果的に情報を届けるためのメディア戦略、これは、様々なメディアの特性をいかしながら、情報を効果的に発信するノウハウ的なものになると思いますが、そういうものを確立していきたいと考えております。

発信する情報、コンテンツは、分野横断的に、今回、例えば企業誘致に関しては、都市計画課になると思いますが、ほかの分野におきましても、担当課と総合政策課が連携しながら、シティプロモーションを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

では、具体的に企業誘致に関して、どういうその何ていうかな、持ち分とか、やり方で、双方が一緒に何か取り組んでいくとかっていうような、具体的な青写真なり、計画なんていうのはあるんですか。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

シティプロモーション、本当に本格的に始動しております。企業誘致に関しては、企業に対する宣伝。正に、誘導。それをするために、シティプロモーションが

前線に立って、「こういった柏屋町の魅力ありますよ。柏屋町はこういうことです。こういうふうな町です。」ということを言いながら、そして、法的なもの、あるいは財政的な面も含めて、都市計画が一緒に連動してやると。そういった打合せを、今始めたところでございます。そういったところで、今後の展開について、私も楽しみにしておるところです。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

ではこれからですね。実際の動き、いろんなものが始まっていく、具体的なものが取り組まれていくというのは、これからというような理解にしておきます。

続いて、地域共創課ですね。今回、名前が協働のまちづくり課から変わりまして、非常に言いやすいなと僕自身は思っておりますが、ここが、業務のウエイトを考えたときには、防犯・防災のウエイトが非常に高いなというふうに感じてます。確かに、防犯・防災の部分でも、共創というのは非常に重要ではあるんですが、共創社会の実現という話になってくると、これさっきのシティプロモーションであるとか、都市計画課の企業誘致なんかでも、こういったどこが多分重要になってくると思うんですよ。当然企業ができれば、人が来てもらわないといけないわけですね。人が来てもらう、住みよいまちにするにはいろんな施策が要るんですけど、もう全て行政でやる時代ではない。そうなると、住民との共創での活動が非常に重要なになってくるんで、この辺で、今言った地域共創課と都市計画、総合政策辺りが、連動した形での活動を行っていくことによって、新たな町を作っていくっていうようなことが必要になるんじゃないかなと思ってます。そうなると、どんどん共創という部分の重要度が増していくような気がするんですよ。そういったときに、防犯・防災、いわゆるその危機管理のほうの話と、そこはちょっと分けたほうがいいのかなっていうふうに私個人的には思うんですが、この辺はいかがお考えでしょうか。

○議長　末若憲治君

池見副町長。

○副町長　池見雅彦君

今回の機構整備におきましては、地域共創課は、広報広聴係を総合政策課に移管しまして、従前一つの係で所管しておりました、地域の共創やまちづくりの業務と防犯・防災などの業務を、今回それぞれ独立した係とし、地域協働係、危機管理係としてそれぞれ強化するとともに、総務課で所管しておりました、区長会業務も地域協働係に移管をいたしております。共創のまちづくりにつきましては、議員御指

摘のように、今後も強化をしていかなければならないというふうに考えております。

今のところ、都市計画とかそういうふうな部分との企業誘致との結び付き、関連というのは、まだ具体的に見えておりませんけども、確かに強力に強化をしていく分野だというふうに認識はしております。ただ、現時点では、共創に特化した課を新設することまでは考えておりませんが、地域共創課がサンレイクかすやに設置しております、まちづくり活動支援室の更なる活用や、まちづくり活動団体助成金による支援、さらには各行政との連携により、地域おこしや地域でのまちづくりの支援にしっかりと取り組んでまいります。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

市制を目指してという話も、一般質問の昨日とかいろいろありました。そういうところを考えると、この地域共創という分野が非常に重要になってくる。ここと、いわゆる総合政策的な分野であるとか、企業誘致というところも非常に密接に結び付きがあると思いますんで、今回機構改革はして、まだ3か月ですので、今後いろんな業務を重ねながら、また定期的なプラスアップ、新たなステップを踏んでいただけるといいかなと思っております。

それでは最後の質問になります。現状、機構改革に伴いまして、幾つかの部署で職員が足りないように感じております。当然課が増えたわけですから、管理職が増えてるわけですよね。裏を返せば、その分実動部隊が減ってるわけですよ、同じ人数でやってるんだから。その解消はやっぱり急がないといけないっていうふうに思っております。

しかしながら、今回ガバメントクラウドの話であるとか、自治体DXが推進されているとかいうことになりますと、将来的に、今ワンストップと言われてるものがゼロストップ辺りのものになっていく。そうすると、あとそれとか、アウトソーシングなんかが進めば、当然、人員の削減という話にも将来的にはなる可能性もあるわけですね。

現状、定員管理計画では300名でしたかね、総数が。今266でしたか、たしか。正規職員が266っていう状況で、定数管理からするとまだまだっていうところになりますね、計画からするとですね。今後の定員管理計画です。当然、両にらみになるわけですよ。業務量も増えてて、市制を引くとかいうと、業務が増えるんで人員増という話になるんですけど、いわゆるDX辺りの観点からいくと、減る業務も多分出てくるのかなというふうに思ってます。

この辺をにらんで、今後の定員管理計画の必要性をどのように感じていらっしゃるか。具体的に言えば、どれぐらいのスパンで見直しをやっていくよとかっていう、その具体的な考えがあるのか。今後、将来的な見通しをどのように立ててあるかっていうのをお聞きしたいと思います。

○議長　末若憲治君

豊福総務課長。

○総務課長　豊福健司君

まず初めに、先ほどの質問の冒頭で申し上げられました、人員が少ないということに対して、答弁をさせていただきます。今現在の人員不足につきましては、先ほどから御指摘頂いております、機構改革によるものだけではなく、急な退職や疾病による休暇、休職、男性の育児休暇の取得も勘査しております関係で、欠員となっている部署も一部ございます。その解消策といたしましては、本年度も早期採用ということで、10月1日の採用を含めました、前期と後期の2回の採用試験の実施。また、あわせまして、募集方法のPRの工夫などを行いまして、優秀な人材の獲得及び必要な人材の確保に努めております。

先ほどから御指摘頂いております、定員管理計画につきましては、今後、財政の健全性を維持しつつ、住民ニーズに応じた適正な職員数の確保、行政効率を考慮した人員配置を現在も進めておりますが、システムの標準化によりまして、人員削減っていう考え方は正直持っておりません。職員の適正配置ができるような形、標準化につきましては、今後職員をほかの業務に回せていくような形の考えを持っております。ただ、それ以外に昨日から質問等でも頂いておりますけど、市制に向けた取組の状況。あと、あわせまして、法改正。それと、職員の働き方改革等の様々な要素を踏まえた定員管理や適正配置を進めていくことが、大変重要だと考えております。それによりまして、御質問の定員管理計画につきましては、計画の冒頭にも記載をしておりますが、引き続き調査や検討を適宜行いながら、場合によっては見直しが必要なものと考えております。

以上です。

○議長　末若憲治君

杉野議員。

○6番　杉野公彦君

場合によってはということなんですが、何年置きとかっていうのは決めてられないですか。

○議長　末若憲治君

豊福総務課長。

○総務課長 豊福健司君

基本的には、5年置きの計画ということになっておりますので、今現在の計画は、令和10年度までの計画になっておりますので、毎年、職員の採用につきましては、常にそのときの状況を見ながら検討は行っておりますが、飽くまで計画ということになりますので、頻繁に見直すっていうことまでは考えておりませんけど、状況が変わったときなど、そういうときに、見直しにつきましては、考えてまいりたいと思います。計画につきましては、飽くまで5年計画ということで令和10年度前に見直しを図るような形では考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

杉野議員。

○6番 杉野公彦君

まあ、職員の不足っていうのが、見てて、よく私、夜この近辺通るんですね。サンレイク行ったり、夜会議があつたりすると、結構遅くまで電気ついてます。やっぱりそういう、余り遅い時間まで残らなくていいように、業務がきちっと配分されて、人が配置されるっていうのが望ましい形ではあろうと思います。

そのためには、人増やすっていう単純なことだけではなくて、業務の見直しか、いろんなことを新しく進めていかないといけないと思うんですね。その辺もお忘れなくやっていただくようにお願いしたいと思います。

今回の冒頭の、最初の質問に関しましては、非常に私の中では消化不良です。明確な回答が頂けていないというか、ある意味は明確なのかもしれませんね。ただ、時代の流れとして、もうそういう時代ではないっていうことを最後申し上げて、一般質問終わります。

ありがとうございました。

(6番 杉野公彦君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩いたします。

再開を11時30分といたします。

(休憩 午前11時20分)

(再開 午前11時30分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

## ○14番 山脇秀隆君

皆さん、こんにちは。もう11時回りましたんで、お昼近くなりましたので、ここにはから始めたいと思います。

14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い質問いたします。

今回は、機構改革でこども家庭センターが拡充され、今後の活躍が期待されるところから、こども家庭センターについて質問をしたいと思ってます。子ども未来課では、第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画が令和7年度からの5年間の計画で策定されました。粕屋町における、子ども、若者への総合的な支援策を示す計画を包含するものとして策定したとあります。当事者、それを支える家庭、そして社会全体からの視点で支援していくとされております。当然に、こども家庭センターにも引き継がれていく内容だというふうに思っております。「こどもど真ん中」を中心核に据えている粕屋町において、母子保健法と児童福祉法が改正されました。それらの法にのっとって、その一切を担う「こども家庭センター」が、子ども未来課に令和6年4月に設置されました。始まったばかりで、手探りの状態だったと思います。子ども未来課から母子保健関連、健康づくり課から、乳幼児の療育関連が、こども家庭センターに統合されました。現在では、令和7年度6月の機構改革で、

「こども家庭センター課」として、新たにスタートしました。しかしながら、予算や人員不足を含め、施設の限界などもあり、子どもの出生率が高い当町にあって、子育てをする家庭にどれだけの支援が行き渡っているのか、現状と課題について質問をいたします。

まず、こども家庭センターが担うべき役割については、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関するものから福祉に関する包括的な支援まで、切れ目なく、漏れなく提供するとあります。どれほどのマンパワーと予算を使って支援をしているのかを聞きます。

## ○議長 末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

## ○こども家庭センター課長 山田由紀君

こども家庭センターのマンパワーと予算についてお答えをさせていただきます。先ほど議員さんもおっしゃいましたけれども、昨年4月に「こども家庭センター」というのが設置されまして、今年の6月に機構改革で課としてスタートいたしましたこども家庭センターですが、母子保健機能を持つ母子保健係が14名、児童福祉機能を持つこども相談係が4名、個別・集団療育に関連した療育支援係が6名、これに課長も含めた計25名と、それから各種相談ですとか、健診、教室時間にスポット的に対応する包括業務委託職員とで事務・事業の運営に当たっております。予算と

しましては、総額2億4,251万3,000円となっておりまして、この予算で、こども家庭センター運営事業ほか三つの事業を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

現状について説明がありました。会計任用職員、会計年度任用職員、失礼しました。の数はどれぐらいですか。

○議長　末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　山田由紀君

まず、母子保健係のほうが、会計年度任用職員が8名。それから、こども相談係が、現在ちょっと育児休業の職員1名いるんですけれども、今2名で当たっております。そして、療育支援係のほうが4名おります。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

総勢25名。職員、正職入れて、会計年度任用職員入れて、25名という話だろうと  
いうふうに思っております。

最近こういった事例があったんですね。他町から粕屋町に転入してきた若い夫婦  
がおりまして、妊娠をしていて、粕屋町で引き続き夫婦でサービスを受けようと申  
し込んだところ、時期も悪かったと思いますが、受けたいサービスの定員が決まっ  
ていて、断念をしたということがありました。これらの原因は、人員不足や施設の  
受入れの限界であったというふうに認識しております。

こども家庭センターの役割は、切れ目なく、漏れなくサービスを提供するという  
立場にあります。そもそも町単独の事業において、定員を設けること自体が間違っ  
ているのではないか。改善の必要性があります。

政府は、令和7年度にプレコン普及のための予算57億円を、こども家庭庁に手当  
しました。プレコンとは、プレコンセプションケアの略称で、男女共に性や妊娠  
に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促す取組であります。こども家庭庁に  
よれば、若い世代のプレコンの認知度は1割程度ほどにとどまっており、妊娠に関する  
正しい知識の取得方法や、支援窓口があることも余り知られていないということ  
であります。このことについてどのように考えているか、課長分かりますか。

○議長　末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　山田由紀君

先ほどちょっと議員さんのはうからも御指摘がございましたその事業の定員が設けられていて、入れない、行きたくても行けなかつた方がいらっしゃるということに関しては、いろんな教室を実施しておりますけれども、参加者の把握や、対応する職員の確保、それから事前準備のために、あらかじめ申込み期限を設けて授業に当たっております。日曜パパとママのたまご学級っていうのがございますけれども、こちらは幼児教育専門家の講演と妊婦体験、赤ちゃんのお世話体験を実施しておりますけれども、こちらが用具の数に限りがあるって、時間内で参加された皆さん全員に体験をしていただきたいことから、定員を設けさせていただいております。申込み多数の場合は、抽選により決定することとしているんですけども、抽選に外れた場合でも、キャンセル待ちの対応をとったり、講演だけでもお聞きいただいたり、それから、やっぱり体験がしたいということであれば、平日にはなるんですけども、個別に対応できることをお伝えしまして、希望される方が参加できるように努めております。

過去2年間の実施状況を確認しておりましたが、こちらは大幅な定員超過申込みっていうのはなくて、希望される方がキャンセル待ちで、皆さん御参加ができるようになりましたので、議員さんのおっしゃる方に関しては、締切り後の転入だったということで、受付がなかなかできなかつたっていうところもあったんですけども、後日また、講演だけ聞いていただくということで、御連絡をさせていただきました。そのあとの質問を、もう一度お願ひできますでしょうか。

○議長　末若憲治君

山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

令和7年度に、政府がこども家庭庁にプレコン、ちょっと私も初めて聞いたと名前なんですけど、プレコンセプションケアということで、何かアメリカのほうでそういう妊娠期において、いろんな条件があって、何か悪いほうに進んでしまったという反省から事業が始まったっていうことで。日本でも成長基本法か何か、成育基本法。ちょっと待ってください。正確なのを開きますね、ちょっと。成育基本法というのは成立されたと。その中でも、この件について、施策がうたわれてるとは思うんですけども、それを始めたっていうか、予算を付けて普及に努めるっていうふうに政府が言ってるんですね。これ、こども家庭センターのお仕事だと思いますんで、こういった相談窓口が、まず、こどもセンター、家庭センターにあるかどうか

っていうことと、こういう対応が、みんな周知ができるないっていうのがあって、それを周知、普及していきたいっていう政府の意図があるので、その辺をどういうふうに考えてるかっていうのを、お聞きしたかったんで、もし分かる程度でいいです、分かれば。もう始まったばかりなんで、すみません。

○議長　末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　山田由紀君

ちょっと私も深くは存じ上げておりませんので、きっちりしたことをお答えできるかどうか分からぬんですけども、プレコンセプションケアっていうのは、若い世代の性教育を含めた妊娠とかに至るような、そういう教育かなというふうに思っております。もちろん、こども家庭センターにおいても、妊婦さんの御相談なども受けておりますし、あとは健康づくり課ですとか、そういう関係する課で、そういう妊娠前の期間からの教育も含めた、啓発とか相談などは受けていかないといけないかなと思っております。

○議長　末若憲治君

山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

新しい多分プレコンっていう、名前自体がまだ初めて私も聞くことなんで、こういうのを、まだ普及すると政府が言ってるので、その辺をまたしっかり対応していただきたいというふうに思ってます。

続きまして、こども家庭センターに統合された、母子保健関連と児童福祉関連で、それぞれに支援計画、サポートプランを作成し、支援をしてきたと思いますが、今回は合同ケース会議で、連携した、一本化されたサポートプランの作成ができるようになったと思います。こども家庭センターに統合されたことで、連携が強化されて、問題点の把握など取り組みやすくなったとの職員の声も聞きます。一方で、サポートを受ける側が、計画について認めない場合が多くあると聞きます。保護者のニーズに対して不足していることを補うために、地域資源の把握を十分に行なうことが求められています。地域資源のネットワークをどのように形成しているのかを聞きます。

○議長　末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　山田由紀君

地域資源ネットワークの形成方法ということでございますが、こども家庭センターでは、出産後に養育困難となる恐れが高い特定妊婦ですか、支援を必要とする

子ども、御家庭を把握し、その情報を、週1回開催する合同ケース会議で共有をしております。母子保健と児童福祉両面から、一体的にサポートができるように、それぞれの役割分担ですか、支援方針などを協議しまして、計画を作成し、必要に応じてサポートプランを対象者に手渡しをしております。

地域資源や民間資源による様々な支援メニューがあるんですけれども、対象者のニーズとか、必要性に応じた支援を選び出して、サポートプランに沿って支援メニューにつないだり、それからコーディネートしていくっていうのが、こども家庭センターの役割となります。あとは、継続的に要支援者と連絡を取りまして、信頼関係を築きながら、困り事とか悩み事を引き出して、新たな支援へつなぐお手伝いをするケースもございます。あとは、虐待を受けていたり、支援を必要とする子どもの早期発見や適切な保護のために、要保護児童対策地域協議会というのを設置しております、学校、保育所・幼稚園、児童相談所、警察等の関連、関係機関との相互連携ですか、連絡調整を行っております。そこでは、合同での会議もあるんですけども、各機関とのそれぞれの機関との定期的な協議の場で情報共有をしまして、よりよい支援が受けられるように、ネットワークの中心・つなぎ役となって連携体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長　末若憲治君

山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

もう大変な作業というか、特殊な状況の中でのサポートプランを作つての支援の在り方だと思うんですけども、この支援に関わる時間帯っていうか、これは例えば土日なのか、夜になるのか。その辺はどうなんでしょう。

○議長　末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　山田由紀君

基本的には勤務時間内というふうになると思うんですけども、やはり緊急突発的に児童相談所に送致したりとか、そういったことも夜間だったり、土日でも出でますので、そういった場合は、職員のほうで対応することになるかと思います。

以上です。

○議長　末若憲治君

山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

人が休んでる間に一生懸命働いていただいている。その25名の中で、こういったこ

とを全て行ってるっていうのが、よく分かるというふうに思います。

続きまして、令和7年度のこども家庭センター当初予算は、先ほど御説明ありました2億4,000万円ほどでございます。国・県の補助金以外の町の負担金は、1億2,000万ほどであるというふうに思います。この限られた予算の中で、これだけの事業を展開することは限りあることだというふうに思います。先ほども時間外で活動するとか、土日も出てくることもありますよということでもあります。このこども家庭センターの役割は、切れ目なく、漏れなく支援を行っていくとされております。そして、サポートプラン及び支援方針に基づき、子どもへの支援、保護者への支援、周囲を含めた社会への支援を行うというふうにあります。財政支援をいかし、子育て家庭へ必要な支援ができる体制を整備できているのかを聞きます。

○議長　末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　山田由紀君

こども家庭センターでは、町の単独で実施している事業のほか、国や県の補助金を活用して、各種の助成・給付事業や相談・教室事業を実施しております。具体的には、助成・給付事業といたしましては、妊婦のための支援給付金。こちらは、妊娠確定後5万、それから妊娠していること、子どもの数の届出があって、5万という合計10万円の給付金ですが、こういったものや、産後ケアの費用助成事業を含む10事業。訪問事業においては、乳児家庭訪問、赤ちゃん訪問を含む2事業。それから相談事業については、発達相談を含む8事業。教室事業については、赤ちゃん体操教室を含む6教室を実施しておりますけれども、母子家庭の、すみません母子手帳の交付や、乳幼児健診、それとかあと保育園・幼稚園に行ってないお子さん、未就園児の訪問などから、全数把握ができる事業を通じて、ニーズを把握しながら、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない一体的な支援ができるように、事業を整備しておるところでございます。

以上です。

○議長　末若憲治君

山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

今体制、そういった体制で事業を行ってるので、言いました。施設の不足等もあるとは思います。また、人員の不足を行うための、これも予算が必要とされております。先ほど、事業について施策をいろいろ言っていただきましたが、この子育てに提供している町の独自の政策っていうのは、独自の政策っていうのはどんなのがありますか。

○議長　末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　山田由紀君

こども家庭センターにおける、町独自の支援策としましては、低所得の家庭に対して、ミルクや牛乳などの栄養食品の支給を行う母子栄養強化事業をはじめとして、赤ちゃん相談やマタニティ相談などの相談事業、それから、妊婦向けのマタニティ栄養教室や、日曜パパとママのたまご学級などを行っております。また、発達に遅れや偏りのある幼児に対しましては、親子の集団療育でしたり、個別療育を実施して、個々の発達状況に合わせた支援を行っております。

以上でございます。

○議長　末若憲治君

山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

町長、今、たくさん仕事の内容を聞かせていただきまして、町長は、「こどもど真ん中」というふうに言って、町の施策を最優先、一丁目一番地であるというふうに常日頃から言われております。今、こども家庭センターに関わる予算というのは、町の手出し1億円ぐらいなんですね。これ、財政的に見ると、一般財源から見たら0.5%ぐらいなんですね。お金を掛けてる。先ほど来から、機構改革によつて、これを公平に分配していくのか、それともどこかに重点して、優先的にその予算を使っていくのかっていう考え方が出てくると思うんですけども、町長としては、子ども子育てに関するこの支援に対しての予算の掛け方っていうのは、何か特段考えてあるんですかね。もうどちらかというと、平均的に予算配分しますよっていう話なのか。こういった子育てに関して、町長は予算をもっと付けるべきだというふうに考えてあるのか。この予算の組み立て方ってのは、ちょっと通告書に無いんですけど、聞いていいですか。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

事業は、標準的な事業と、今議員が御質問されました、町独自で何があるのかと。そういった特徴的な柏原町独自の事業について、これは予算が相当伴うもの、これについては、当然内容の精査をして、重点的な予算配分をしたいと思います。標準的な事業、今るる課長が申し上げました事業も数多くあるんですね。その中で、やはり課としてはそんなにお金を掛けないで、何とか住民の方々に、こういった母子保健、そしてまた乳幼児に関するサービスができないかという知恵を絞りな

がらやってます。

ただその中で、これはどうしてもお金が要るんだという事業については、私はもう全く予算を付けないということはありません。これ、やぶさかではございません。住民にとって非常に効果があるような事業につきましては、これからも重点的な施策として位置づけながら、予算措置をしてまいりたいと思ってます。

○議長　末若憲治君

山脇議員、すみません。子育て家庭に提供している町独自の支援策について、ほかの課も準備してるみたいですが、聞きますか。

○14番　山脇秀隆君

いや、一応こども家庭センターについてということで縛りがちょっとあったんで、ほかの課も、当然いろんなしてあるんで。そこまでちょっと踏み込めないで、今回は、こども家庭センターに限って。すみません。用意していただいたんですね。すみません。ありがとうございます。

○議長　末若憲治君

はい。では、山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

今、力強い町長のお言葉を頂いたと思いますので、ちゃんと人員不足であるとか、そういう予算であるとか、言えばもうやりますよって、今お墨つきを頂きましたんで、是非活用していただきたいというふうに思っております。

私のほうからは、ちょっと提案を、ちょっと目先を変えた提案をしておきたいというふうに思っています。先ほど独自の伴走型相談支援という形で、5万円5万円の10万円のことを実施しますよということでお話がありました。それとは別に、子ども、育児関連に特化した、専門の商品券を導入し、行政と地域が連携して育児を楽しめる環境の創出をしてはどうかとの提案でございます。

長野県東御市、人口2万8,931人の自治体では、子どもの誕生の祝福と経済的支援を目的とした商品券の贈呈を決めました。子どもの成長に合わせて、様々なシーンで活用できるこども商品券を導入して、健診時の手渡しで関係づくりをして、その後の支援につなげようとする取組であります。この商品券は、全国の加盟店で利用できるもので、子ども用品、ドラッグストア、飲食店、フォトスタジオ、タクシーや産後ケアなどに使え、1人当たり1,000円券50枚を1セットとして、出生見込みを基に、年度初めに購入するというものです。地域の商店も加盟登録ができ、商工会を通して、子ども用品を扱う店に協力を依頼するなど、地域が連携して育児を楽しめるきっかけづくりをしているということです。これまでの給付型と違って、子どものためだけに特化した商品券を使うことで、目的を持った

お金の使い方ができ、地域経済を潤していくことにつながると考えます。行政と地域が連携して育児を楽しめる環境の創出をしてはどうか。一例でありますが、目線を変えることで、様々な施策が展開できると思います。町長の見解をここでちょっと聞いてよろしいでしょうか。

○議長　末若憲治君

箱田町長。

○町長　箱田　彰君

所管のほうも回答を相当用意しておったようですが、様々そういった独自のギフト系事業と言いましょうか、そういったことを今、自治体のほうもしております。近隣では福岡市のおむつ定期便が非常に有名でございます。確かにミルクとか育児に必要なものについては、本当に御家庭で、特に物価高っていう、この社会的状況を踏まえますと、重要でございます。そういったものを今、担当のほうでも、担当だけではなくて、子ども未来課も含めたところで研究をしておるところでございます。

ただ、様々問題があるようです。おむつになると、おむつそのものだと、なかなかその需要についての好みが言うようなこともあります。ミルクも当然そうだろうと思います。ですから、議員が言われたような商品券辺りが適切かなと思いますが、今後、これは積極的な検討をしてまいりたいと思います。

○議長　末若憲治君

山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

この件について何か、どつかの課で検討してるとかございますか。ないですね。今町長は子ども未来課のほうでも、こういった形で検討しているというようなお話をちょっとあつたんで、されてるかなとちょっと思って。

○議長　末若憲治君

渡辺子ども未来課長。

○子ども未来課長　渡辺　剛君

それでは子ども未来課のほうからで申し訳ありません、お答えさせていただきます。今議員がおっしゃられた東御市の件についても、私のほうも一応把握はしておりまして、年度当初で、一番最初の年度で100名ということで、大体500万ぐらい掛かったのかなというところで。うちのほうは、出生数だと約500人近くいたりするので、結構それだけでもお金掛かるなというところがあります。あと、福岡市おむつ定期便みたいなことがあるんですけども、そちらについても、うちの場合で実施した場合、どれぐらい掛かるかなというところで一応試算をしたんですけども、結

構、それだけでも単年度で支出が出るものですから、そこを実際に実施していくことにはなかなか慎重になる部分があると思います。あと、これは飽くまで伴走型支援というところになりますので、物を送って終わりということではなくて、やはりそこに見守りとか、そういう部分が一緒になって、行政も一緒になって見守っていくというところが必要になってくるかと思いますので、そういうところも併せて検討していこうかと考えております。

以上です。

○議長　末若憲治君

山脇議員。

○14番　山脇秀隆君

いろんな目線を入れて、この子ども中心の、粕屋町を地域で盛り立てていけるような仕組みを作っていていただければというふうに思っております。いずれにしましても、予算、人員、施設の不足が、こども家庭センターにおける喫緊の課題であるというふうに判断できます。こども家庭センターに投入された予算は、全体から見れば僅か1%でしかありません。これでは、子育て支援「こどもど真ん中」一丁目一番地としての中核に据える粕屋町の本来の在り方なのか、疑問が残るところでありますので、十分な人員の配置と、それに見合った予算配分、そして施設の拡充を訴えて終わりたいと思います。

○議長　末若憲治君

せっかくお時間がありますから、どうですか。先ほどの町独自の支援策、子ども未来課も住民課も用意しているようですが。インターネット中継もされてますから。

○14番　山脇秀隆君

終わりますと言ったんですけど、再開させていただいてよろしいですか。

○議長　末若憲治君

すみません。私が言うのもなんんですけど、せっかく用意して……。

○14番　山脇秀隆君

議長からの命でございますので、せっかく用意していただいて、時間を使っていただいたので申し訳ない。じゃ、ちょっとしていただいて。

○議長　末若憲治君

渡辺子ども未来課長。

○子ども未来課長　渡辺　剛君

子育て家庭に提供している町独自の支援策というところで、子ども未来課関連の町独自の支援策といたしましては、当然皆さん御存じのところだと思いますが、こ

ども館、こちらにおける子育てルーム「つどい」。また、あとこども館で行っている各種講座。こちらのほうが全て独自事業で、かなり子育て世代には利用していたいてるものだと考えております。

あともう1点、こども館を中心として、年に一度、わっしょいフェスタというのを開催しております。こちらも子育て親子で、かなりの方が参加していただいておりまして、子育て家庭に提供しているサービスという形になるかと思っております。

以上です。

○議長　末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長　大内田亞紀君

住民課のほうでは、独自というよりも、国や県の制度にのっとった事業を確実に遂行していくということにはなるんですけども、まず、皆様御承知のとおり、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、公費医療費助成の業務を行っております。その中で、公費医療費助成、子ども医療費につきましては、各自治体で助成内容に違いがございますので、柏屋町でも独自ということで、今、自己負担額を、通院について0歳から就学前まで無料。小学生から中学生までが、一人一月1医療機関につき500円。入院については、0歳から中学生までを無料としております。

ここで糟屋地区、まだ中学生までの助成の所が多いんですけども、箱田町長が御決断をいただきまして、柏屋町におきましては、来月10月から高校生年代まで助成を拡大することになっております。間違いないように、こちらも皆様に周知をして進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長　末若憲治君

すみません、いいですか。ありがとうございました。

○14番　山脇秀隆君

以上で終わります。

ありがとうございました。

(14番　山脇秀隆君　降壇)

○議長　末若憲治君

以上で、2日間にわたりました「一般質問」は全て終了いたしました。

明日からは、委員会審査となります。議会の質は委員会の質、明日からも慎重審議がなされることを願います。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後 0 時00分)

令和7年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和7年9月22日（月）

## 令和7年第3回柏屋町議会定例会会議録（第4号）

令和7年9月22日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について
- 第2. 柏屋郡柏屋町外1市水利組合議会議員の選挙について
- 第3. 委員長報告
- 第4. 委員長報告に対する質疑
- 第5. 討論
- 第6. 採決
- 第7. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

### 2. 出席議員（16名）

1番 堀 本 高 良	9番 川 口 晃
2番 牟 田 口 直 輝	10番 田 川 正 治
3番 川 崎 尚 子	11番 小 池 弘 基
4番 古 家 昌 和	12番 本 田 芳 枝
5番 田 代 勘	13番 宮 崎 広 子
6番 杉 野 公 彦	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 福 永 善 之	16番 末 若 憲 治

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長　臼 井 賢太郎　　議 会 局 主 幹　松 永 泰 治

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長　箱 田 彰	副 町 長　池 見 雅 彦
教 育 長　恵 良 章 治	総 務 部 長　新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長　古 賀 みづほ	都 市 政 策 部 長　田 代 久 嗣

教育部長	堺 哲 弘	総務課長	豊 福 健 司
総合政策課長	木 場 洋 介	地域共創課長	青 木 裕 次
財政課長	吉 田 勉	税務課長	高 榎 元
住民課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
こども家庭センター課長	山 田 由 紀	高齢者支援課長	筒 井 薫
福祉課長	渋 田 加奈子	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	道路環境整備課長	吉 村 健 二
上下水道課長	黒 田 道 明	社会教育課長	石 川 弘 一
給食センター所長	岡 野 哲 枝		

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

改めまして、おはようございます。

18日間に及ぶ9月定例会も、本日で閉会となります。議員各位には、連日の審査、本当にお疲れさまでした。執行部の皆様も、真摯かつ丁寧な対応をいただき、この場をお借りし、感謝申し上げます。今定例会より、審査の中で、議員間討議の充実を図るため、初の試みとして、グループディスカッションによる討議を行いました。今期は、聞く力ではなく、考える力をテーマに、町民の皆様に波及効果をもたらすことができる議会を目指してまいりたいと思います。議員各位には、変化に戸惑う点もあったかと存じますが、円滑な議事進行に御協力をいただきましたことも、重ねて感謝を申し上げます。私たちの審議が実りあるものとなり、町民の皆様の福祉向上になることを切に願っております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

○議長 末若憲治君

日程第1. 「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に、田代勘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名された方を、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議

員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長　末若憲治君**

御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました田代勘議員が、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました方に対し、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

**○議長　末若憲治君**

日程第2. 「粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長　末若憲治君**

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長　末若憲治君**

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員に、田代博之さん、松永兼幸さん、長耕二さん、上野祐司さん、藤正次さん、案浦聖治さん、安河内郁男さん、山田隆光さん、青木善裕さん、池田義治さん、以上10名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました方々を、粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長　末若憲治君**

御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました田代博之さん、松永兼幸さん、長耕二さん、上

野祐司さん、藤正次さん、案浦聖治さん、安河内郁男さん、山田隆光さん、青木善裕さん、池田義治さんが、粕屋郡粕屋町外1市水利組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました方に対し、別途文書により、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

○議長　末若憲治君

議案第61号「粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第62号「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第63号「粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第64号「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第65号「粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第66号「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、以上、6議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

田代総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長　田代　勘君　登壇)

○5番　田代　勘君

議案第61号から議案第66号について、付託を受けました総務建設常任委員会での審査と結果について一括して報告いたします。

議案第61号は、「粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」です。

物価の変動を考慮し、「国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年6月4日に施行され、投票立会人等の報酬額が引き上げられたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

委員会での質疑では、表記方法についての問い合わせに、法律の条項を、より厳密に運用するための改正も含んでいる。また、投票管理者の報酬が据置きになっている理由については、国の基準額が、まだ町が定める額より低いため、据え置いたとの回答がありました。

総務建設常任委員会で、慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第62号は、「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例について」です。

令和6年8月に人事院が行った、公務員人事管理に関する報告等に基づき、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年10月1日に施行されることに伴い、育児部分休業の多様化を図るため、所要の規定を整備するものでございます。

委員会の質疑では、部分育休を取った場合の報酬についての問い合わせでは、給与条例の下に、取得時間に応じて減額、また勤務時間の途中での休業取得も可能となり、柔軟的に対応していくとの回答がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第63号は、「粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」です。

仕事と生活の両立支援の拡充のため、職員の育児休業等に関する人事院規則が改正され、令和7年10月1日に施行されることに伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用について、当該職員への情報提供及び意向確認等のため、所要の規定の整備を行うものでございます。

委員会での質疑では、休暇取得の意向確認の方法についての問い合わせに、口頭ということで考えている。国の制度も変化していくので、リーフレット等を提示し、柔軟性を持って対応していくとの回答がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第64号は、「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」です。

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」が令和7年6月4日に施行され、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に関する公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

委員会での質疑では、他の公費負担についても、物価高騰の影響があるのでは?の問い合わせに、今回、国から示されたもので、町に関係があるのはビラとポスターだけ、という回答がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第65号は、「粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和7年6月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

委員会での質疑では、粕屋町内で特別特定建築物の対象となる地区計画が決定している地区は？の問い合わせに、酒殿駅南地区で病院関係等が2,000m<sup>2</sup>以上となる場合は該当する可能性がある、との回答でございました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

最後になります。議案第66号は、「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」でございます。

災害その他の非常の場合における早期復旧を図るため、給水装置工事事業者の指定に関し、国土交通大臣の技術的助言に基づき、所要の規定を整備するものでございます。

委員会での質疑では、災害時の場合、他の自治体の指定業者を、あらかじめピックアップしているか？の問い合わせに、近隣自治体の指定事業者は、ホームページ等に掲載されているが、災害時には広域的な対応も想定されるため、福岡県など関係機関と連携し対応したい、との回答がございました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

以上で報告を終わります。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 降壇)

### ○議長 末若憲治君

ただ今の、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

### ○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第61号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

### ○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

全員賛成であります。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第62号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

全員賛成であります。

よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第63号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長　末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　末若憲治君

続きまして、議案第64号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

○8番　福永善之君

議案第64号、選挙ポスターの公費負担制度における条例の改正案に反対します。

反対の理由は、市場価格とかけ離れて、高額な選挙ポスターの公費負担制度になっているからです。今回の改正案は、今まで1枚当たり約7,129円が限度額として公費負担負担の対象でしたが、改正後に、1枚当たり約7,175円に増額となるようです。

つまり、限度額ありきの請求が可能になる制度を町が認めたことになります。選挙ポスターの原資は、町民が納めた税金です。直近の粕屋町議会議員選挙では、立候補者間で、1枚当たり1,000円台で対応する方がいる反面、限度額いっぱいで対応する方もいらっしゃったと聞きます。町として、6倍もの開きがあるような制度を、見直しする必要、必然性はないのでしょうか。私は、公費負担額を市場の適正值、均衡価格に近づけるべきと考えます。

以上の観点から、この議案に反対します。

○議長　末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長　末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長　末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長　末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

賛成多数であります。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第65号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

全員賛成であります。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第66号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長　末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　末若憲治君

議案第67号「粕屋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長　宮崎広子君　登壇)

○13番　宮崎広子君

議案第67号は、「粕屋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」です。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、「児童福祉法」が改正され、乳児等通園支援事業が市町村の認可事業として位置づけられたため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、条例を定めるものです。

審査の中で、条例第3条に暴力団排除の記載があり、ここでわざわざ記載するのはなぜか?という質疑に、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の内閣府令に記載がないため、条例で定めたという答弁。さらに、暴力団というところに、反社会的勢力に関係があるという言葉を入れることが必要では?という質疑に、反社会的勢力の明確な規定はないが、第2項に「暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者が役員となっているもの」というところで規定していると解釈される。また、条例として不足がないか、他自治体の例を参考にしながら、これからも調べていくとの答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

以上です。

(文教厚生常任委員会委員長　宮崎広子君　降壇)

○議長　末若憲治君

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長　末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第67号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長　末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長　末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長　末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　末若憲治君

議案第68号「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第69号「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第70号「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第71号「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、以上4議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

田代予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長　田代　勘君　登壇)

○5番　田代　勘君

議案第68号から議案第71号について、付託を受けました予算特別委員会での審査と結果について一括して報告をいたします。なお、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員による審査ですので、要点のみ報告をいたします。

議案第68号は、「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億5,346万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を233億1,207万5,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を2,939万1,000円、国庫支出金を

4,220万6,000円、繰越金を3億1,268万2,000円と増額するものです。一方、歳出の主なものといたしましては、物価高騰対策支援事業費（障がい福祉施設等）を1,066万円、物価高騰対策支援事業費（介護施設等）を1,070万円、私立・町外保育施設等運営事業費を6,008万4,000円、財政調整基金積立金を3億2,269万5,000円増額するものです。

議員間討議では、今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰、特にエネルギーや食料品価格高騰の影響を受ける生活者や事業者への支援を主目的としており、粕屋町では、介護施設や障がい福祉施設等の事業者支援を選択し、限られた予算の範囲での対応としており、適正である。また、具体的な事業所種別に応じて、支給額にメリハリをつけた配分も適切である。この分野への支援は重要であり、時機に適しているといった意見がありました。また、交付金についての活用と評価について、交付金事業の終了後には、実施状況と検証結果の公表が国によって定められている。町は、国への検証結果を報告しているが、議会側がその内容を十分にチェックしてこなかったという課題もあり、事業の透明性を重視し、交付金がどのように効果を発揮したのかを、議会も把握する必要がある。交付金による事業は、単費で実施するよりも、自治事務の負担軽減になるため、国の交付金等をうまく活用すべき。また、国に税収が集中する構造自体が問題であるといった意見がありました。その中で、交付金の使途については、国の推奨メニューに限定せず、自治体に地域の実情に合わせて、自由に決定できる裁量を持たせるべきといった意見や、地方議会として国に対し、意見書を提出するなどの地方の裁量権拡大を求めて、声を挙げていくべきだという提案もありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第69号は、「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,841万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,534万4,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国民健康保険税を3,331万1,000円、繰入金を1,065万円、繰越金を8,445万1,000円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を251万7,000円、諸支出金を6,806万8,000円、予備費を5,782万7,000円増額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第70号は、「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」

でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,495万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,980万6,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を100万円減額し、繰越金を3,595万3,000円増額するものです。一方、歳出といたしましては、総務費を100万円減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を3,595万3,000円増額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第71号は、「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」です。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,749万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億5,576万5,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、保険料を101万4,000円減額し、国庫支出金を383万4,000円、繰入金を109万9,000円、繰越金を6,264万円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を6,264万1,000円、地域支援事業を485万2,000円増額するものです。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ251万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,952万4,000円とするものです。歳入は繰越金を251万1,000円増額し、歳出は諸支出金を251万1,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員会委員長 田代 勘君 降壇)

### ○議長 末若憲治君

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によります審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第68号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

### ○8番 福永善之君

議案68号、一般会計補正予算案に反対します。

反対の理由は、国の交付金として地方自治体に配られる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使い方に賛同できないからです。

今回、町は、障がい福祉施設と介護施設に対し、交付金の総額1,657万5,000円を拠出したいとあります。しかし、物価高に苦しんでるのは、この業界団体だけでし

ようか。ほかの業界は、また、個人は苦しんでいないのでしょうか。予算委員会の質疑では、全国社会福祉法人経営者協議会、福岡県社会福祉法人経営者協議会、町内の社会福祉法人1社の連名で、町に対し、物価高対策に関する行政支援の要望書が提出されたようです。国は、税金を集めて、それを一部の特定の層に配るという施策をいつまで続けるのでしょうか。今の政治に文句はあっても、決められた税金を納めるばかりで、何ら行政から恩恵を受けない個人や法人は、この交付金の使い方についてどう感じているでしょうか。納税者をリスペクトしないばらまきが当たり前のようになり、働くモチベーションの低下が考えられませんか。こんな施策を続けていれば、国力は弱まるばかりではないでしょうか。国も町も、常日頃から財政が厳しいと言つていませんか。財政が厳しい言いながら、ばらまくための金はあるという論理が、私には理解できません。税金のある特定の層にばらまく余裕があるのであるのなら、初めから税金を取らない。既存の税金を安くするという発想が必要ではないでしょうか。

以上の観点から、この議案に反対します。

○議長　末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

田川議員。

○10番　田川正治君

議案68号一般会計補正予算に賛成討論を行います。

国の地方創生交付金を活用した、介護施設や障害者施設の事業所に対する水光熱費、食材費などの負担軽減に対する支援、これについては、私はこの補正予算に賛成する主な理由です。

しかし、この一時的な支援ということだけでは、この介護事業者、また障害者施設に対する根本的な解決にはならないというふうに思います。そういう点で、全国的に今、介護事業所が赤字になって、営業できず撤退しているという自治体が増えています。事業所が一つというのが、268市町村。0自治体が、109市町村。合計で、377の市町村です。全体の5分の1以上が、このように立ち行かなくなっているというのが、介護施設の事業の実態です。近隣では、久山町が、訪問介護事業所が無くなったという報道もありました。介護施設が崩壊しているという状況、これを何とか根本的に解決していくことが必要であります。保険あって介護なしというのが今の状況になり、介護を必要とする人たちは、この事業から受けられなくて負担が増えてきているという状況です。そのことは、介護事業所もそうですし、働く介護従事者、ほかの主要産業から比べて8万円低いというような、こういうような労働条件、賃金の実態もあります。

また、障がい者の人たちも、国の支援から外されるというのが障害者総合支援制度の下で、今まで受けてた支援が受けられないこともあります、また65歳以上になつたら、障害者施設、障害者制度から外されるということで、負担が増えていることがあります。根本的には、このような問題を解決すべきでありますけど、今回、関係者からの支援の申入れもあり、町としても、今回の交付金を使って、支援になればということで補助がされたと。補助の計画をしているということでした。そういう点では、先ほどから述べましたこの国の交付金事業が、一時的なばらまきというようなことではなく、根本的な解決をする。やっぱり国に対して、また町としてもそういう事業を行っていくということこそ必要だと思います。そういう点から、今回の地方創生交付金を使った補助金というのは、それらのこの事業者に対する支援、また今後の事業を進めていくための力添えになることもあります、賛成討論とします。

○議長　末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長　末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長　末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長　末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　末若憲治君

続きまして、議案第69号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長　末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

全員賛成であります。

よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第70号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

賛成多数であります。

よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第71号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長　末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　末若憲治君

議案第72号「令和6年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第73号「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第74号「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第75号「令和6年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第76号「令和6年度粕屋町水道事業会計剩余金の処分及び収入支出決算の認定について」、議案第77号「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剩余金の処分及び収入支出決算の認定について」、以上、6議案を一括して議題いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長　宮崎広子君　登壇)

○13番　宮崎広子君

議案72号から議案77号まで一括して御報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございますので、要点のみ御報告いたします。

議案第72号は、「令和6年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」です。

一般会計の決算額は、歳入総額219億485万5,000円余、歳出総額212億8,910万円余で、歳入歳出差引額は6億1,575万5,000円余となります。歳入歳出差引額には、次年度への繰越明許費繰越財源307万3,000円が含まれており、それを差し引いた実質収支額は6億1,268万2,000円余で、次年度へ繰越しとなりました。また、一般会計の町債残高は、前年度より7,522万1,000円余増加し、137億3,408万4,000円余となり、基金残高は、前年度より2億8,464万2,000円余増加し、56億9,268万8,000円余となります。

審査の中で、各常任委員会に分かれて、第5次総合計画にある基本目標1. 「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」、基本目標2. 「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」、基本目標3. 「誰もが安心して幸せに

暮らせるやすらぎのまち」、基本目標4. 「健全で持続可能な行政経営をめざすまち」を基に、各事務事業について意見交換を行いました。

総務建設常任委員会では、都市計画は、20年、30年後の未来のためのものであるが、スピード感を持って進める必要もある。また、ふるさと納税では、返礼品や体験型の取組についてなどの意見がありました。

文教厚生常任委員会では、ボランティアと地域コミュニティの連携不足や、スクラップアンドビルドの必要性についてなどの意見が出ました。

全体会での議員間討議では、駕与丁公園をどう活用し、人を呼び込み、収益を生み出すかが、今後の政策課題となることや、町立や私立の保育園・幼稚園は、子どもを健全に育てるという目的が同じであり、事業として分け過ぎているという指摘や、各施設が特色を出し、町民の選択肢を広げることで、競争原理を働かせるべきとの意見が出ました。また、事務事業シートをベースに審査をする中で、PDCAサイクルが明確になり、委員会の課題も明確になりました。さらに、提案型議会と執行部との建設的な関係構築の重要性が論じられました。第5次総合計画で達成できなかつた項目の問題点と具体的対策不足から、第6次への移行期間における課題解決の重要性も指摘されました。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきと決しましたことを御報告いたします。

議案第73号は、「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和6年度歳入歳出決算は、歳入総額34億2,024万8,000円余、歳出総額33億3,579万6,000円余で、歳入歳出差引8,445万1,000円余の財政黒字となりました。まず、歳入につきましては、前年度に比べ、国民健康保険税が3,313万6,000円余、国庫支出金が280万6,000円の増額、県支出金が3億2,718万2,000円の減額となっており、歳入総額では、前年度と比べ2億7,828万4,000円余の減額になっています。一方、歳出につきましては、前年度と比べ、総務費が625万3,000円余、保健事業費が124万3,000円余、諸支出金が1,009万8,000円余の増額、保険給付費が3億3,600万5,000円余、国民健康保険事業費納付金が4,053万7,000円余、前年度繰上充用金が1,595万8,000円余の減額となっており、歳出総額では、前年度と比べ3億7,490万5,000円余の減額になっています。令和6年度決算状況としましては、8,445万1,000円余の黒字となりました。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきと決しましたことを御報告いたします。

議案第74号は、「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について」です。

令和6年度歳入歳出決算は、歳入総額7億977万9,000円余、歳出総額6億7,382万5,000円余で、歳入歳出差引3,595万4,000円余が、次年度への繰越しとなりました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の5億3,730万6,000円余で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の6億5,127万5,000円余です。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきと決しましたことを御報告いたします。

議案第75号は、「令和6年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」です。令和6年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額27億3,729万9,000円余、歳出総額26億7,465万7,000円余、歳入歳出差引額6,264万1,000円余が、次年度への繰越しとなりました。歳入の主なものといたしましては、第1号被保険者保険料が6億2,403万3,000円余、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が15億9,268万7,000円余、繰入金が4億5,716万4,000円余、繰越金が6,235万7,000円余です。一方、歳出の主なものといたしましては、全体の90%を占める保険給付費が24億657万円余、諸支出金が6,366万2,000円余、地域支援事業費が1億2,476万2,000円余です。

次に、介護サービス勘定におきまして、歳入総額2,556万5,000円余、歳出総額2,305万4,000円余、歳入歳出差引額251万1,000円余が、次年度への繰越しとなりました。歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入が1,551万2,000円余、繰越金が773万9,000円余です。歳出は、総務費が2,160万9,000円余、サービス事業費が144万5,000円余です。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきと決しましたことを御報告いたします。

議案第76号は、「令和6年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」です。

「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、令和6年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、建設改良積立金へ1億円処分するものです。あわせて、令和6年度粕屋町水道事業会計決算は、配水管改良工事、粕屋浄水場他電気設備更新工事などを行っています。収益的収支については、消費税を除き、事業収益9億5,554万4,000円余、事業費用8億5,140万9,000円余、差引き1億413万5,000円余の純利益を計上しました。次に、資本的収支については、消費税を含み、収入総額567万4,000円余、支出総額3億9,357万6,000円余、差引き不足額3億8,790万1,000円余については、建設改良積立金、損益勘定留保資金などで補填しています。

審査の中で、事務事業シートのアクションからプランへのつながりが薄いので、サイクルとして回っていない。有収率からすると、いい数字が出ているので、評価されるべきなのに評価できない。書きぶりを変えていけば、サイクルが回っていく。シートの書きぶりを変えてはという質疑に、記載方法について今後工夫していくとの答弁でした。

議員間討議では、有収率からいい数字が出ているので、事業成果を評価したいとの意見が出ました。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決及び認定すべきと決しましたことを御報告いたします。

議案第77号は、「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」です。

「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ9,000万円処分するものです。あわせて、令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算は、マンホールポンプ制御盤更新工事などを行っています。収益的収支については、消費税を除き、事業収益11億4,464万3,000円余、事業費用11億6,888万7,000円余、差引き2,424万3,000円余の純損失を計上しました。次に、資本的収支については、消費税を含み、収入総額6億5,215万5,000円余、支出総額9億1,544万7,000円余、差引き不足額2億6,329万1,000円余については、損益勘定留保資金などで補填しました。

審査の中で、下水道事業で料金収入のほかに、マンホール広告をして、企業から広告料をもらったり、施設のPRなどのためオリジナルマンホールの作成をしては？という質疑に、以前バラのデザインを取り入れたマンホール蓋を使用したが、現在は、車両や歩行者の安全対策を考えて、滑り防止のものを使用しているとの回答でした。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決及び認定すべきと決しましたことを御報告いたします。

以上です。

(決算特別委員会委員長 宮崎広子君 降壇)

## ○議長 末若憲治君

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第72号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

全員賛成であります。

よって、議案第72号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第73号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

賛成多数であります。

よって、議案第73号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第74号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

賛成多数であります。

よって、議案第74号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第75号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

全員賛成であります。

よって、議案第75号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第76号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

全員賛成であります。

よって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、議案第77号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

全員賛成であります。

よって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、発議第2号「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

発議第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。

賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

全員賛成であります。

よって、発議第2号は可決されました。

**○議長　末若憲治君**

続きまして、発議第3号「粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」を議題といたします。

発議第3号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**○議長　末若憲治君**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。

賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**○議長　末若憲治君**

全員賛成であります。

よって、発議第3号は可決されました。

**○議長　末若憲治君**

次に、日程第7「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題いたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から配付のとおり、閉会中の特定事件

(所管事務) の調査の申出があつております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長　末若憲治君

御異議なしと認めます。

よつて、各委員長からの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定をいたしました。

町長から発言の申出があつております。これを認めます。

箱田町長。

### ○町長　箱田　彰君

令和7年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、私から自席からではございまが、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今議会におきまして提案させていただきました「粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」をはじめ、令和6年度各会計の決算認定並びに令和7年度補正予算案、数多くの全ての議案に対しまして、御賛同いただき、議決を頂きました。誠に感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、昨年の9月議会でこのように挨拶をさせていただきました中で、前岸田総理が、自民党総裁を退任されることに伴う自民党総裁選挙のことについて触れましたが、またもや今議会におきまして、石破自民党総裁の退陣に伴う新たな自民党総裁選挙について触れることになりました。正に、本日9月22日に選挙の告示がされ、10月4日の選挙に向けて、各候補者が出そろい、非常に熱を帯びてきたところでございます。今回は、新たな自民党総裁を決めるものであつて、議院内閣制での総理大臣を決める首班指名がどうなっていくのかは油断ができませんが、物価の高騰対策や経済対策、そして減税問題を急務とする課題が山積する中、これからの方針の動向により、我々地方自治体にとっても、大きな影響が考えられます。注視をしていかなければならないと思います。

さて、これからの方針が発展し、住民にとって住みやすい便利で快適に生活するため、新たな地域公共交通AIオンデマンドバス「のるーと粕屋」が、いよいよ9月29日月曜日から運行開始します。運行開始に先立ち、本日から予約を開始しておりますが、乗降場所いわゆるミーティングポイントを、これまでのふれあいバスの67か所から163か所へと大幅に増強し、スタートします。つきましては、御案内は

しておりますが、今週26日金曜日10時より、サンレイクかすやにおきまして、AIオントリマンドバス「のるーと粕屋」の出発式を行い、議会や関係者の皆様に対して、試乗会を企画しております。御多用のところとは思いますが、どうぞ御参加をお願いしたいと思います。これからも議員各位の御理解と御協力を賜りながら、誰もが住みやすい社会の実現に向けて、これからも努力していくことを申し上げながら、閉会に当たっての、私のお礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長　末若憲治君

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和7年第3回粕屋町議会定例会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、令和7年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会　午前10時45分)

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議長　末若憲治

署名議員　杉野公彦

署名議員　福永善之